

		<p>【研究報告】</p>	<p>土壌汚染対策に関連する調査・研究</p> <p>〔汚染区域内での施工方法に関する調査〕</p> <p>〔都道府県・政令市の残土条例の比較調査〕</p>
--	--	---------------	--

2018年10月

土木学会
建設技術研究委員会
土壌・地下水汚染対策研究小委員会

--	--	--	--	--

目次

第一章 汚染区域内での施工方法に関する調査.....	1
1.1 調査の概要	1
1.1.1 調査の目的.....	1
1.1.2 調査内容	2
1.2 調査結果.....	3
1.2.1 要措置区域・形質変更時要届出区域における 土地形質変更に関する規制の概要	3
（1）関連ガイドライン等.....	3
（2）用語	3
（3）申請・届出等.....	4
（4）土地形質変更の施行方法に関する規制.....	5
（5）汚染土壌の区域外への搬出に関する規制	6
1.2.2 汚染区域内での施工事例.....	7
（1）掘削除去	7
事例 1 重金属汚染土壌をのり付きオープンカットで掘削した事例	7
事例 2 水銀汚染土壌を親杭横矢板工法を用いてテント内で掘削した事例	8
事例 3 VOC 汚染土壌を鋼矢板を用いて掘削した事例.....	10
事例 4 重金属汚染土壌を鋼矢板およびウエルポイント工法を用いて掘削した事例 ..	11
事例 5 準不透水層がないため薬液注入による底盤改良を行って掘削した事例	12
事例 6 準不透水層まで鋼矢板を設置しディープウエルを用いて掘削した事例	13
事例 7 準不透水層が深かったため SMW とディープウエルを用いて掘削した事例 ..	14
事例 8 オールケーシング工法を用いて掘削した事例	15
（2）原位置封じ込め	17
事例 9 SMW による原位置封じ込め措置.....	17
（3）原位置浄化	19
事例 10 酸化分解処理によりベンゼン汚染土壌を原位置浄化した事例	19
事例 11 鉄粉スラリー噴射により VOC 汚染土壌を原位置浄化した事例	20
事例 12 鉄粉混合攪拌により VOC 汚染土壌を原位置浄化した事例.....	21
（4）基礎杭の打設.....	23
事例 13 中掘工法による杭打設の事例.....	24
事例 14 プレボーリング工法による杭打設の事例	25
事例 15 アースドリルによる杭施工の事例.....	26
（5）地中障害物撤去	28
事例 16 オールケーシング工法による SMW 施工位置の 汚染土壌・地中障害物撤去の事例	28

事例 17 W ケーシング+ロックオーガ工法による基礎杭の引抜き的事例	29
(6) ボーリング	31
事例 18 形質変更時要届出区域内で土壌調査(ボーリング調査)を実施した事例	31
事例 19 形質変更時要届出区域内で観測井戸を設置した事例	32
(7) その他 (汚染区域の境界部における施工)	34
事例 20 汚染区域と非汚染区域の境界部で地盤改良工事を行った事例	34
事例 21 SMW を施工する前にオールケーシングで基準不適合土壌を撤去した事例	35
第二章 都道府県・政令市の残土条例の比較調査	37
2.1 調査の概要	37
2.1.1 調査の目的	37
2.1.2 調査手順	37
2.1.3 調査対象自治体	37
2.1.4 調査時点	39
2.1.5 残土条例の規制の典型的な構図と調査事項の抽出	40
(1) 残土条例の規制の典型的な構図	40
(2) 調査事項の抽出	40
2.1.6 個別調査票の様式と記載要領の作成	41
2.2 調査の結果	43
2.2.1 17 府県の残土条例の枠組み	43
(1) 千葉県など	43
(2) 埼玉県	44
(3) その他の県	44
2.2.2 府県と市の条例の関係	44
2.2.3 埋立て等の搬入土砂の基準・調査項目	45
(1) 種別に係る基準	45
(2) 安全性に係る基準	46
2.2.4 埋立て等の搬入土砂の調査・届出に関する書類	48
2.2.5 土壌汚染対策法との関係	48
2.2.6 残土条例に係るその他の留意事項	49
巻末資料 1 調査対象とした自治体における個別調査票	
巻末資料 2 個別調査結果の取りまとめ一覧表 (40 自治体の調査結果ダイジェスト版)	
委員名簿	

第一章 汚染区域内での施工方法に関する調査

1.1 調査の概要

1.1.1 調査の目的

土壌汚染が存在する区域（以下、汚染区域）において建設工事を行う場合には、汚染の拡散を防止する施工方法にて実施しなければならない。

汚染拡散防止対策は、工法選定に係るものや、汚染拡散防止のために付加的に実施するものなど、汚染状況や施工内容に応じて様々である。工法選定に係るものとしては、例えば、砂質地盤へ鋼矢板を圧入する際に、ウォータージェット併用圧入工法を採用すると噴射する高圧水により汚染を拡散させるおそれがあるため、オーガ併用圧入工法を選択することが必要になることが挙げられる。また、汚染拡散防止対策のために付加的に実施するものとしては、例えば、第一種特定有害物質（以下、VOC）や水銀など、揮発のおそれのある特定有害物質（以下、揮発性特定有害物質）の拡散を防止するため、作業区域を仮設テントで覆うことが挙げられる。

表 1.1.1-1 汚染拡散防止対策

- ・ 工法選定に係る汚染拡散防止対策（例．鋼矢板設置）

工 法	工法選定に当たっての留意点
圧入工法	選定可能。
オーガ併用圧入工法	選定可能。なお、汚染区域と非汚染区域の境界線付近に鋼矢板を設置する場合、オーガ攪拌によって汚染土壌が汚染区域外に出ないように注意する（攪拌径を考慮して、鋼矢板打設法線と汚染区域境界線との離隔を確保する等）。
ウォータージェット併用圧入工法	噴射する高圧水により汚染を拡散させるおそれがあるため、他の工法が望ましい。
バイブロハンマ工法	選定可能。

- ・ 付加的に実施する汚染拡散防止対策（例）

対策の目的	対策の方法
車両タイヤに付着した汚染土壌の汚染区域外への拡散を防止する。	車両タイヤ洗浄
汚染土壌の一時仮置場で特定有害物質の地下への浸透を防止する。	舗装、遮水シート等
作業区域から特定有害物質の飛散や、揮発性特定有害物質の揮散を防止する。	仮設テント（負圧機能付き等）
汚染土壌の搬出・運搬時に揮発性特定有害物質の飛散・揮散・流出を防止する。	内袋付フレキシブルコンテナ

本調査は汚染区域内での施工事例を紹介し、事例ごとに汚染拡散防止対策、留意事項をとりまとめることにより、汚染区域内での施工方法を検討する際の参考に資することを目的とした。

なお、自治体により指導が異なる場合があるため、本書掲載の事例で示した施工方法、汚染拡散防止対策等が全ての自治体で認められるわけではないことを付記しておく。

1.1.2 調査内容

本調査では、「汚染区域での施工事例」を収集し、施工事例を以下のとおり類型区分し、それぞれの類型区分について施工概要、汚染拡散防止対策、留意事項をとりまとめた。

【収集した施工事例の類型区分】

- ・掘削除去
- ・原位置封じ込め
- ・原位置浄化
- ・基礎杭の打設
- ・地中障害物撤去
- ・ボーリング
- ・その他

1.2 調査結果

第一項で「要措置区域・形質変更時要届出区域における土地形質変更に関する規制の概要」を解説し、第二項で「汚染区域内での施工事例」を示す。

1.2.1 要措置区域・形質変更時要届出区域における土地形質変更に関する規制の概要

土壤汚染対策法では、要措置区域および形質変更時要届出区域における土地の形質の変更を規制している。

以下に規制の概要を示す。なお、平成 29 年 5 月 19 日に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」が公布され、平成 31 年春に改正法が全面施行されるが、以下の内容は改正内容を反映していない。また、法律の運用について十分に説明しきれていない部分もあるため、実際に計画や施工を行う際には専門家や自治体の担当部局に相談するなどして確認されたい。

(1) 関連ガイドライン

要措置区域および形質変更時要届出区域において土地の形質の変更を行う場合に、関連するガイドラインを以下に示す。

- ① 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 2 版）／平成 24 年 8 月 環境省水・大気環境局土壤環境課（以下、調査措置ガイドライン）
- ② 汚染土壌の運搬に関するガイドライン改訂版（改訂第 3 版）／平成 30 年 3 月 環境省水・大気環境局土壤環境課（以下、運搬ガイドライン）

(2) 用語

主な用語を解説する。

表 1.2.1-1 用語の解説

用語	解説
土地の形質の変更	土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾、地盤改良、杭の打設・撤去等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれる。 ※本報告書では「土地の形質の変更」を「土地形質変更」と記載している場合がある。
要措置区域	土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査で基準不適合が確認され、当該汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事等は要措置区域に指定し、土地所有者等に措置（対策）を指示する。指示措置等により土壤汚染の除去を行った場合は要措置区域を解除される。原位置封じ込め等を行った場合は要措置区域を解除され、形質変更時要届出区域に指定が変更される。

表 1.2.1-1 用語の解説（続き）

用 語	解 説
形質変更 時要届出 区域	<p>土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査で基準不適合が確認され、当該汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない場合には、都道府県知事等は形質変更時要届出区域に指定する。</p> <p>形質変更時要届出区域は、「埋立地管理区域」、「埋立地特例区域」、「自然由来特例区域」、「それ以外の区域」に分類される。それぞれの区域で施行方法の基準が異なるため、形質変更時要届出区域の台帳等でどの区域に分類されているか確認する必要がある（特段の記載がない場合は「それ以外の区域」である）。</p> <p>原位置封じ込め等を行い要措置区域から指定変更になった形質変更時要届出区域には、指示措置等を講ずるために設けられた構造物があるため、土地形質変更時に注意を要する。</p> <p>土壌汚染の除去を行った場合は形質変更時要届出区域を解除される。汚染土壌を残置した状態で、施行方法の基準に適合する汚染拡散防止対策をとりながら建設工事を行うことは可能であるが、その場合は形質変更時要届出区域の解除はできない。</p> <p>※調査措置ガイドランでは「それ以外の区域」を「一般管理区域」と記載しているため、本報告書でも「一般管理区域」と記載する。</p>
汚染土壌	<p>要措置区域・形質変更時要届出区域内の土地の土壌をいう。区域内の土壌は、基準適合・基準不適合にかかわらず汚染土壌であり、汚染土壌を区域外に搬出する場合は、届出等の規制対象となる。</p>
搬出	<p>汚染土壌を人為的に移動することにより、要措置区域・形質変更時要届出区域の境界線を超えることをいう。</p>

（3）申請・届出等

要措置区域・形質変更時要届出区域において土地形質変更を行う場合は、申請や届出を行わなければならない（ただし、指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えず、かつ、土地の形質の変更の対象となる部分の面積の合計が 10m² 以上の場合は深さ 50cm 未満、当該部分の面積の合計が 10m² 未満の場合は深さ 3m 未満の土地の形質の変更を除く）。詳しくは、調査措置ガイドラインの「5.9 要措置区域等における土地の形質の変更」を参照されたい。

また、汚染土壌を要措置区域・形質変更時要届出区域の外へ搬出する場合は、届出を行わなければならない。詳しくは、運搬ガイドラインを参照されたい。

上記ガイドラインのほか、自治体によっては「届出の手引き」等を発行しているため、参照されたい。

表 1.2.1-2 土地形質変更に関する届出様式

	届出様式
要措置区域	帯水層の深さに係る確認申請書（土壌汚染対策法施行規則（以下、規則）様式第 7）
	指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書（規則様式第 8）
	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（規則様式第 9）
形質変更時 要届出区域	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（規則様式第 10）
	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書（規則様式第 9）

※上記のうち、必要な申請書、届出書を確認すること。

表 1.2.1-3 区域外搬出に関する届出様式

	届出様式
要措置区域、 形質変更時 要届出区域	汚染土壌の区域外搬出届出書（規則様式第 16）
	汚染土壌の区域外搬出変更届出書（規則様式第 17）
	非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書（規則様式第 18）
	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書（規則様式第 15）

※上記のうち、必要な申請書、届出書を確認すること。

（４）土地形質変更の施行方法に関する規制

（a）要措置区域

要措置区域内の帯水層に接する土地形質変更の施行方法については、平成 23 年環境省告示第 53 号に規定されている。以下に要点を示す。詳しくは、調査措置ガイドラインの「5.9.2 要措置区域の土地の形質の変更に係る管理」および「Appendix-12」を参照されたい。

- ① 土地形質変更の周囲を、最も浅い位置になる準不透水層（厚さが 1m 以上、かつ、透水係数が 1.0×10^{-6} m/秒以下）の深さまで、遮水構造物を設置すること。
- ② ①の遮水範囲内の地下水位が設置前の地下水位を超えないようにすること。
- ③ 指示措置等が既に講じられている土地については、土地形質変更が終了した時点で当該措置の構造物等を原状回復すること。
- ④ 準不透水層より深い位置にある帯水層（下位帯水層）まで土地形質変更を行う場合には、下位帯水層への汚染拡散防止措置および準不透水層の遮水性回復を行うこと。

(b) 形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域における土地形質変更の施行方法については、土壤汚染対策法施行規則第 53 条、平成 23 年環境省告示第 53 号、平成 23 年環境省告示第 54 号に規定されている。以下に要点を示す。詳しくは、調査措置ガイドラインの「5.9.3 形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に係る管理」、「Appendix-12」および「Appendix-13」を参照されたい。

- ① 基準不適合土壤又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 帯水層にある溶出量の基準不適合土壤の土地形質変更に当たり、新たなる汚染の拡散等が発生しないように、管理すること。具体的には以下のとおりである。
 - ・一般管理区域については、土地形質変更に当たり、溶出量の基準不適合土壤が帯水層に接しないようにすること。なお、溶出量の基準不適合土壤が帯水層と接する場合は、平成 23 年環境省告示第 53 号 ((a) 要措置区域を参照) の基準に適合していることについて都道府県知事等に確認を受けること。
 - ・埋立地管理区域については、平成 23 年環境省告示第 54 号に従い、「地下水を揚水して地下水位を管理する方法」、又は「地下水の水質を監視する方法」にて施工を行うこと。また、下位帯水層まで土地形質変更を行う場合には、下位帯水層への汚染拡散防止措置および準不透水層の遮水性回復を行うこと。
 - ・埋立地特例区域および自然由来特例区域については、法令上の規制はないが、調査措置ガイドラインで、下位帯水層への汚染拡散防止措置および準不透水層の遮水性回復を行うことが望ましいとされていること。
- ③ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えた場合は、土地形質変更を行った後に、土地形質変更前と同等以上に人の健康被害が生ずるおそれがないようにすること（現状復旧など）。

(5) 汚染土壤の区域外への搬出に関する規制

汚染土壤を要措置区域・形質変更時要届出区域の外へ搬出する場合は、前述した届出義務のほか、以下のような規制がある。詳しくは、運搬ガイドラインを参照されたい。

- ① 汚染土壤の運搬基準を遵守しなければならない。
- ② 汚染土壤処理業者（許可業者）へ委託し処理しなければならない。
- ③ 汚染土壤を搬出する際には、管理票を交付し、適正処理を確認しなければならない。

1.2.2 汚染区域内での施工事例

(1) 掘削除去

汚染土壌の掘削除去による浄化工事にしても構造物等の根切り工事にしても、掘削工事では掘削する範囲や深さ、地山の状態、土質、地下水位等によって土留めや遮水、地下水位低下の方法が異なる。

掘削する深さが地下水位より浅く、地山の安定勾配が確保できる場合は土留め壁を使わない、のり付オープンカットによる掘削が適用できる。ただし掘削面の勾配は労働安全衛生規則を順守する必要がある。

一方、地山の安定勾配が確保できない場合には、土留め壁を設置することになる。土留め壁には親杭横矢板、鋼矢板、地中連続壁（RC壁や柱列式ソイルセメント壁等）等の種類がある。

湧水がない場合や地下水位より浅い場合の掘削では親杭横矢板が使用できるが、湧水がある場合や地下水位より深い場合の掘削では、遮水壁としての役割が求められるため、一般的に鋼矢板や地中連続壁を使用することになる。実際の事例によると、土留め壁や遮水壁として使用されたのは鋼矢板、親杭横矢板、SMWであった。その際、土留め壁や遮水壁内部の湧水、地下水を排水するための釜場排水工法や、周囲の地下水位を低下させるためのディープウェル工法やウェルポイント工法の地下水位低下工法が併用されていた。

また、揮発性特定有害物質による汚染土壌を扱う場合は、テント内での作業や運搬容器の選定等の配慮が必要となる。

掘削対象となる場所や扱う土壌の汚染状態等の諸条件によって、これらの土留めや地下水位低下の方法を組み合わせる計画し、施工することになる。

なお、区域指定解除を目的とした掘削除去による浄化工事の場合には、掘削範囲の平面的な形状と深度（土壌調査による汚染土壌の表面から掘削底面までの高さ）の出来形検測を行い記録することや、埋め戻しを行う場合には、埋め戻しに使用する土壌が例えば「埋め戻し土壌の品質管理指針 平成18年12月15日 社団法人土壌環境センター」に適していることを確認し記録すること等の施工管理を行う必要がある。

以下に汚染区域内における掘削除去工事の具体的な施工方法の事例を示す。

事例1 重金属汚染土壌をのり付きオープンカットで掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は重金属による汚染土壌をのり付きオープンカットで掘削除去した事例である。地山の状態から土留め壁は不要で、掘削深度は地下水位より浅かった。また、地下水汚染は生じていなかった。

まず、測量を行って掘削対象範囲を明示し、バックホウで汚染土壌を掘削した。掘削した汚染土壌はダンプトラックに積み込み、汚染土壌処理施設に搬出した。汚染土壌の除去が完了したことを、基準面からの深さと掘削底面範囲の寸法を測量して確認し、写真と図面に記録した。除去完了を確認した後、あらかじめ基準適合を確認した

土壌で埋め戻した。

地下水汚染は生じていなかったため、埋め戻し完了後に地下水の下流側の周縁に観測井戸を設け、地下水の汚染が生じていないことを1回確認した。

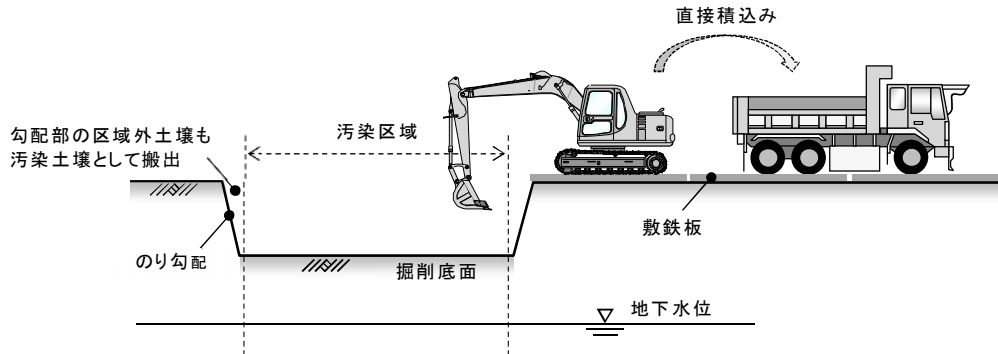


図 1.2.2 (1)-1 のり付きオープンカット概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・掘削した汚染土壌は直接ダンプトラックに積み込み、荷台はシート掛けして搬出した。
- ・直接積み込めない場合は、飛散防止のためシート養生を行ったうえで、汚染区域内の当該区画内もしくは隣接区画内に仮置きした。
- ・勾配部の区域外土壌も汚染土壌として搬出した。
- ・汚染土壌掘削時には適宜散水により、飛散防止を行った。
- ・タイヤへの汚染土壌の付着を防止するために、汚染区域内の車両運搬経路に鉄板を敷設した。また、場外搬出時にタイヤの洗浄を行った。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・事例によっては、掘削除去出来形の立会確認を行う行政もあった。

事例 2 水銀汚染土壌を親杭横矢板工法を用いてテント内で掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は揮発性を有する水銀による汚染土壌をテント内で掘削除去した事例である。掘削深度と土質の状況から土留め壁が必要で、掘削深度は地下水位より浅かった。そこで土留め壁として親杭横矢板工法を用いて掘削を行った。

一般的に親杭横矢板工法は、親杭として H 形鋼等を用いて 80～150cm 程度の間隔で打ち込み、掘削に伴い木製やコンクリート製の横矢板を設置していく工法である。掘削深度によっては土留め支保工を設置することもあるが本事例では設置は不要で

あった。

水銀汚染土壌の掘削および内袋付フレキシブルコンテナ詰め作業はテント内で行った。

掘削出来形管理や地下水確認は事例 1 と同様である。

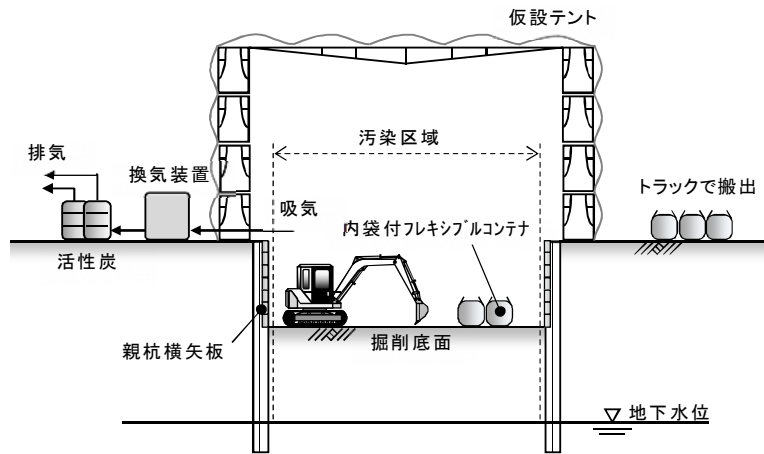


図 1.2.2 (1)-2 水銀汚染土壌掘削の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・親杭 H 形鋼設置のためアースオーガで削孔したが、地下水の移動を防ぐため、孔壁に保護膜を形成するベントナイト泥水を使用した。
- ・掘削した水銀汚染土壌は内袋付フレキシブルコンテナに詰め、トラックに積み込み、荷台はシート掛けして搬出した。
- ・掘削作業および袋詰め作業は換気装置を設置したテント内で行った。テントからの排気は排ガス処理設備（活性炭による吸着）を通過後、大気放出させた。
- ・水銀ガスモニターを使用してテントからの排気と、敷地境界での大気のモニタリングを行った。
- ・当該テント内作業に従事する作業員は水銀用防毒マスク、保護眼鏡、保護手袋等の保護具を着用し、保護具のテント外への持ち出しは禁止した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・本事例は水銀含有量基準不適合の汚染土壌が掘削対象であったため、行政からテントの使用を指導された。
- ・工事前に大気の水銀濃度等のバックグラウンド値を敷地境界等で測定しておき、工事中の測定値と比較することによって工事の影響の有無を判断することも考えられる。
- ・敷地境界での大気のモニタリングに当たっては、風向き等に留意する。

事例 3 VOC 汚染土壌を鋼矢板を用いて掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は VOC による汚染土壌を掘削除去した事例である。掘削深度付近に地下水位が存在したため、鋼矢板を打設し、鋼矢板で締切った内部の地下水は釜場排水した。

鋼矢板の打設方法は圧入工法やオーガ併用圧入工法、バイブロハンマ工法等の様々な工法があり、土質や周辺への影響等を考慮して選択する。配置計画としては、下図の平面図に示すとおり、汚染の拡散防止を図り、かつ、汚染区域の汚染土壌を残さず除去することができるよう、鋼矢板を汚染区域の外側に計画することが一般的である。また、鋼矢板の継手に止水処理を施して遮水効果を高める方法もある。

掘削した VOC 汚染土壌は、VOC の揮発による汚染拡散を防ぐため、その場で内袋付フレキシブルコンテナに詰め込んだ。

掘削出来形管理や地下水確認は事例 1 と同様である。

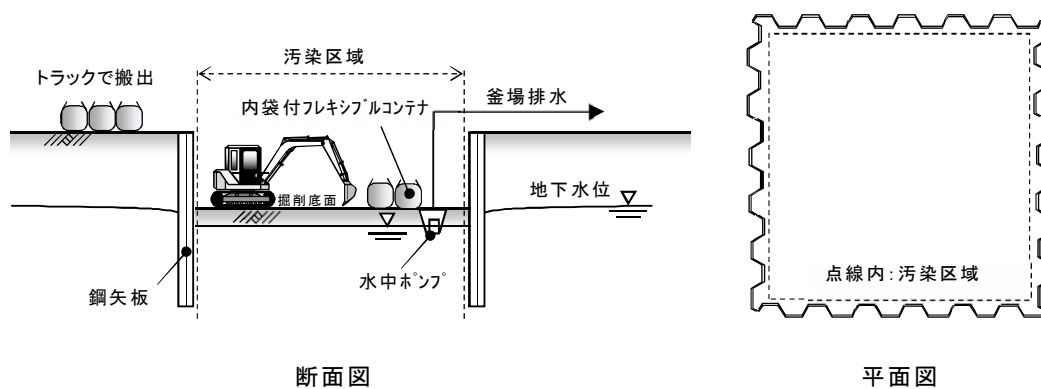


図 1.2.2 (1)-3 VOC 汚染土壌掘削の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・掘削した VOC 汚染土壌は内袋付フレキシブルコンテナに詰め、トラックに積み込み、荷台はシート掛けして搬出した。
- ・釜場排水により地下水位を低下させ、掘削面より上位に水面がないことを目視で確認しながら作業した。
- ・排水は濁水処理後に分析を行い、基準適合を確認した後、公共下水道に放流した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・事例によってはテント内での掘削、袋詰め作業を指導する行政もあった。
- ・対策期間中の大気モニタリング、地下水モニタリング、排水分析を指導された事例もあった。
- ・鋼矢板の打設方法は圧入工法やオーガ併用圧入工法、バイブロハンマ工法等、種々

の方法があるが、汚染を拡散させないように留意する必要があるため、ジェット併用の打ち込み工法は汚染を拡散させるおそれがあるため望ましくない。

事例 4 重金属汚染土壌を鋼矢板およびウェルポイント工法を用いて掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は重金属による汚染土壌を掘削除去した事例である。掘削深度と土質の状況から土留め壁および支保工が必要で、掘削深度は地下水位より深かった。そこで土留めおよび遮水壁として汚染区域外に鋼矢板を打設し、さらにウェルポイント工法で地下水位を低下させて掘削作業を進めた。

なお、平成 23 年環境省告示第 53 号に定める準不透水層（厚さ 1m 以上、かつ、透水係数 1.0×10^{-6} m/秒以下）は存在しなかった。

掘削出来形管理や地下水確認は事例 1 と同様である。

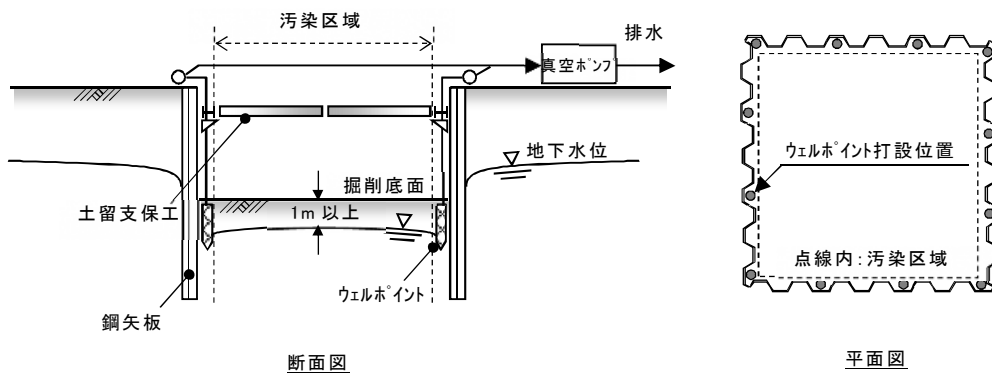


図 1.2.2 (1)-4 ウェルポイント工法を用いた掘削の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・地下水位はウェルポイント工法により掘削深度-1m に低下させて掘削作業を行った。
- ・排水は濁水処理後に分析を行い、基準適合を確認した後、公共下水道に放流した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・地下水位を管理しながら施工する場合は、地下水位の常時モニタリングを求められることがある。

事例 5 準不透水層がないため薬液注入による底盤改良を行って掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は、重金属による汚染土壌を掘削除去した事例である。掘削深度と土質の状況から土留め壁および支保工が必要で、掘削深度は地下水位より深かったため、汚染区域外に鋼矢板を打設して汚染拡散防止を図る計画であったが、平成 23 年環境省告示第 53 号に定める準不透水層（厚さ 1m 以上、かつ、透水係数 1.0×10^{-6} m/秒以下）が存在しなかった。そこで鋼矢板打設後に薬液注入工法による底盤改良を行った。

掘削出来形管理や地下水確認は事例 1 と同様である。

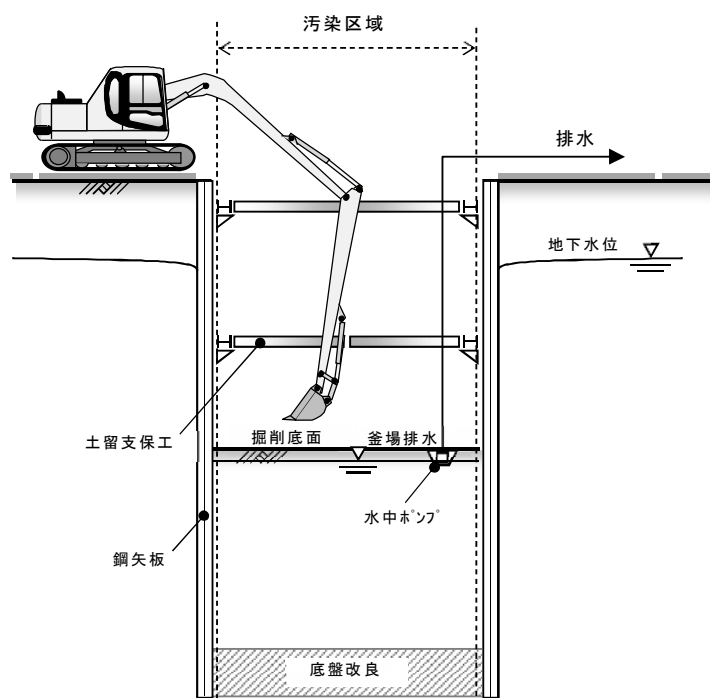


図 1.2.2 (1)-5 薬液注入による底盤改良を行った掘削の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・釜場排水により地下水位を低下させ、掘削面より上位に水面がないことを目視で確認しながら作業した。
- ・排水は濁水処理後に分析を行い、基準適合を確認した後、公共下水道に放流した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・底盤改良の材料（遮水材）については、その材料に含まれる特定有害物質が原因となって健康被害が生ずることのない品質を有し、準不透水層と同等以上の遮水の効力を有しているものを選定する。注入した材料は、珪酸ソーダを主剤とする無機溶液型水ガラス系注入材であり、「薬液注入工法における建設工事の施工に

関する暫定指針（昭和 49 年 7 月 10 日 建設省官技発第 160 号）」に適合した材料であった。事例では底盤改良の厚さは 1.5m とし、透水係数は $1.0 \times 10^{-7} \sim 10^{-8} \text{m/秒}$ と見込まれたため、準不透水層の条件に適合すると説明し承認された。

事例 6 準不透水層まで鋼矢板を設置しディープウェルを用いて掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は、重金属による汚染土壌を掘削除去した事例である。掘削深度と土質の状況から土留め壁および支保工が必要であり、掘削深度は地下水位より深かったため、平成 23 年環境省告示第 53 号に定める準不透水層（厚さ 1m 以上、かつ、透水係数 $1.0 \times 10^{-6} \text{m/秒}$ 以下）まで鋼矢板を打設して拡散防止を図った。

地下水はディープウェルにて揚水しながら掘削作業を進めた。

掘削出来形管理や地下水確認は事例 1 と同様である。

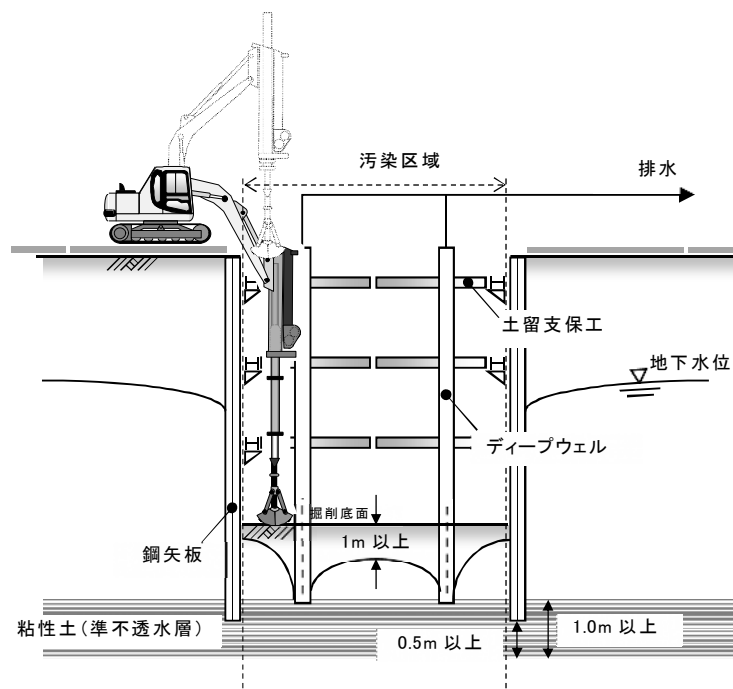


図 1.2.2 (1)-6 準不透水層まで鋼矢板を打設した掘削の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・地下水位はディープウェルを用いた揚水により掘削深度-1m に低下させて掘削作業を行った。
- ・排水は濁水処理後に分析を行い、基準適合を確認した後、公共下水道に放流した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・掘削作業中に地下水位のモニタリングを求められる場合がある。

事例 7 準不透水層が深かったため SMW とディープウェルを用いて掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は、重金属による汚染土壌を掘削除去した事例である。掘削深度と土質の状況から土留め壁および支保工が必要で、掘削深度は地下水位より深かったが、平成 23 年環境省告示第 53 号に定める準不透水層（厚さ 1m 以上、かつ、透水係数 1.0×10^{-6} m/秒以下）の深度が相当に深かった。そこで、SMW で根切り範囲を締切り、ディープウェルで揚水しながら掘削を進めることとなった。

SMW は土とセメントスラリーを原位置で混合、攪拌し、地中に壁体を造成する工法である。専用の多軸混練オーガ機で原地盤を削孔し、その先端よりセメントスラリーを吐出して削孔混練する。削孔混練軸をラップして施工するため連続した一体のソイルセメント壁を造ることができ、他の土留め壁と比較して遮水効果が高い。また、壁体に断面性能の大きな芯材を挿入することができるため、本事例のような大深度の掘削に対応することができる。

掘削出来形管理や地下水確認は事例 1 と同様である。

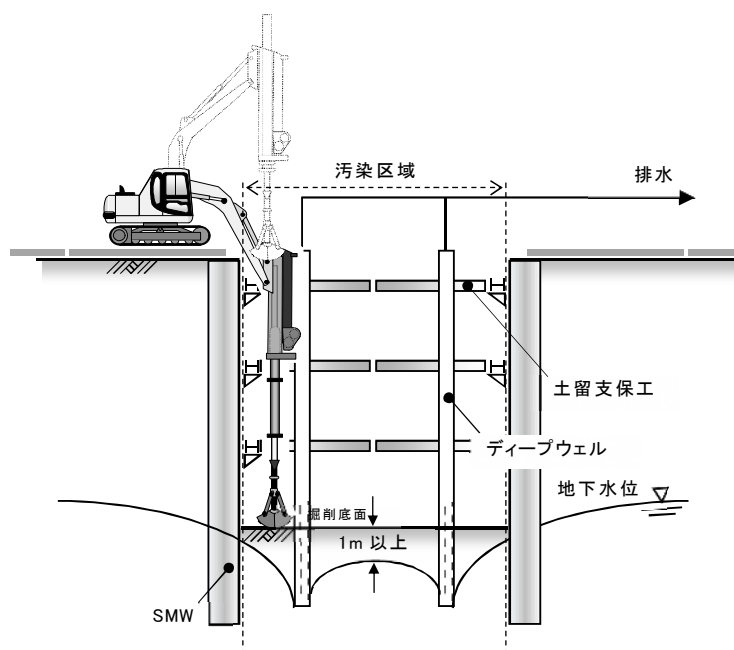


図 1.2.2 (1)-7 準不透水層が深く SMW とディープウェルを用いた掘削の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・地下水位はディープウェルを用いた揚水により掘削深度-1m に低下させて掘削作業を行った。
- ・排水は濁水処理後に分析を行い、基準適合を確認した後、公共下水道に放流した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ 準不透水層の深度が相当に深かったため、ディープウェル工法による地下水位低下の採用を検討し実施が可能となった。

事例 8 オールケーシング工法を用いて掘削した事例

(a) 施工概要

本事例は、重金属による汚染土壌をオールケーシング工法で掘削除去した事例である。汚染の深度が深かったため、土留め支保工よりもオールケーシング工法が経済性、安全性に優れると判断され採用された。

平面的なケーシングの配置は下図の平面図のように完全ラップとし、汚染区域内の汚染土壌の取り残しがないよう配置した。

汚染土壌の除去が完了したことを確認するため、ケーシング 1 本毎に基準面からの深さを測定して記録に残した。除去完了を確認した後、あらかじめ基準適合を確認した土壌で埋戻した。

地下水確認は事例 1 と同様である。

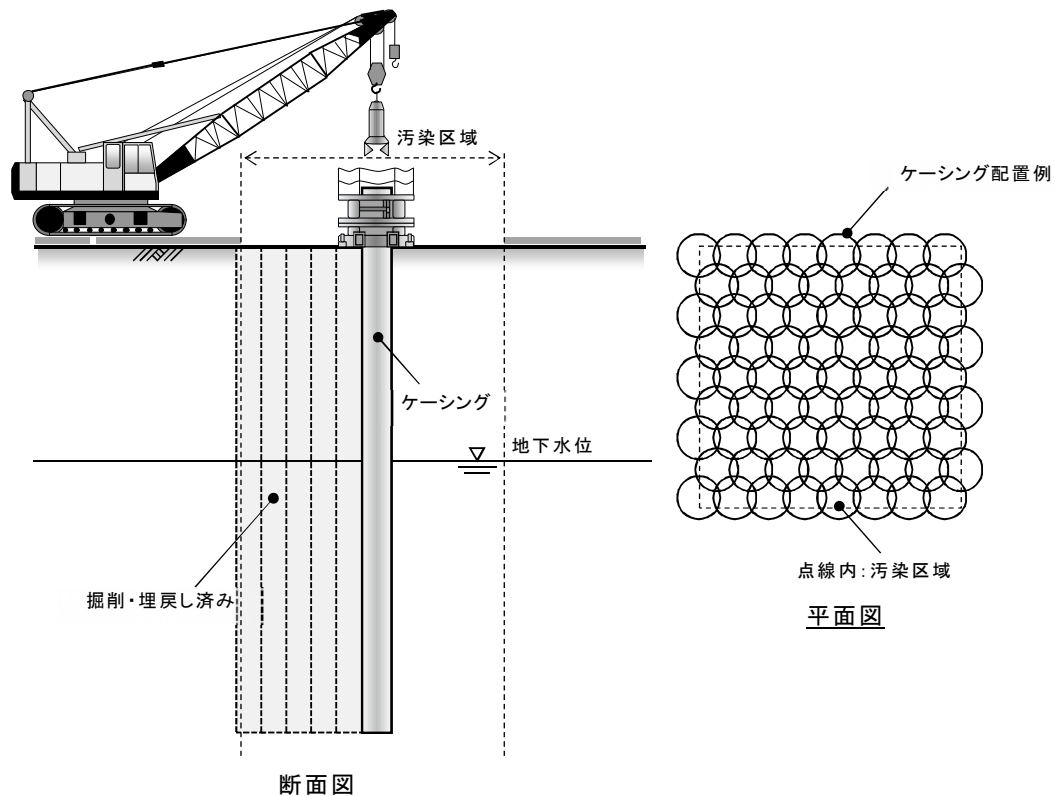


図 1.2.2 (1)-8 ケーシング工法を使用した掘削の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ 掘削した汚染土壌は浸透防止対策を講じた仮置き場またはベッセル上に仮置きし

た。

- ・近傍の観測井戸の地下水位とケーシング内の水位を比べ、ケーシング内の水位が近傍の地下水位よりも低いことを確認しながら掘削した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ケーシングが円形（ $\phi 1000\text{mm}$ ～ $\phi 3000\text{mm}$ ）のため、対策範囲よりも広く掘削する必要がある。

(2) 原位置封じ込め

原位置封じ込めは汚染土壌のある区画の側面を鉛直遮水壁で囲み、周辺への汚染の拡散を防止する方法である。鉛直遮水壁は鋼矢板工法や地中壁工法等で構築する。

底面は汚染土壌より下にある不透水層とし、鉛直遮水壁をこの不透水層に根入れすることで汚染土壌を取り囲み、汚染拡散防止を図る。

不透水層は厚さが 5m 以上であり、かつ、透水係数が 1.0×10^{-7} m/秒以下である地層を指す。また、鉛直遮水壁も不透水層と同等以上の遮水性能があることが望ましい。

雨水の浸透防止のために、鉛直遮水壁で囲った範囲の地表面を覆う必要がある。覆いは厚さ 10cm 以上のコンクリートや厚さ 3cm 以上のアスファルト等で行う。

以下に施工事例を示す。

事例 9 SMW による原位置封じ込め措置

(a) 施工概要

本事例は、汚染区域の全周を鉛直遮水壁により締め切り、原位置封じ込めを行った事例である。鉛直遮水壁は SMW とし、不透水層まで施工した。封じ込めた範囲内で建屋建設を実施する際に、建屋の根切り掘削および基礎杭打設を行った。発生した掘削残土および杭残土は汚染区域内にいったん仮置きし、建屋基礎および基礎杭構築後の埋め戻しに再利用した。余剰の土壌は汚染土壌として汚染土壌処理施設に搬出した。なお、本事例は区域指定の解除を目的とはしていない事例である。

表層部はアスファルトやコンクリートでキャッピングし、雨水の浸透防止を図った。

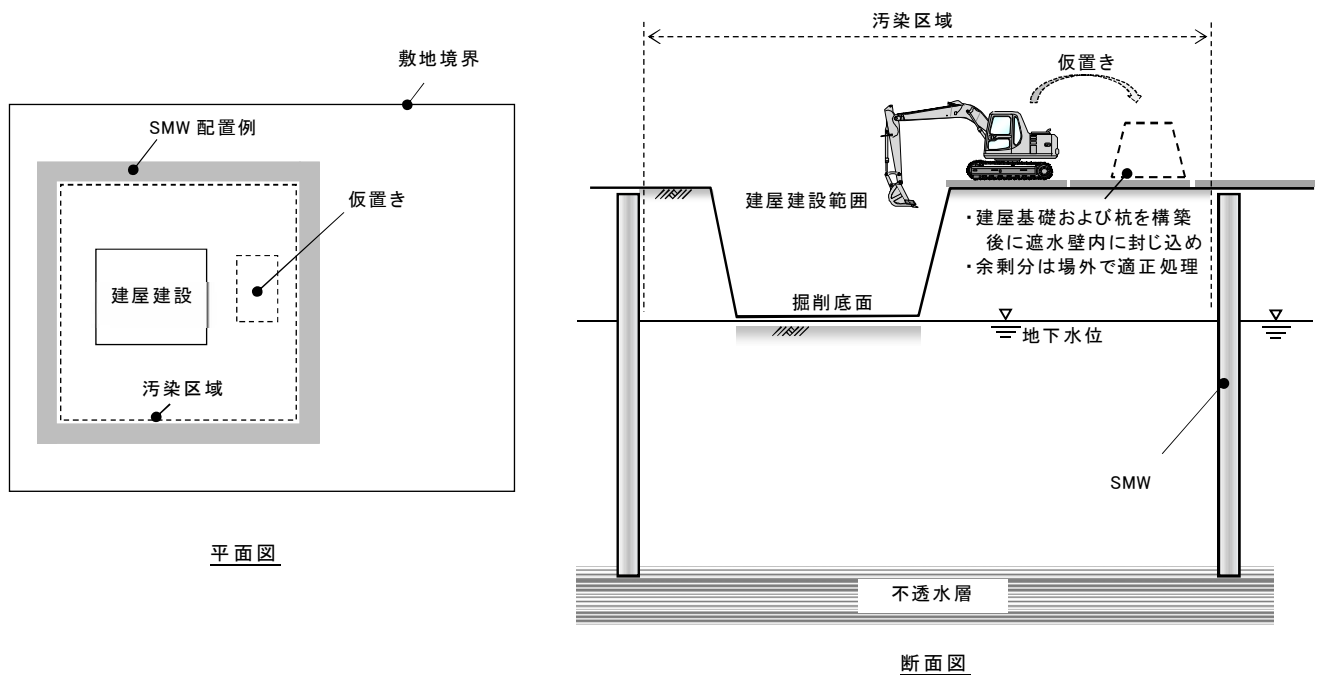


図 1.2.2 (2)-1 原位置封じ込め内での施工例概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・不透水層まで SMW を施工することで遮水壁を構築し、周辺への汚染拡散防止を図った。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・建屋基礎の杭長は準不透水層を貫通させない深さまでの設計とし、摩擦杭を採用した。
- ・配管等のインフラが鉛直遮水壁を貫通する部分において、遮水機能を確実に復旧し、工事完了時に施工写真等で報告する旨の行政指導があった。インフラは地表に近い深度であるため、開削により施工し、目視確認しながら遮水機能の復旧を行った。

(3) 原位置浄化

原位置浄化は汚染土壌を掘削することなく、汚染土壌に分解促進剤や洗浄液等を作
用させることにより、特定有害物質を分解・抽出等して浄化を行う工法である。汚染
土壌が存在する地盤中に材料を注入、攪拌混合等を行うため、実施に際しては特定有
害物質が周辺に拡散しないよう配慮することが必要となる。汚染拡散防止の例として、
鋼矢板や SMW などの遮水壁を構築する方法がある。

以下に原位置浄化の施工事例を示す。

事例 10 酸化分解処理によりベンゼン汚染土壌を原位置浄化した事例

(a) 施工概要

本事例は揮発性を有するベンゼンの汚染土壌を酸化分解処理により原位置で浄化
した事例である。酸化分解処理は、強い酸化力を持つ物質で土壌・地下水中の VOC や
油分を分解させる方法である。浄化の対象深度は、GL-1m～-3m で、施設の供用中
に行う緊急措置であったため、原位置で比較的短期間の浄化工法が適すると判断し、酸
化分解処理を用いて浄化を実施した。

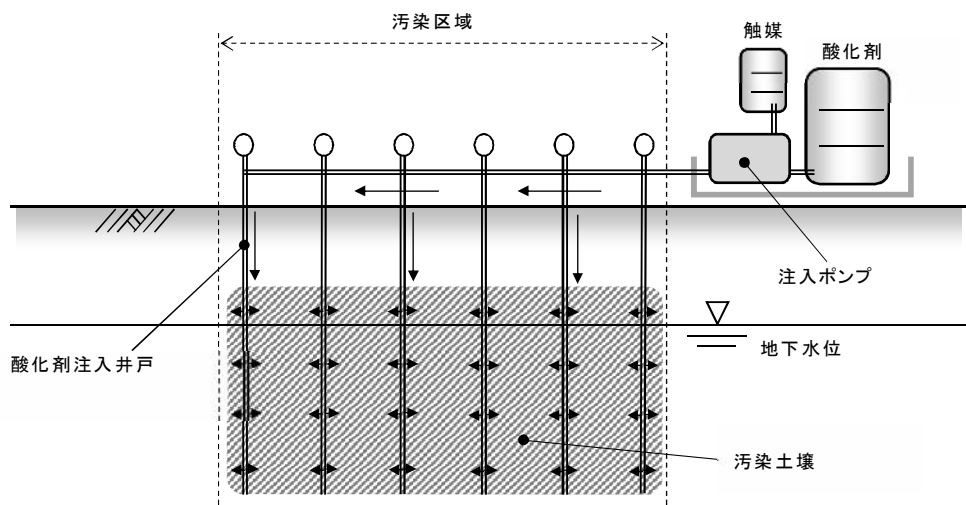


図 1.2.2 (3)-1 酸化分解処理による原位置浄化の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ 近傍に河川があったため、施工時に未反応の酸化剤等が河川へ漏洩しないように監視する目的で敷地境界に観測井戸を設置し、地下水モニタリングを実施した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ 事前に適用性確認試験を実施し、酸化剤の添加条件、添加量を決定した。

- ・酸化分解処理後、土壌ボーリングを行い、当該地の土壌および地下水が基準に適合していることの確認をもって工事終了となり、所定の井戸で2年間の地下水モニタリングを行って措置完了となった。

事例 11 鉄粉スラリー噴射により VOC 汚染土壌を原位置浄化した事例

(a) 施工概要

本事例は VOC の汚染が確認されている深度 GL-5m から-13m まで原位置浄化した事例である。三重管マシンを使用して地中に鉄粉を混合したスラリーを噴射し混合攪拌を行った。

現地で発生した泥水およびプラント洗浄水等は専用水槽に貯留し、曝気処理をした上で上澄水は基準適合を確認して下水道に放流し、泥分は産業廃棄物の汚泥として適正に処理した。

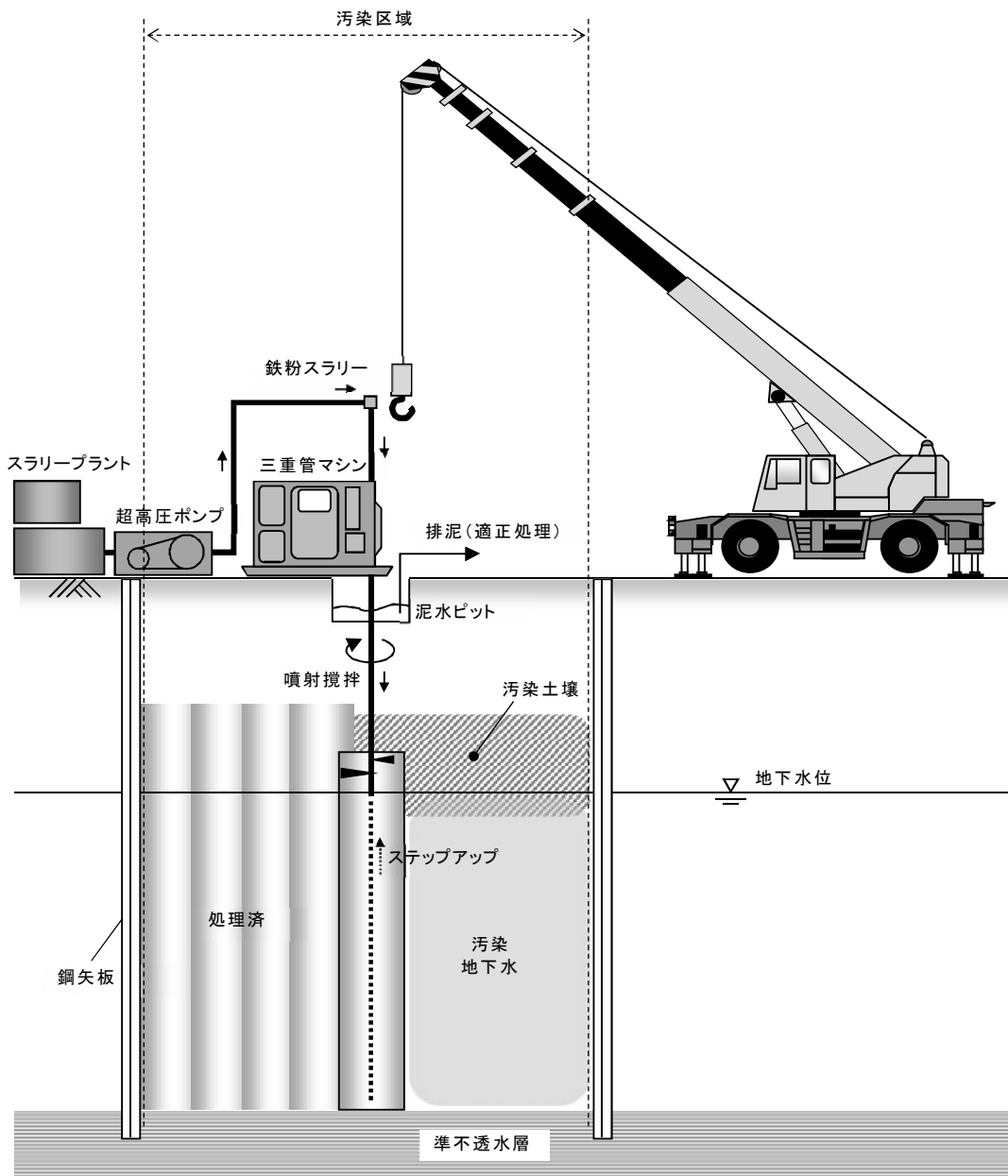


図 1.2.2 (3)-2 鉄粉スラリーによる原位置浄化の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ 汚染範囲の外側に準不透水層まで鋼矢板を打設した。
- ・ 施工時に汚染拡散の監視のため、地下水モニタリングを行った。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ 一定期間の鉄粉反応期間を経た後、土壌ボーリングを行い、当該地の土壌および地下水が基準に適合していることの確認をもって工事終了となり、所定の井戸で2年間の地下水モニタリングを行って措置完了となった。

事例 12 鉄粉混合攪拌により VOC 汚染土壌を原位置浄化した事例

(a) 施工概要

本事例は、鉄粉混合攪拌工法により VOC 汚染土壌を原位置浄化した事例である。鉄粉混合攪拌工法は VOC を分解するために原位置で汚染土壌に鉄粉を混合攪拌し、鉄粉と VOC の反応で浄化する方法である。VOC は地下水より下方に浸透していく性質があり、対策する深度が非常に深くなるケースがある。汚染土壌の鉄粉混合は攪拌混合機械等により行うが、混合実施前に特定有害物質の拡散を防止するため、汚染区域外に SMW を構築した。SMW は準不透水層まで施工した。

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ 準不透水層まで SMW を施工することで遮水壁を構築し、周辺への汚染拡散防止を図った。
- ・ オーガに付着した土壌を落としながら引き抜き、汚染土壌の周辺への飛散を防止した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ SMW が汚染土壌に触れないように、対策の対象となる区画より広い範囲に設置した。
- ・ 一定期間の鉄粉反応期間を経た後、土壌ボーリングを行い、当該地の土壌および地下水が基準に適合していることの確認をもって工事終了となり、所定の井戸で2年間の地下水モニタリングを行って措置完了となった。

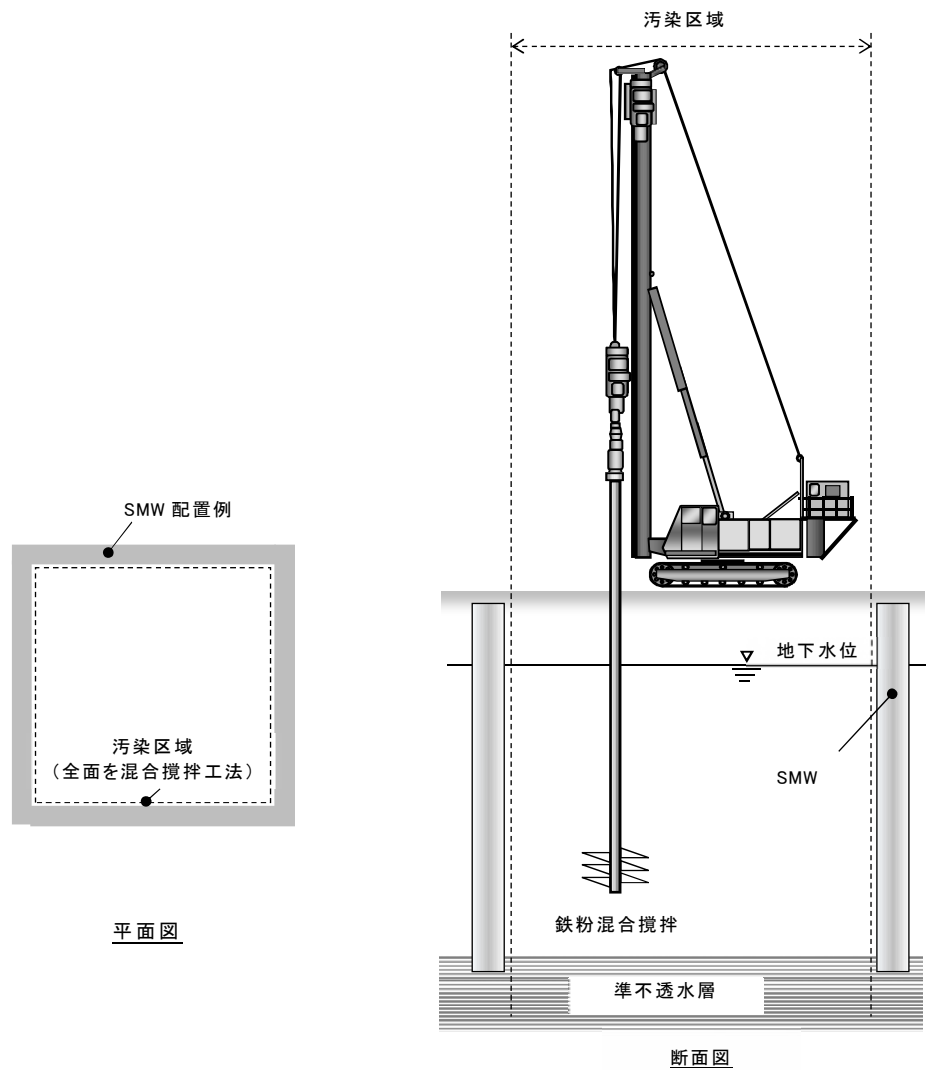


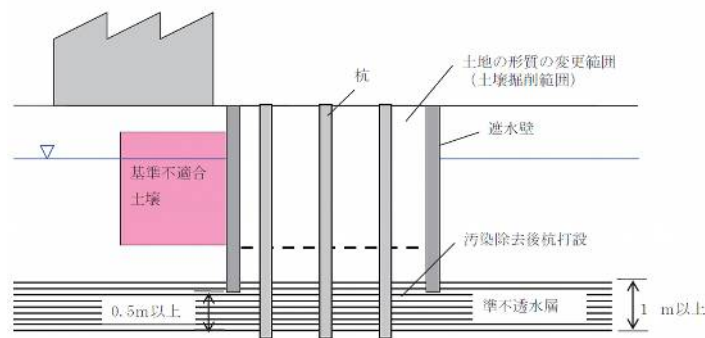
図 1.2.2 (3)-3 鉄粉混合攪拌における原位置浄化の概念図

(4) 基礎杭の打設

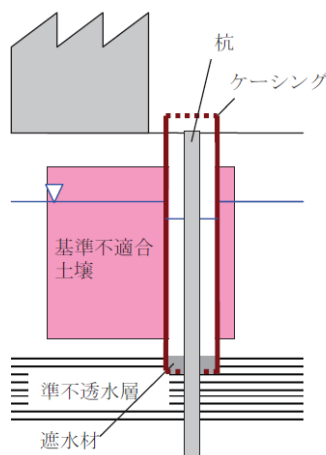
基礎杭の施工方法には、PC杭、鋼管杭等の既成杭を打設する方法や、アースドリル工法、リバース工法など現場打ち杭を打設する方法がある。杭を支持層まで設置するために準不透水層を貫通する場合は、準不透水層の下部の帯水層に特定有害物質を拡散させるおそれがあるため、土壌の汚染状態や打設範囲に応じて適切な土留めや遮水、地下水位低下工法を採用する必要がある。

基準不適合土壌の層とその下の準不透水層を貫通する杭を設置する工法については、調査措置ガイドラインに、以下の施工方法が示されている。

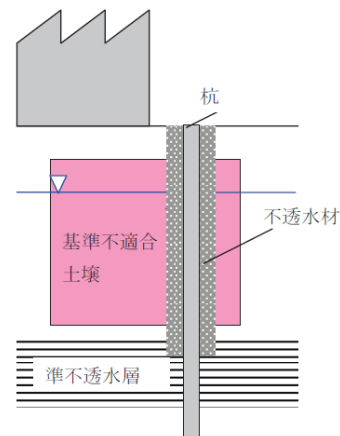
- 1) 遮水壁を設置し、基準不適合土壌および地下水を除去した上で杭を打設する場合
- 2) ケーシングを設置し、基準不適合土壌および地下水を掘削・揚水等により除去した上で杭を打設する場合
- 3) ケーシングを設置し、ケーシング内に不透水層を構築した後、杭を打設する場合



1) 遮水壁を設置し、基準不適合土壌および地下水を除去した上で杭を打設する場合



2) ケーシングを設置し、基準不適合土壌および地下水を掘削・揚水等により除去した上で杭を打設する場合



3) ケーシングを設置し、ケーシング内に不透水層を構築した後、杭を打設する場合

出典：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）

事例 13 中掘工法による杭打設の事例

(a) 施工概要

本事例は汚染区域内の基礎杭打設工事の事例である。杭の施工は中掘工法（PHC 杭）である。中掘工法では杭内部の土壌を掘削・排土しながら PHC 杭の打設を行った。排土は汚染土壌として汚染土壌処理施設に搬出した。

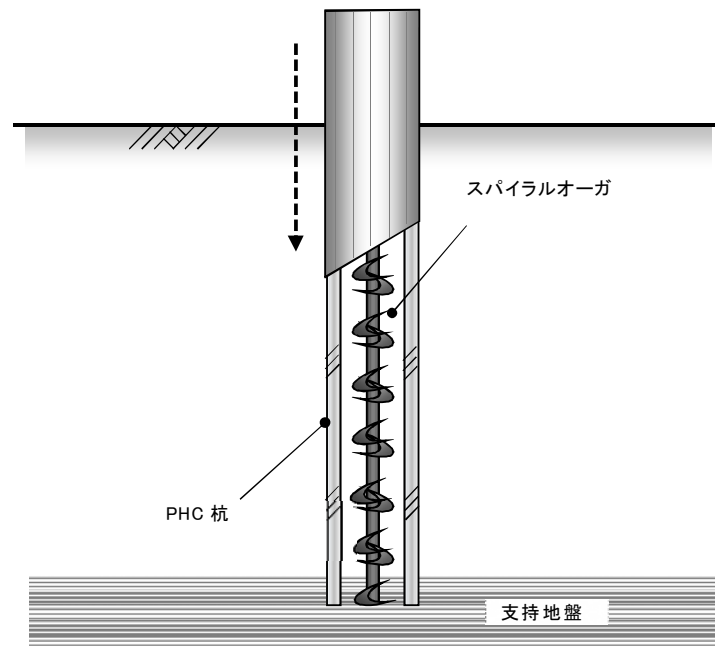


図 1.2.2 (4)-1 中掘工法による杭打設

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・中掘工法では杭内部の土壌を掘削・排土しながら PHC 杭の打設を行って、杭の内部に周辺の基準不適合土壌が落下することを防止した。
- ・杭打設の際は、汚染土壌の拡散を防止するため、打設杭周辺の作業範囲の地表面をシートで覆った。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・調査は概況調査まで実施し、区域の指定の解除は目指さない土地であった。

事例 14 プレボーリング工法による杭打設の事例

(a) 施工概要

本事例は汚染区域内の基礎杭打設工事の事例である。杭の施工はプレボーリング工法である。プレボーリング工法では、削孔時に掘削液（ベントナイト溶液）を注入して孔壁を形成しながら掘削を行った。

プレボーリング工法による排泥は、産業廃棄物として場外搬出し、適正に処理した。

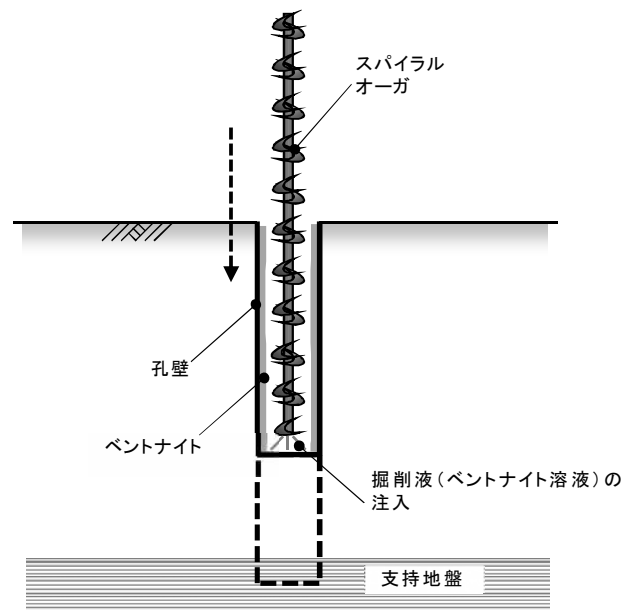


図 1.2.2 (4)-2 プレボーリング工法による杭打設

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・プレボーリング工法では、削孔時に掘削液（ベントナイト溶液）を注入して孔壁を形成しながら掘削を行うことで、孔壁の基準不適合土壌が内部に落下することを防止した。
- ・杭打設の際は、汚染土壌の拡散を防止するため、打設杭周辺の作業範囲の地表面をシートで覆った。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・本事例では、削孔時に掘削液（ベントナイト溶液）を注入して孔壁を形成しながら掘削することにより、周辺への汚染の拡散を防止することを説明し承認された。
- ・調査は概況調査まで実施し、区域の指定の解除は目指さない土地であった。

事例 15 アースドリルによる杭施工の事例

(a) 施工概要

本事例は遮水工封じ込め（SMW を不透水層まで施工、表層部はキャッピングの舗装を施工）範囲内での、物流倉庫建設の事例である。建屋根切り掘削のほかアースドリル工法による基礎杭打設を行った。

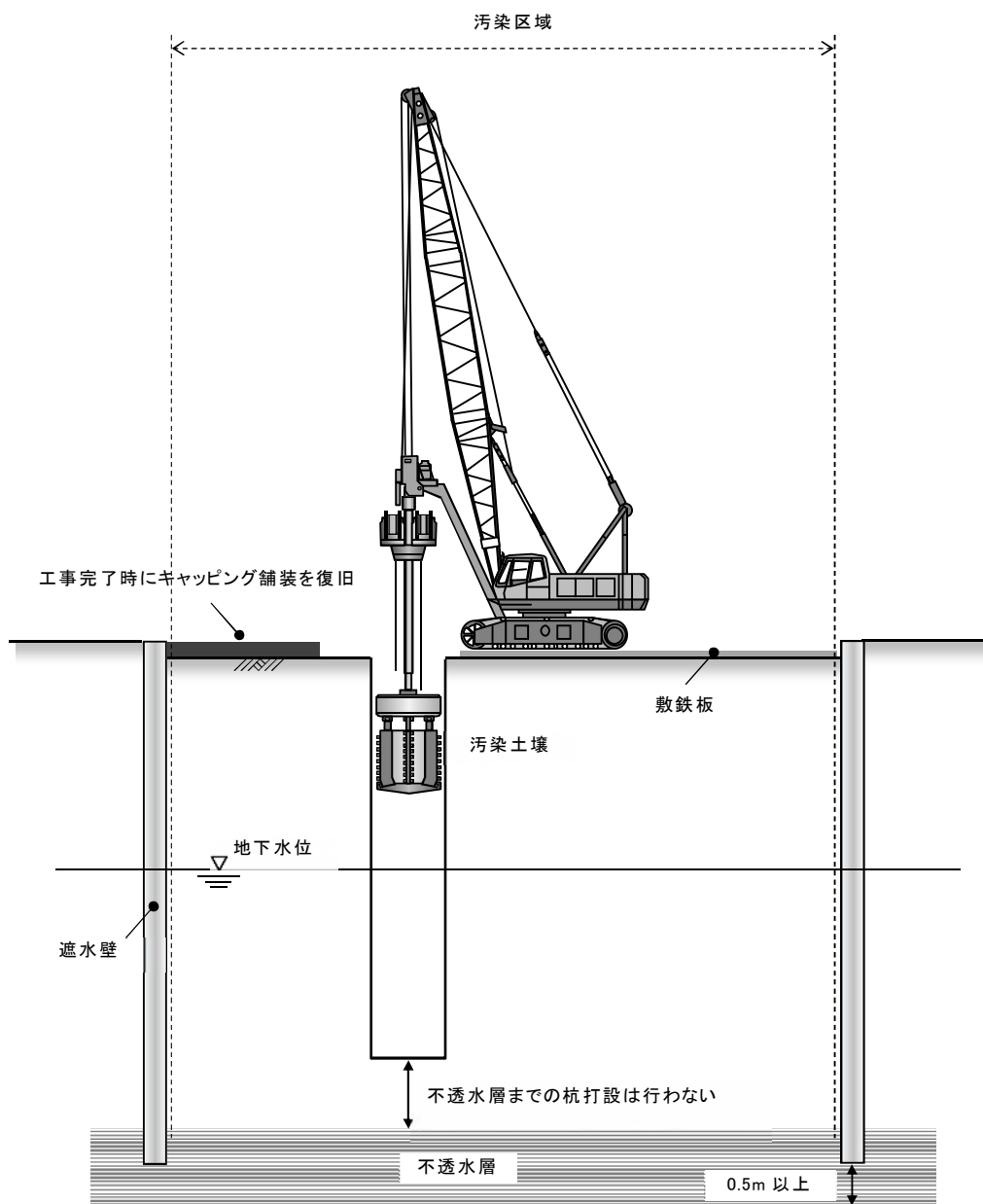


図 1.2.2 (4)-3 アースドリルによる杭施工

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ 建屋基礎の杭長は不透水層を貫通させない深さまでの設計とし、摩擦杭を採用した（遮水構造を欠損させない）。
- ・ 遮水工封じ込め内での杭施工のため、遮水壁により汚染の拡散を防止した。
- ・ 工事完了時には表層部をアスファルト舗装、コンクリート被覆にて遮水壁との隙

間が生じないよう施工し、遮水構造を確実に復旧して施工写真等で報告を行った。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・本事例は区域指定解除を目的としないため、発生土を区域内に一旦仮置きし、建屋基礎杭および基礎を構築後に仮置きした発生土を利用して埋め戻し、再度遮水壁内に封じ込めた。

(5) 地中障害物撤去

汚染区域内における地中障害物の撤去工事は、汚染区域内における掘削工事と同様の施工方法となる。

さらに掘削除去した地中障害物と汚染土壌の混合物を、地上で廃棄物と汚染土壌に分別し、それぞれ適正に処理する。分別作業では、汚染土壌が拡散して新たな汚染を生ずることがないように施工方法が求められる。また、廃棄物と汚染土壌が十分に分別されないまま搬出されることがないように管理が求められる。

事例 16 オールケーシング工法による SMW 施工位置の汚染土壌・地中障害物撤去の事例

(a) 施工概要

本事例は、オールケーシング工法により SMW 施工位置の汚染土壌・地中障害物撤去を行った事例である。汚染区域(鉛含有量基準不適合)内の SMW 工事において、SMW を施工する前に、施工部にオールケーシング工を施工し、地中障害物と汚染土壌を除去した。掘削孔は購入土で埋め戻した。

平面的なオールケーシングの配置は、SMW 施工範囲を完全に覆い、施工範囲内の地中障害物と汚染土壌の取り残しがないように配置した。

除去物は地上でベッセルに空ける前に十分水分を切った後、ベッセル上で土砂と廃棄物に分別した。廃棄物は産業廃棄物として適正に処理し、土砂は汚染土壌として汚染土壌処理施設に搬出した。

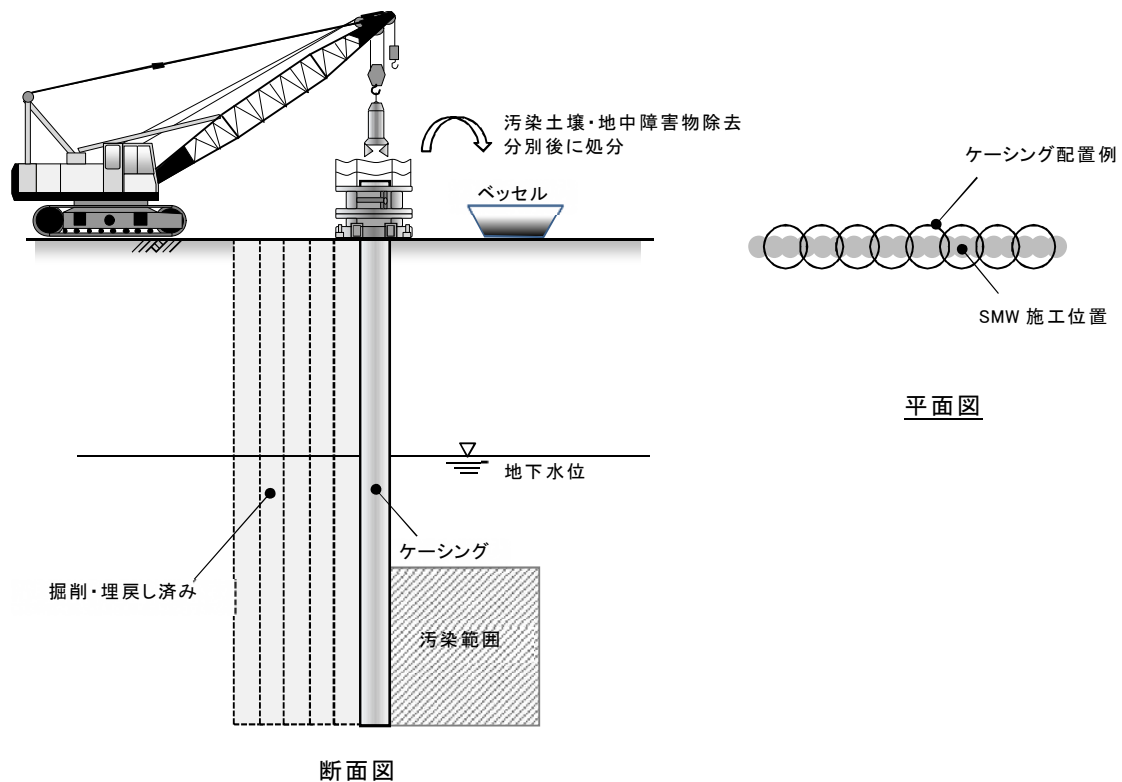


図 1.2.2 (5)-1 オールケーシング工法による SMW 施工位置の地中障害物撤去

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ 地表面については、施工箇所以外は敷き鉄板で地表面を覆い、除去物は地上でベッセルに空け、除去物で土地を再汚染させないようにした。
- ・ 分別した廃棄物は、搬出前に表面に付着した土砂を人力等で除去した後、産業廃棄物として適正に処理した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ 近傍の観測井戸の地下水位とケーシング内の水位を比べ、ケーシング内の水位が近傍の地下水位よりも低いことを確認しながら掘削するように指導されることも考えられる。

事例 17 W ケーシング+ロックオーガ工法による基礎杭の引抜き事例

(a) 施工概要

本事例は VOC により汚染された区域内で W ケーシング+ロックオーガ工法により基礎杭除去工事を行った事例である。施工手順は以下のとおりである。

- 1) 基礎杭の杭径に合わせて外ケーシングをバイプロハンマにて挿入し、第 1 準不透水層まで根入れを行った。
- 2) オーガスクリューにてケーシング内の杭および土を排出し、ケーシング内を清掃した。
- 3) バイプロハンマにて内ケーシングを杭下端まで挿入した。
- 4) オーガスクリューにて内ケーシング内の杭および土を排出した。
- 5) 内ケーシングを引抜き、第 1 準不透水層まで流動化処理土を内部に充填した。
- 6) 外ケーシングを引抜き、上部の埋め戻しを行った。
- 7) 排土は汚染土壌として汚染土壌処理施設に搬出した。

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ 第 1 準不透水層までケーシングを設置してケーシング内部の土壌および地下水を排出することにより、第 1 帯水層の汚染土壌や地下水を第 1 準不透水層以深に拡散することを防止した。
- ・ 内ケーシングの掘削孔に流動化処理土を充填することにより第 1 準不透水層を復旧し、第 2 帯水層への汚染拡散を防止した。
- ・ 掘削作業中の粉塵による飛散防止対策として散水を実施した。
- ・ 汚染土壌は、運搬時の飛散等を防止するため、フレキシブルコンテナに詰めた。
- ・ 敷鉄板を敷設し、タイヤへの汚染土壌の付着を防止した。
- ・ 杭引抜き工事の終了後は、転圧を行って全面アスファルト舗装を実施した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ 土壌および地下水の汚染状況を把握するため、区画毎に1地点ボーリング調査を自主的に実施した。

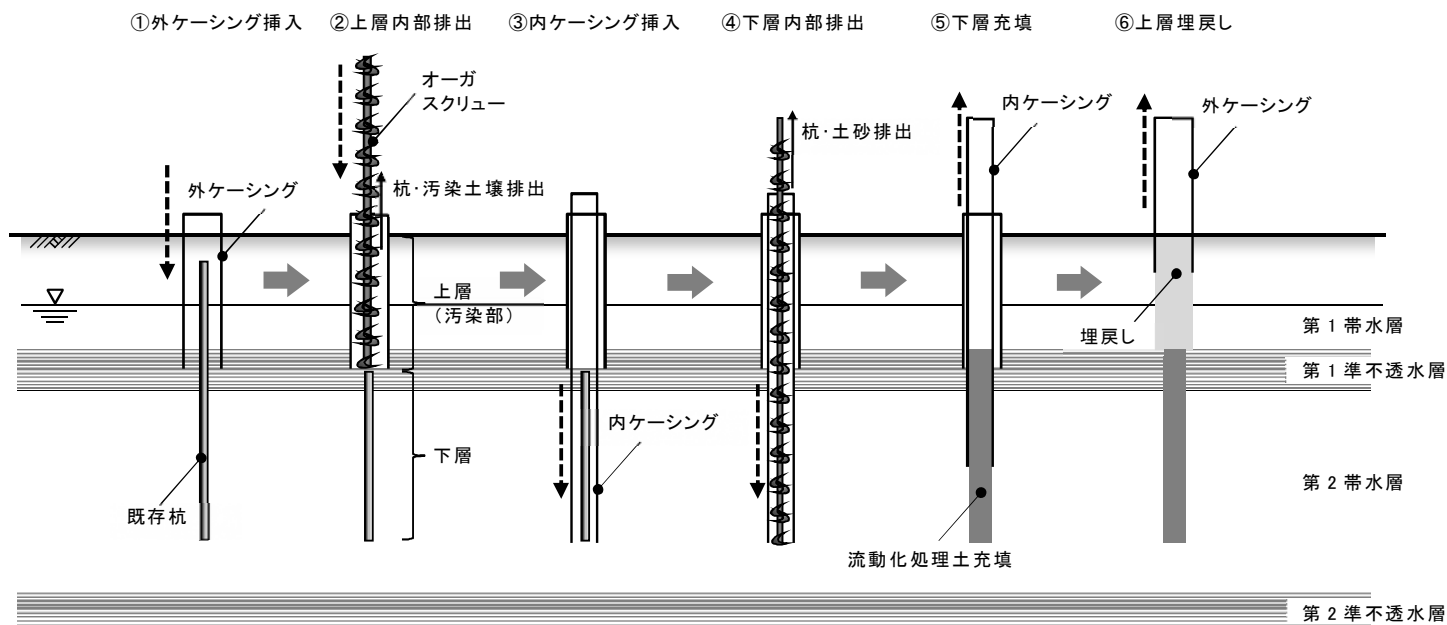


図 1.2.2 (5)-2 W ケーシング+ロックオーガ工法による基礎杭の引抜き

(6) ボーリング

形質変更時要届出区域で深さ 3m 以上のボーリングを行う場合は、土壤汚染対策法第 12 条の「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」の提出が必要になる。ここでは、土壤調査（ボーリング調査）、観測井戸を設置した事例を紹介する。

事例 18 形質変更時要届出区域内で土壤調査（ボーリング調査）を実施した事例

(a) 施工概要

本事例は形質変更時要届出区域内で、深度方向の土壤汚染範囲を調査するため土壤調査（ボーリング調査）を実施した事例である。土壤採取のためのボーリングはローラ式マシンで行った。事前に法第 12 条の届出を行い、ボーリング調査を実施した。

ボーリング作業で生じた洗浄水はドラム缶に詰めて一時仮置きした後、産業廃棄物処理業者に処分を委託し、適正に処理を行った。

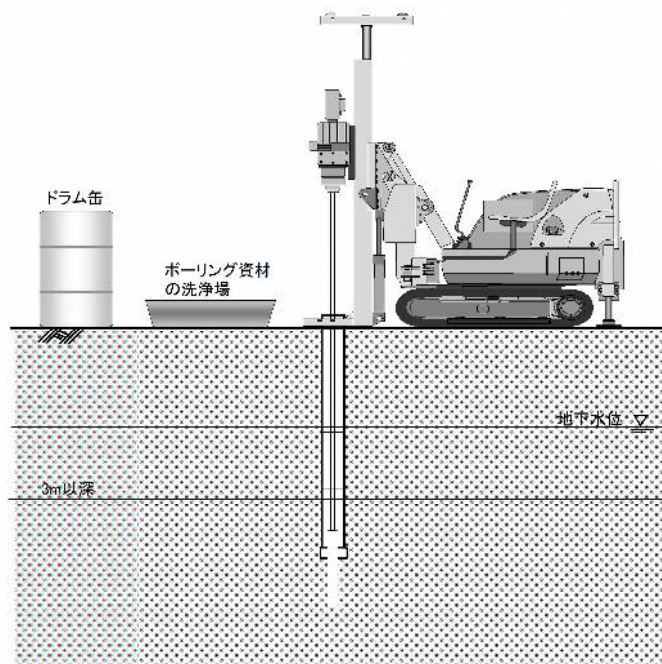


図 1.2.2 (6)-1 土壤調査(ボーリング調査)の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ケーシングを挿入しながら掘削することにより、孔壁の基準不適合土壤が内部に落下することを防止した。
- ・汚染されていない難透水性の地層を貫通するなどの不用意なボーリングによる下層への汚染の拡散防止に努めた。
- ・ボーリング調査を行った後の残孔は、崩壊を起こす前に、迅速に埋め戻しを行った。埋め戻しが不十分な場合には、汚染の拡大要因となり得ることから、確実に

埋め戻しができるように十分に注意した。

- ・掘削器具やサンプラーに特定有害物質が付着することで、汚染していない地層を汚染地層と誤認したり汚染を拡大させたりすることがないように、ボーリング資材は、使用后よく洗浄し、ほかの深度・地点で使用する際に汚染を生じないように注意した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ボーリングによって残土が発生し、形質変更時要届出区域外に搬出する場合は、搬出する 14 日前までに土壌汚染対策法第 16 条の「汚染土壌の区域外搬出届出書」の提出を行わなければならない。

事例 19 形質変更時要届出区域内で観測井戸を設置した事例

(a) 施工概要

本事例は、形質変更時要届出区域内で地下水モニタリングを行うための観測井戸を設置するために、ボーリングマシン（クローラ式マシン）により、ケーシングを挿入しながら所定の深度まで掘削した事例である。事前に法第 12 条の届出を行い観測井戸の設置作業を実施した。

ボーリング残土は、汚染土壌として汚染土壌処理施設に搬出した。

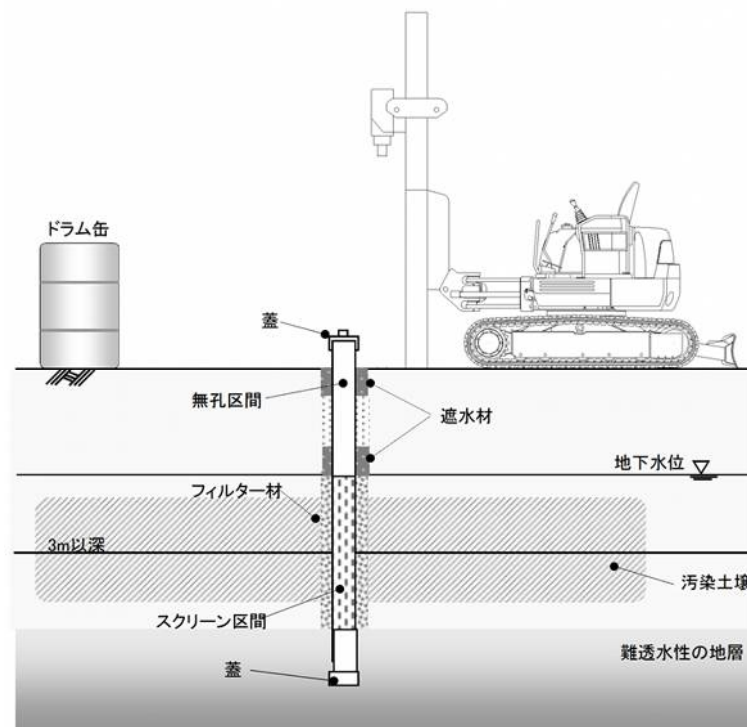


図 1.2.2 (6)-2 観測井戸設置時の概念図

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・ケーシングを挿入しながら掘削することにより、孔壁の基準不適合土壌が内部に落下することを防止した。
- ・難透水層を貫通させることがないよう、ボーリングコアの状態を監視しながら掘削作業を行った。
- ・ボーリングにより掘削した土壌は、ドラム缶又は内袋付フレキシブルコンテナ等に収容し、ブルーシートで覆って、区域内に一時保管した。

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ボーリング残土を形質変更時要届出区域外に搬出する場合は、搬出する 14 日前までに土壤汚染対策法第 16 条の「汚染土壌の区域外搬出届出書」の提出を行わなければならない。

(7) その他（汚染区域の境界部における施工）

汚染区域と非汚染区域の境界における施工では、汚染拡散防止対策が不十分であると非汚染区域に基準不適合土壌が混入したり、施工方法によっては汚染区域に基準不適合土壌が残置されて指定区域の解除が出来なくなる場合があります。汚染区域の境界で地盤改良や遮水壁を施工する場合は、汚染深度および平面範囲を考慮して、汚染を拡散させないような工法を選定する必要があります。

事例 20 汚染区域と非汚染区域の境界部で地盤改良工事を行った事例

(a) 施工概要

地盤改良工法の一つである深層混合処理工は、原位置において土壌に固化材を添加し機械で攪拌混合すること、または固化材を地中で噴射することにより地盤を固化し、強度の増加を図る工法である。地盤改良には多くの工法が開発されており、それぞれの工法に特徴があるため、施工方法を計画する際はその特徴を十分把握した上で行うことが重要である。

本事例は、深層混合処理工法による地盤改良工事において汚染区域と非汚染区域の境界部を施工する際、非汚染区域への基準不適合土壌の拡散を防止した事例である。前施工でオールケーシング工(BG 機)により境界部の基準不適合土壌を除去し、その後、非汚染区域側から汚染区域側に地盤改良を進めることにより、深層混合処理による汚染区域外への基準不適合土壌の拡散を防止した。なお、本事例では機械攪拌混合工法により施工を行った。地盤改良工事により汚染区域から発生する汚泥は、産業廃棄物として適正に処理した。

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・汚染境界部分の汚染区域内土壌の一部を前工程で除去し、健全土で埋め戻すことにより基準適合土壌とし、境界部分で攪拌をしても非汚染区画に基準不適合土壌が拡散しないようにした。
- ・地盤改良工事は、前施工での実施箇所を含む非汚染区域側を施工した後に、汚染区域側を施工することで、深層混合処理による汚染区域外への基準不適合土壌の拡散を防止した。
- ・機械攪拌混合工法による汚染拡散の可能性について、深層混合処理施工箇所近傍の地下水の pH を測定したところ pH に変化がなかった事例を説明し、汚染拡散の可能性は低いことに理解を得た。
- ・地盤改良工事により汚染区域から発生する汚泥は、地上で一旦ベッセルに受け、土地を再汚染させないようにした。

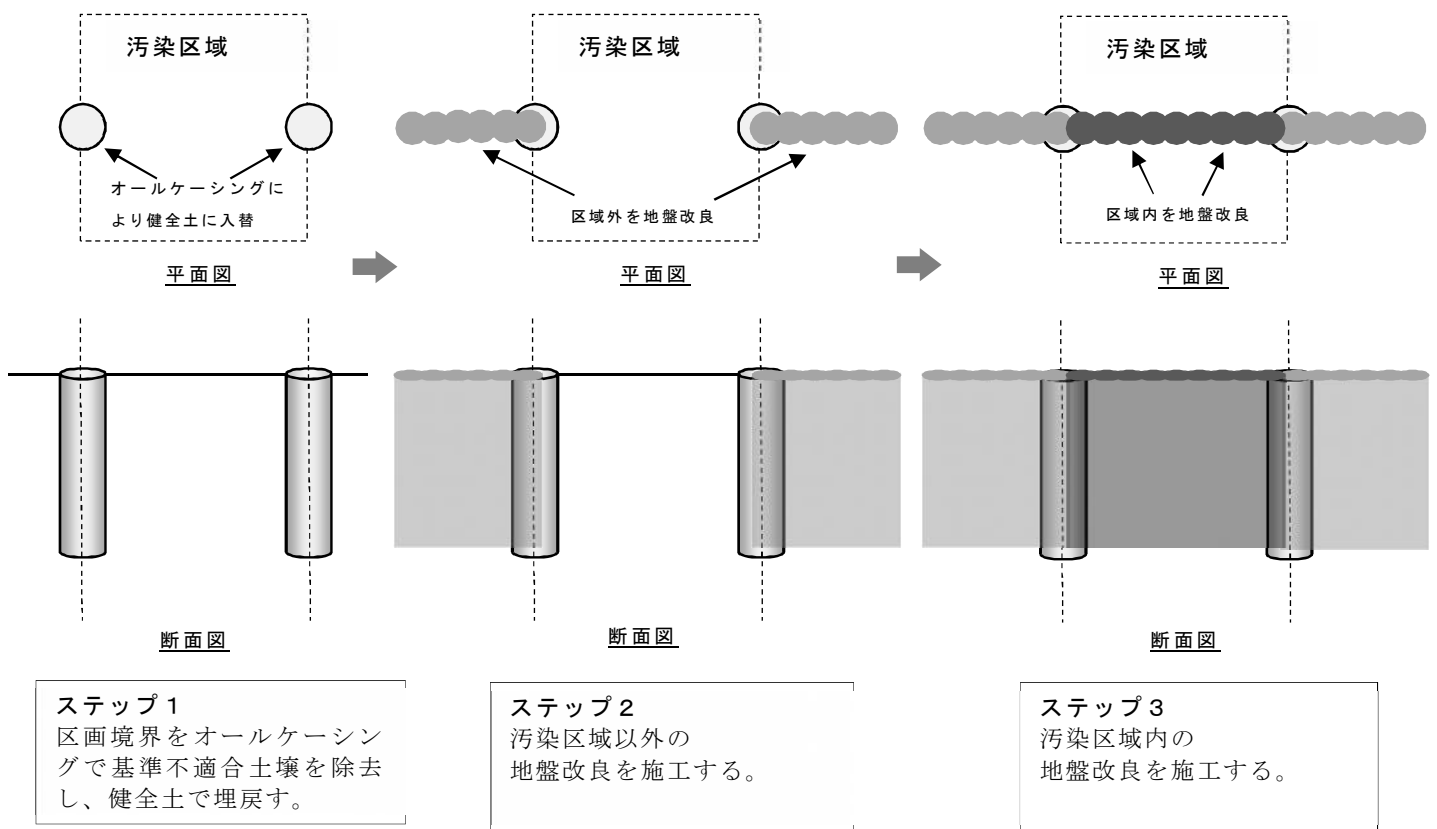


図 1.2.2 (7)-1 汚染区域の境界部における地盤改良事例

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・本事例では機械攪拌工法の汚染拡散防止について理解を得ることができた。

事例 21 SMW を施工する前にオールケーシングで基準不適合土壌を撤去した事例

(a) 施工概要

本事例は、SMW の内部に基準不適合土壌を残置させない事例である。SMW は基準不適合土壌を掘削するための土留め壁の目的で施工するものである。あらかじめ SMW 施工範囲の基準不適合土壌および地中障害物をオールケーシング工法により撤去し、健全土に置換した。その後、SMW を構築することで、非汚染区画への基準不適合土壌の拡散と SMW 内への基準不適合土壌の残置を回避し、区域指定の解除を実現した事例である（(5) 地中障害物撤去 事例 16 を参照）。

(b) 汚染拡散防止対策

汚染を拡散させないため、具体的に以下のような対策を講じた。

- ・施工箇所以外は敷き鉄板で地表面を覆い、除去物は地上でベッセルに空け、土地を再汚染させないようにした。
- ・分別した廃棄物は、搬出前に表面に付着した土砂を人力等で除去した後、産業廃棄物として適正に処理した。

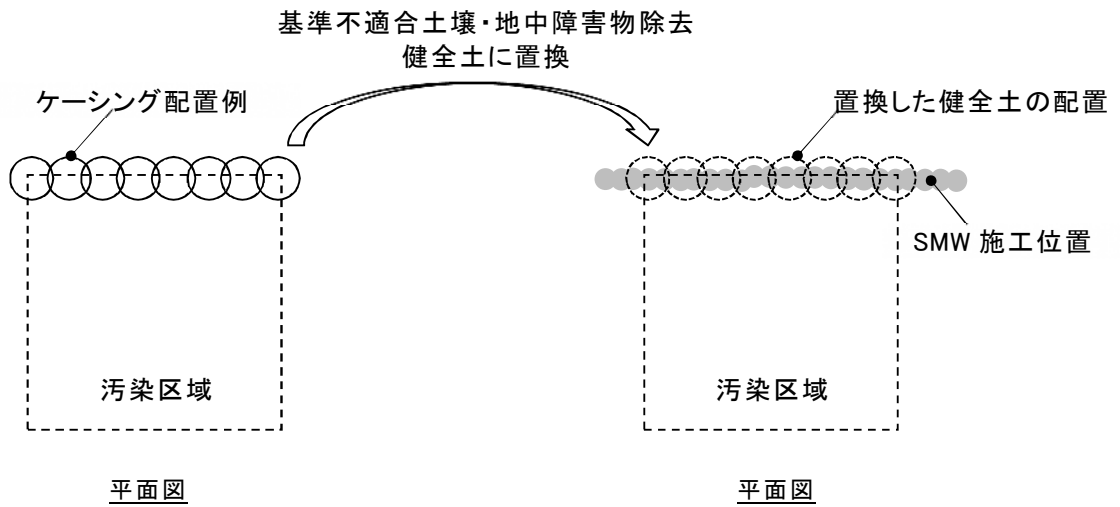


図 1.2.2 (7)-2 汚染区域の境界部における SMW 施工事例

(c) 留意事項

以下に本事例に関連する留意事項を示す。

- ・ SMW 内には基準不適合土壌はないため、区域指定の解除ができた。基準不適合土壌を予め撤去せずに SMW を施工した場合は基準不適合土壌が SMW 内部に残置されるため、SMW を撤去しない限り区域指定の解除ができなくなる可能性があるため、注意が必要である。

第二章 都道府県・政令市の残土条例の比較調査

2.1 調査の概要

2.1.1 調査の目的

いわゆる残土条例とは、土砂等による土地の埋立て等に伴う災害発生防止や生活環境の保全を目的として、自治体が定めている条例である。建設発生土（建設残土）への産業廃棄物の混入が問題化する中、こうした不法投棄に歯止めをかけるため、平成10年に千葉県が都道府県では初めて残土条例を施行した。これを契機として、現在では千葉県下のほとんどの市町村を始めとして、全国で相当数の自治体が条例を制定・施行している状況となっている。

このような状況から、土木工事において建設残土を扱う機会の多い建設会社は、建設残土を現場から搬出するに際し、その搬出先となる受入地（残土処分場）のある自治体が残土条例を定めている場合には、コンプライアンスの観点からも、予めその内容を確認しておくことが不可欠となっている。また、建設残土を搬出する工事現場の位置する自治体にあっても、残土条例で搬出時の届出などを義務付けている場合もあるため、同様な確認が必要となる。

さらに、残土条例は地方自治法に基づいて定められているものだが、内容的には土壤汚染対策法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）と密接に関係していることに加え、条例を管轄する部署が廃棄物関係、土壤汚染関係、土地開発関係などと異なる場合があり、それに伴って少なからず規制の在りようも異にする状況にあるため、こうした点にも十分な留意が必要である。

以上のような認識を踏まえ、本調査は、工事現場から建設残土を搬出する立場の建設会社の一助となることを主たる目的として、主要な自治体が定めている残土条例を取り上げ、規制内容や留意すべき事項を整理した。

2.1.2 調査手順

調査手順は、下記のとおりとした。

- ① 調査対象自治体の選定と調査事項の抽出
- ② 個別調査票の様式と記載要領の作成
- ③ 残土条例の調査と個別調査票への記載（巻末資料1参照）
- ④ 共通する重要事項の抽出と一覧表による整理（巻末資料2参照）

2.1.3 調査対象自治体

調査対象自治体は、環境省が毎年公表している「土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」のうち、平成27年度の調査結果（平成29年8月公表）を参考に選定した。

具体的には、都道府県、政令指定都市及び土壤汚染対策法の政令市のうち、残土条例を制定している40自治体を調査した。表2.1.3-1に調査した40の自治体を示し、

表 2.1.3-2 に各自治体の条例の名称を示す。

表 2.1.3-1 調査対象自治体 (40 自治体)

都道府県	政令指定都市	土壌汚染対策法の政令市(残土条例制定市)	条例制定	都道府県	政令指定都市	土壌汚染対策法の政令市(残土条例制定市)	条例制定
北海道					静岡市		
	札幌市				浜松市		
青森県			○			富士市	○
秋田県				愛知県			
岩手県					名古屋市		
山形県						春日井市	○
宮城県				岐阜県			○
	仙台市			三重県			
福島県				滋賀県			
茨城県			○			大津市	○
		水戸市	○	和歌山県			○
		つくば市	○	奈良県			
群馬県			○	京都府			○
		前橋市	○		京都市		
		高崎市	○	大阪府			○
栃木県			○		大阪市		
		宇都宮市	○			高槻市	○
東京都					堺市		
埼玉県			○	兵庫県			○
	さいたま市		○		神戸市		
		川越市	○	岡山県			
		所沢市	○		岡山市		
		春日部市	○	広島県			
		越谷市	○		広島市		
		熊谷市	○	鳥取県			
千葉県			○	島根県			
	千葉市		○	山口県			
		市原市	○	徳島県			○
		船橋市	○	香川県			○
		柏市	○	高知県			○
		市川市	○	愛媛県			○
神奈川県				福岡県			
	横浜市				福岡市		
	川崎市				北九州市		
	相模原市		○	佐賀県			
新潟県						佐賀市	○
	新潟市			長崎県			
		長岡市	○	大分県			○
富山県				宮崎県			
石川県			○	熊本県			
福井県					熊本市		
山梨県				鹿児島県			
長野県				沖縄県			
静岡県							
				47	20	20	全40

(注)①本表は、環境省が平成29年8月に公表した「平成27年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」を基に、残土条例を制定している都道府県、土壌汚染対策法の政令市(政令指定都市を含む)を抽出したものである(○印:計40自治体)。

②40自治体の内訳は、都道府県が17、土壌汚染対策法の政令市が23(うち、政令指定都市が3)である。

表 2.1.3-2 自治体条例の名称

自治体名		条例名称
東北	青森県	青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領
関東	茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例
	群馬県	群馬県土砂等による埋立等の規制に関する条例
	前橋市	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	高崎市	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例
	栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
	さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
	川越市	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例
	所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
	春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例
	越谷市	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例
	熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例
	千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
	船橋市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
	柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例
市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
北陸	長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例
	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例
東海	富士市	富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
	春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例
	岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例
関西	大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例
	京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	大阪府	大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例
	高槻市	高槻市土砂埋め立て等の規制に関する条例
	兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
四国	徳島県	徳島県生活環境保全条例
	香川県	香川県みどり豊かでうおいのある県土づくり条例
	高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
	愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
九州	佐賀市	佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例
	大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

2.1.4 調査時点

調査時点は、平成 29 年 12 月末とした。なお、同月以降、自治体によっては条例や施行規則を改正している可能性もあるため、その旨、留意されたい。

2.1.5 残土条例の規制の典型的な構図と調査事項の抽出

(1) 残土条例の規制の典型的な構図

残土条例の規制は、大きくは以下の 2 つに集約される。ただ、これらは埋立て等の事業（例えば、残土処分場の埋立て事業）に対する規制であるため、建設会社自らが事業者ではない場合、直接的に規制の対象となるものではない。

- ① 一定規模以上の埋立て等事業に対する自治体による許可取得の義務付け
- ② 事業者が埋立て等に使用する土砂等への規制

本調査は、工事で発生する建設残土について、残土条例で許可を得た処分場へ当該土を搬入する状況を想定して実施した。上記②の規制は埋立て等の事業者を対象とした内容だが、実質的には、処分場に搬入する残土について、その発生元である建設会社に土壌調査等の実施を負わせる構図となっているのが特徴である。

図 2.1.5-1 に、建設残土の搬出入の典型的な状況として、自治体 A の工事現場で発生した建設残土を、自治体 B で許可を得ている残土処分場へ搬入する場合を示す。

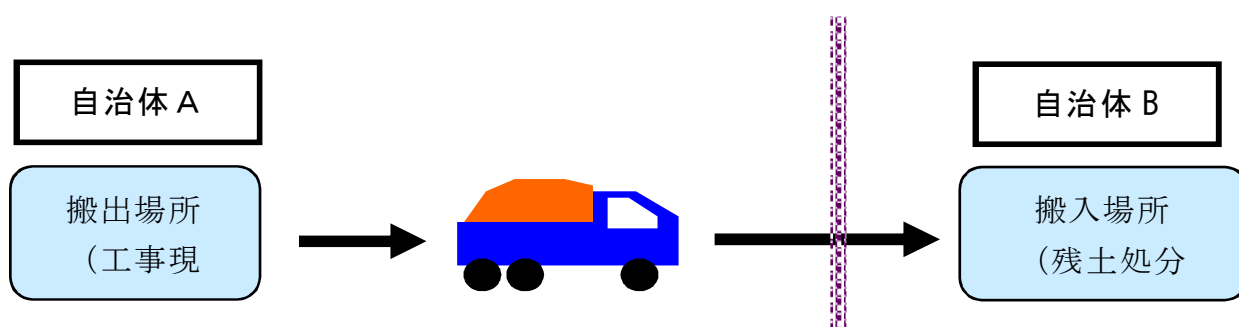


図 2.1.5-1 建設残土の搬出入の典型的な状況

- (注) ①自治体 A からの残土搬出に際して、その発生元にて、自治体 B での搬入残土（土砂）に係る規制への適合の確認が必要である。
- ②搬出先の如何に拘わらず、自治体 A にて一定量以上の搬出残土（土砂）に係る規制が存在する場合もある。
- ③上図は、2 つの自治体間での残土の搬出入を示したものだが、規制の構図は、同一の自治体内での残土の搬出入にあっても同様である。

(2) 調査事項の抽出

調査事項は、前述した残土条例の規制の構図を踏まえ、条例で規制している事項のうち、工事現場から建設残土を搬出する建設会社の立場から留意すべき事項、実施が義務付けられている事項を抽出した。加えて、いくつかの残土条例では土壌汚染対策

法との関係に係る条項が規定されているため、参考までに、その内容も抽出した。

以下に抽出した主な事項を整理する。

- ① 残土条例において留意すべき基本的な事項
 - 1) 許可された残土処分場へ残土を搬入する際の規制内容
 - 2) 一定量以上の残土を工事現場から搬出する際の規制内容
- ② 残土条例が対象としている土砂の区分・性状や埋立て等の種類に係る事項
- ③ 残土搬入等に際して実施が必要な土壌調査に係る事項
- ④ 残土搬入等に際して作成が必要な書類に係る事項
- ⑤ 残土条例の規定と土壌汚染対策法との関係に係る事項

なお、①の1)については、図 2.1.5-1 の注書き②に示した事項である。

また、⑤については、残土の搬出入に係る規制の事項ではなく、土壌汚染対策法に伴う措置実施等に際して、汚染土壌の掘削除去などにより土地の埋立て等が伴う場合に残土条例が適用されるか否かなど、法令間の関係に係る事項であり、①から④とは規制の趣旨が異なる。

2.1.6 個別調査票の様式と記載要領の作成

抽出した事項を網羅することを念頭におき、各自治体の調査結果を整理するため、個別調査票の様式を作成するとともに、各事項の記載要領を定めた（図 2.1.6-1 参照）。

項目		No.〇〇 自治体名(〇〇県)
条例の名称		●条例の正式名称を記載する。
最新改正施行日		●条例及び規則の最新の施行日を記載する。
管轄部署		●条例の管轄部署名を記載する。
URL		●管轄部署のURLを記載する。
条例の概要	目的	●条例本文に記載されている内容を転写する。 (一部編集している場合あり)
	条例の対象者	
	対象となる埋立て等の種類	
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト) ^{※1}	●土砂埋立て等の実施者とは一般的には条例の許可を得て埋立て等の事業を行う者とする者である。 ●本欄には、当該事業者に対する規制を主体に記載する(建設会社自ら残土処分等の事業者となる場合以外、こうした規制が直接的に掛かる状況とはならない)。 ●一方で、自治体によっては、一定量以上の残土を搬出する場合、残土の行き先の如何に拘わらず届出義務を課している場合があり、それも本欄に記載する(これは建設会社が届出の当事者となる)。
	土砂等の定義 使用可能な土砂	●土砂の定義があれば、それを記載する。 ●「逐条解説」、「運用・解釈」、「手引き」、「Q&A」等で補足事項があれば、それも記載する(例:第4種建設発生土、汚泥は非該当 など)。⇒「留意事項」の欄と重複して記載しても良い。
土壌汚染対策法の措置での許可の要否 ^{★1}	●土壌汚染対策法関係が、条例や施行規則にて除外する旨の条項がある場合、その本文を記載する。 ●「逐条解説」、「運用・解釈」、「手引き」、「Q&A」等で土壌汚染対策法関係や汚染土壌の扱いに係る補足事項があれば、記載する。 ⇒「留意事項」の欄と重複して記載しても良い。	
土壌調査 ^{※2}	試料採取及び調査頻度	●本表の脚注にあるように、処分場の事業者ではなく、そこへ残土を持ち込んだり、一定量の残土を排出する元(建設会社)に要求される調査内容を主体に記載する。 ●事業者だけに調査が義務付けられている場合は、その旨を明記した上で記載しても良い。 ●事業者と排出元の双方に調査が義務付けられている場合は、その当事者と課せられた調査内容について、それぞれ峻別した上で記載しても良い。 【事業者と排出元の双方に調査が義務付けられている例】 ・事業者:特定事業(たい積)の開始前、事業中、廃止時に処分場の調査義務が課せられている場合 ・排出元:特定事業(たい積)場へ搬入する土砂の調査義務、又は、行き先が残土事業場か否かに拘わらず工事現場から一定量の土砂を排出する際に調査義務が課せられている場合
	調査項目	
	分析方法	
搬出土砂に係る土質試験		●密度、含水比、粒度、コーン指数などの試験に係る条例での規定があれば記載する。規定が無い場合は、その旨を記載する。
主な作成書類等 ^{※3}		●本欄への記載は、土砂の排出元(建設会社)に関連した書類を主体に記載する。
留意事項		●当該自治体に固有の事項(土壌汚染・廃棄物・再生材料関連、土砂排出元への特別な要求事項等)を記載する。 ●また、下記事項についても、手引き等で補足されている場合は、記載する。 ・汚染土壌の埋立てに係る扱い ・粒径の大きい岩やずりの扱い ・残土処分場の搬入路の路盤材等に使用する砕石等の扱い(例:千葉県では、手引きにて、路盤材としての鉱砕や砕石は条例対象外だが、事業完了時には撤去が必要と明記)
参考資料 (パンフレット等)		●ホームページからダウンロードできる「逐条解説」、「運用・解釈」、「手引き」、「Q&A」、パンフレット、リーフレット等を記載する。
備考		●上記以外に、何か特別な事項があれば、本欄に記載する。

(注1) 着色した※1から※3の項目では、現場から残土を搬出する場合や、その搬出先が許可された残土処分場の場合に、建設会社が留意・実施すべき事項を斜体字で記載する。

(注2) 着色した★1は、残土条例での土砂の搬出・搬入に係る事項ではなく、残土条例での土壌汚染対策法の扱いに係る事項である。具体的には、建設会社が土壌汚染対策法にて区域指定された土地で措置を行う際に、その規模が残土条例に該当する場合、許可の手続きが必要か否か等について斜体字で記載する。

図 2.1.6-1 個別調査票の様式と記載要領

2.2 調査の結果

全 40 自治体の内訳は、都道府県が 17、土壤汚染対策法の政令市が 23（うち、政令指定都市が 3）であった。全 40 自治体の調査結果に係る個別調査票及び主要な調査事項について一覧表で比較した結果をそれぞれ巻末資料 1 及び 2 に示す。

以下、これらの調査結果を踏まえて、残土条例の枠組み、自治体間での条例の関係、土壤汚染対策法との関係等についての整理結果を示す。

2.2.1 17 府県の残土条例の枠組み

(1) 千葉県など

- ① 都道府県で初めて条例を施行した千葉県での枠組みは、表 2.2.1-1 のとおりとなっている。

表 2.2.1-1 千葉県の条例の枠組み

章立て	内 容
1)総則	①条例の目的、用語の定義、各セクターの責務
2)埋立て等の基準	①埋立て等に使用される土砂等の種別・安全基準 ②埋立ての構造基準
3)不適正な埋立等の禁止等	①基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等 ②埋立て等による崩落等の防止措置等
4)特定事業の規制	①一定規模以上の埋立事業（特定事業）に係る規制 ②許可申請・許可基準・許可条件を設定 ③搬入土砂等に係る土壤調査の実施と関係書類の提出
5)雑則	①条例施行に必要な自治体による報告徴収・立入検査等
6)罰則	①規定違反に対する罰則（両罰規定）

(注) 残土の発生元となる建設会社が留意すべき事項は、2)の①、3)の①、4)の③である。

- ② 同様な枠組みを有する府県として、茨城県、群馬県、栃木県、岐阜県、京都府、大阪府、高知県、愛媛県及び大分県の 9 つがある。
- ③ 大阪府にあっては、土砂の調査に際し、土壤汚染対策法等による既往の調査結果をそのまま活用できる点が特徴である。
- ④ これらの条例の枠組みにおいて、現場から搬出した残土を処分場へ搬入する立場の建設会社が確認すべき事項を表 2.2.1-1 の欄外に注書きしたが、具体的な内容は下記である。
- 1)埋立て等の材料として搬入できる土砂等の種別は、どのように規定されているか。
 - 2)土砂等の安全基準はどのような内容か。
 - 3)残土の発生元に義務付けられる土壤調査の方法はどのような内容か。

- 4) 残土の発生元が埋立て等の許可事業者へ提出する土壌調査関係の資料はどのような内容か。
- 5) 許可事業者に対して、埋め立てられた土砂等に係る定期的な土壌調査や埋立て完了時の土壌調査について規制が設けられているか。

(2) 埼玉県

- ① 埼玉県の条例の特徴としては、建設工事で発生する 500m³以上の土砂搬出時と搬出完了時の届け出が義務付けられている点である。
- ② 他府県と同様に、土砂のたい積(埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積)に関して土壌調査が義務付けられているが、その内容は、たい積の許可事業者に対して、たい積された土砂の定期的な調査を求めるものであり、工事現場からの搬入土砂に対して事前に調査を義務付ける規定ではない。
- ③ ただ、汚染された土砂のたい積を禁じている内容であるため、工事現場からの土砂を残土処分場等へ搬入する側の建設会社としては、実際上は自主的に調査を行う必要が生じる。

(3) その他の県

- ① 和歌山県と兵庫県の条例は、土砂等の埋立て等と産業廃棄物の保管への規制が並列した構成となっているが、埋立て等の規制については表 2.2.1-1 と類似の枠組みである。
- ② 徳島県は、生活環境保全条例の中の一つとして、表 2.2.1-1 とほぼ同様の枠組みにて土砂等の埋立て等の規制が行われている。また、石川県も土砂埋立て等の規制が環境保全関係の条例の中に組み込まれている。
- ③ 青森県は、県外土砂を県内で処分するための搬入について、事前協議制度を設けている。
- ④ 香川県は、一定規模以上の土地開発行為に係る事前協議制度の中に、10,000m²以上の土砂等の埋立て事業を組み込んだ規制体系としている。

2.2.2 府県と市の条例の関係

- ① 府県と市の条例の関係は、以下の3つに大別される。
 - 1) 府県条例において市に権限を委譲(府県条例の適用除外)している場合
 - 2) 府県条例を補完して市条例が制定されている場合
 - 3) 府県レベルの条例がなく市条例のみが制定されている場合
- ② 今回の調査で対象とした自治体のうち、傘下にある市が残土条例を有している府県は、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県及び大阪府の6つである。
- ③ 市が定める残土条例は、概ね、府県の規制に準拠した内容だが、土砂等の埋立て等事業の許可要件について、面積や容積の規模に係る上乗せ規制を設けている点が特徴として挙げられる。

- ④ 一方、府県レベルで残土条例がなく、市単体で条例を定めているのは相模原市、長岡市、富士市、春日井市、大津市及び佐賀市の6市である。
(※相模原市は、所属する神奈川県は条例を有しているが環境省の調査結果に記載されていないこと、政令指定都市であることを考慮し、単体の位置付けとした。)
- ⑤ 6市のうち、長岡市を除いた5市の条例は、表2.2.1-1の枠組みとほぼ同様な体系である。
- ⑥ 長岡市の条例は、旧小国町の市への編入に伴い、同町が有していた条例を承継する特異的な内容である。

2.2.3 埋立て等の搬入土砂の基準・調査項目

(1) 種別に係る基準

- ① 共通的な基準として、廃棄物に該当する汚泥やコンクリートガラ、スラグ等の搬入は禁止されている。なお、いくつかの自治体では、特例的な事項を設けている。
- 1) 千葉県、千葉市、市川市：
●事業場内での搬入路の路盤材として鋼滓や砕石などを使用する場合は条例の対象外だが、事業完了の際には撤去が必要
- 2) 船橋市：
●再生土・改良土等は、廃棄物該当性の判断により廃棄物ではないと認められるものに限り、土砂等としての扱いが可能
- ② 搬入できる土砂の規定としては、大部分の自治体が「土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったもの」などとしている。なお、いくつかの自治体では、国土交通省の発生土利用基準（平成18年8月10日）等に照らして具体的な基準を設けている。
- 1) 市原市：
●第一種建設発生土から第四種建設発生土が搬入可能
- 2) 千葉県、市川市：
●第四種建設発生土や泥土は搬入禁止
●第四種建設発生土を石灰処理して第三種改良土以上になったものは搬入可能
- 3) 春日井市：
●汚泥等を含まない良質土の利用（利用の用途にあったもの）
- 4) 大分県：
●ヘドロ（浚渫土砂）や石灰処理した土も搬入可能
- ③ 条例や規則の本文では、搬入できる土砂に係る土質試験の実施までは要求されていないようである。ただし、残土条例の目的の一つに災害発生防止が謳われており、埋立ての安定性確保は不可欠である。したがって、条例で具体的な基準が設けられていない場合でも、搬出元としては崩落のおそれのない良質な土砂を搬入することが必要である。

(2) 安全性に係る基準

- ① 安全性に係る基準は、各自治体の条例にて安全基準、検査基準などの語句が使用されている。
- ② 具体的な基準としては環境基準や土壌汚染対策法の基準（表 2.2.3-1 参照）が流用されているが、前者の環境基準を流用している自治体が多い。
- ③ 基準等に関して、特徴的な規制を設けている自治体は以下である。
 - 1) 茨城県、水戸市、つくば市：
 - 調査項目に pH を追加
 - 2) 埼玉県と傘下の市：
 - 土壌汚染対策法の含有量基準が主体
 - 知事や市長の判断により、土壌溶出量やダイオキシン類も調査が必要
 - 3) 春日井市：
 - 土砂発生場所の土地の地歴調査実施を義務付け
 - 当該調査の結果を調査項目に反映
 - 4) 大阪府、高槻市：
 - 土砂発生場所の土地の利用状況や有害物質の使用状況の調査・確認（土壌汚染対策法における土壌汚染状況調査報告書による確認等）により、汚染のおそれがない土砂とのみなしが可能
 - 5) 兵庫県：
 - 土砂発生場所の土地の利用状況調査を調査項目に反映

表 2.2.3-1 残土条例が流用する埋立て土砂等の基準

区分	適用法規 物質名	環境基本法	土壌汚染対策法	
		土壌環境基準 (mg/ℓ)	土壌溶出量 指定基準(mg/ℓ)	土壌含有量 指定基準(mg/kg)
第一種 特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	—
	四塩化炭素	0.002以下	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.03以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下	—
	ベンゼン	0.01以下	0.01以下	—
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下
	シアン化合物	不検出	不検出	50以下 (遊離シアンとして)
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	0.05以下	250以下
	砒素及びその化合物	0.01以下 土壌 1 kgにつき 15mg未満 (農用地(田に限る))	0.01以下	150以下
	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.0005以下 (かつアルキル水銀が 検出されないこと)	15以下
	アルキル水銀化合物	不検出	—	—
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.8以下	4,000以下
ほう素及びその化合物	1以下	1以下	4,000以下	
第三種 特定有害物質	シマジン	0.003以下	0.003以下	—
	チウラム	0.006以下	0.006以下	—
	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下	—
	ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	—
	有機りん化合物	不検出	不検出	—
銅及びその化合物	土壌 1 kgにつき 125mg未満 (農用地(田に限る))	—	—	
1,4-ジオキサン	0.05以下	—	—	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下	—	—	

(注)●第一種、第二種及び第三種特定有害物質の記載は、土壌汚染対策法に従ったものである。

●ダイオキシン類の土壌環境基準は単位が異なる。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、別枠で定められている。

●—は基準がないことを示す。

2.2.4 埋立て等の搬入土砂の調査・届出に関する書類

- ① 自治体によって搬入土砂の調査に関して作成が必要な書類は異なるが、網羅的なものは千葉県等が定めている下記である。
- 1) 土砂等発生元証明書
 - 2) 検査試料採取調書
 - 3) 地質分析結果証明書
 - 4) 土砂等発生場所の図面（位置図・平面図・断面図）
 - 5) 土砂等発生場所の現場写真、試料採取状況写真
- ② 建設会社などの土砂の発生元が上記書類を作成し、埋立て等の許可事業者がそれらを添付した土砂等搬入届を自治体に提出するのが典型的な仕組みである（図2.2.4-1参照）。

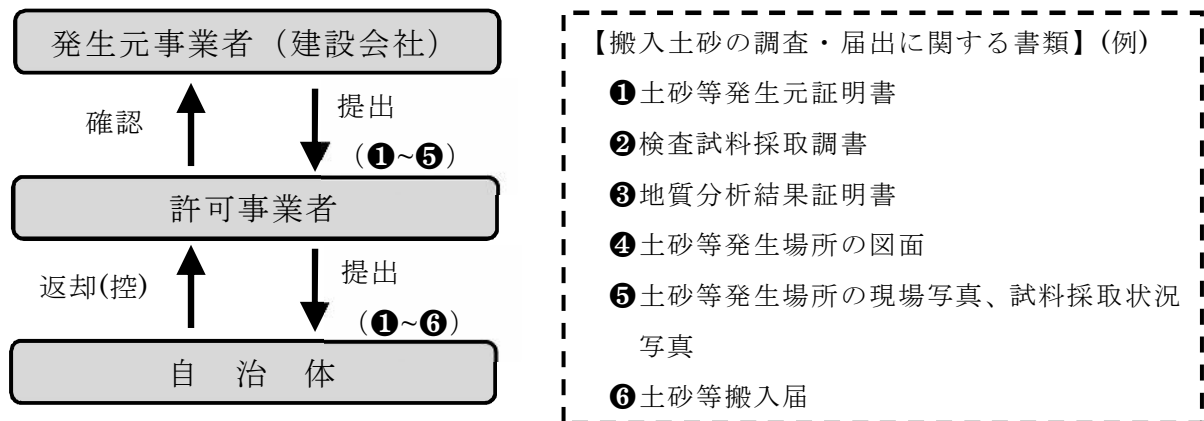


図 2.2.4-1 搬入土砂の調査・届出に関する書類と典型的な仕組み

- ③ 埼玉県、兵庫県及び大津市等では、土砂の採取場所の責任者（土砂等発生元）に対して採取場所を証明する書類の提出を義務付けている。
- ④ 青森県では、県外からの土砂搬入に際して、搬入する事業者に対して事前協議書の提出を求めている。
- ⑤ 土砂の搬出元に作成が要求される書類は、上記のように各自治体によって異なるため、事前に確認した上で適切に対応することが必要である。

2.2.5 土壌汚染対策法との関係

土壌汚染対策法に基づいて汚染の除去等の措置として埋立て等を行う場合、残土条例で許可が必要な規模要件に該当するケースがある。その際に、自治体によっては適用除外が謳われている場合がある。

これは、残土処分場へ建設残土を搬出する際の規制とは異なるものの、建設会社は土壌汚染対策法に基づいた措置を行う機会が多いことより、残土条例での土壌汚染対策法の扱いに係る調査結果を以下に整理した。

- ① 土壤汚染対策法で区域指定された土地において、残土条例で許可が必要な規模（特定事業等に該当する規模）にて、汚染の除去等の措置に伴う土地の埋立て等を行う場合、その取扱いを明記しているのは 10 の自治体である（表 2.2.5-1 参照）。
- ② 内容は、残土条例の適用除外とするものが主体だが、自治体ごとに若干の相違がある。
 - 1) 要措置区域等内の任意の措置は条例の対象（茨城県）
 - 2) 要措置区域内の指示措置等のみを適用除外（水戸市）
 - 3) 要措置区域内及び形質変更時要届出区域内の特定事業を適用除外（栃木県、宇都宮市）
 - 4) 要措置区域内での措置、形質変更時要届出区域内の土地の形質変更に伴う措置や土砂埋立て等を適用除外（柏市、相模原市、岐阜県、大阪府、高槻市、兵庫県）
- ③ 土壤汚染対策法との関係について明記されていないが、適用除外要件に他法令に係る条項が記載されている場合は、自治体によっては、土壤汚染対策法についても該当するとの行政指導等による運用が行われているケースもある。したがって、土壤汚染対策法にて区域指定された土地で措置や形質変更を行う場合は、事前に残土条例での取り扱いを自治体担当窓口を確認することが必要である。

2.2.6 残土条例に係るその他の留意事項

- ① 多くの自治体では、条例や施行規則の条文を補足する解説、運用・解釈、手引き、Q&A等を作成しており、これらについても留意の必要がある。また、条文等に記載がなくとも行政指導が行われる場合もあるため、個別の具体的な案件では注意が必要である。
- ② 残土条例は、公共事業による土砂の埋立て等は、基本的に適用対象外としているのがほとんどである。一方で、公共事業で発生する残土を埋立て等に供するに際して、残土条例の趣旨を踏まえて別途に管理基準等を定めている自治体（千葉県、岐阜県等）も存在する。したがって、残土が発生する公共事業の施工に際しては、念のために管理基準等の有無について予め確認しておくことも必要である。
- ③ 残土条例は、その名称や目的において「土壤の汚染」とのフレーズが使用されている場合が多い。加えて、前記したように、土壤汚染対策法との関係に係る条項を有する残土条例も多く存在するため、相互の位置付けがいささか不明瞭な状況にある。ただ、残土条例は汚染土壌という物の埋立て等の未然防止が一つの目的とされているのに対して、土壤汚染対策法には未然防止という概念は含まれておらず、土壤汚染という現に存在する状況への対処を志向している。こうした違いに加え、法の体系上は、土壤汚染対策法と残土条例とは互いに直接的な関係を有しているものではない。したがって、残土条例での土壤の汚染に係る規制に対しては、このような認識を踏まえた上で読み解いていくことが必要である。

表 2.2.5-1 残土条例での事業許可における土壌汚染対策法の扱い

自治体名		許可の要否	許可の要否の詳細
関東	茨城県	要（任意の措置として行うたい積行為）	形質変更時要届出区域において行う汚染の除去等の措置として行う埋立て等、要措置区域内で任意の措置として行う汚染の除去等の措置として行う埋立て等については <u>条例の適用</u> 【解説】
	水戸市	不要	土壌汚染対策法第7条（汚染の除去等の措置）第3項に規定する指示措置等として行う土地の埋立て等【施行規則第2条3】
	栃木県	不要	土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業【条例第10条】
	宇都宮市	不要	土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定・特殊事業【条例第10条】
	柏市	不要	『土壌汚染対策法で規定する指示措置等として行う事業（施行方法が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第6に規定する土壌汚染の除去、土壌入換え若しくは盛土であるものに限る。）又は形質変更時要届出区域について届出をした者が当該届出に係る土地の形質の変更として行う事業（施行方法が同令別表第6に規定する土壌汚染の除去、土壌入換え若しくは盛土であるものに限る。）』【施行規則第3条第10号】
	相模原市	不要	土壌汚染対策法で指定を受けた区域又は汚染土壌処理施設において行われるもの【規則第6条第3項第2号】
東海	岐阜県	不要	土壌汚染対策法で指定された土地の区域内で汚染の除去等の措置として行う埋立て等、汚染土壌を運搬基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積又は汚染土壌処理施設において行う埋立て等【規則第4条第3項】
近畿	大阪府	不要	土壌汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等【規則第5条の5】
	高槻市	不要	土壌汚染対策法第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等【規則第4条(4)】
	兵庫県	不要	土壌汚染対策法第7条第1項、第4項又は第5項の規定により実施する汚染の除去等の措置として行う土砂埋立て等【規則第15条(3)】 土壌汚染対策法第12条第1項の規定による届出に基づき行う土地の形質の変更として行う土砂埋立て等【規則第15条(4)】

巻末資料 1

調査対象とした自治体における個別調査票

記載要領

項目	No.〇〇 自治体名 (〇〇県)	
条例の名称	●条例の正式名称を記載する。	
最新改正施行日	●条例及び規則の最新の施行日を記載する。	
管轄部署	●条例の管轄部署名を記載する。	
URL	●管轄部署の URL を記載する。	
条例の概要	目的	●条例本文に記載されている内容を転写する。 (一部編集している場合あり)
	条例の対象者	
	対象となる埋立て等の種類	
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等 (ダイジェスト) ※1	●土砂埋立て等の実施者とは一般的には条例の許可を得て埋立て等の事業を行おうとする者である。 ●本欄には、当該事業者に対する規制を主体に記載する (建設会社自ら残土処分の事業者となる場合以外、こうした規制が直接的に掛かる状況とはならない。) ●一方で、自治体によっては、一定量以上の残土を搬出する場合、残土の行き先の如何に拘わらず届出義務を課している場合があり、それも本欄に記載する (これは建設会社が届出の当事者となる)。
	土砂等の定義 使用可能な土砂	●土砂の定義があれば、それを記載する。 ●「逐条解説」、「運用・解釈」、「手引き」、「Q&A」等で補足事項があれば、それも記載する (例：第4種建設発生土、汚泥は非該当 など)。 ⇒ 「留意事項」の欄と重複して記載しても良い。
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否*1	●土壌汚染対策法関係が、条例や施行規則にて除外する旨の条項がある場合、その本文を記載する。 ●「逐条解説」、「運用・解釈」、「手引き」、「Q&A」等で土壌汚染対策法関係や汚染土壌の扱いに係る補足事項があれば、記載する。 ⇒ 「留意事項」の欄と重複して記載しても良い。
土壌調査※2	試料採取及び調査頻度	●本表の脚注にあるように、処分場の事業者ではなく、そこへ残土を持ち込んだり、一定量の残土を排出する元 (建設会社) に要求される調査内容を主体に記載する。 ●事業者だけに調査が義務付けられている場合は、その旨を明記した上で記載しても良い。 ●事業者と排出元の双方に調査が義務付けられている場合は、その当事者と課せられた調査内容について、それぞれ峻別した上で記載しても良い。 【事業者と排出元の双方に調査が義務付けられている例】 ・事業者：特定事業 (たい積) の開始前、事業中、廃止時に処分場の調査義務が課せられている場合 ・排出元：特定事業 (たい積) 場へ搬入する土砂の調査義務、又は、行き先が残土事業場か否かに拘わらず工事現場から一定量の土砂を排出する際に調査義務が課せられている場合
	調査項目	
	分析方法	
搬出土砂に係る土質試験	●密度、含水比、粒度、コーン指数などの試験に係る条例での規定があれば記載する。規定が無い場合は、その旨を記載する。	
主な作成書類等※3	●本欄への記載は、土砂の排出元 (建設会社) に関連した書類を主体に記載する。	
留意事項	●当該自治体に固有の事項 (土壌汚染・廃棄物・再生材料関連、土砂排出元への特別な要求事項等) を記載する。 ●また、下記事項についても、手引き等で補足されている場合は、記載する。 ・汚染土壌の埋立てに係る扱い ・粒径の大きい岩やずりの扱い ・残土処分場の搬入路の路盤材等に使用する碎石等の扱い (例：千葉県では、手引きにて、路盤材としての鉾砕や碎石は条例対象外だが、事業完了時には撤去が必要と明記)	
参考資料 (パンフレット等)	●ホームページからダウンロードできる「逐条解説」、「運用・解釈」、「手引き」、「Q&A」、パンフレット、リーフレット等を記載する。	
備考	●上記以外に、何か特別な事項があれば、本欄に記載する。	

(注1) 着色した※1 から※3の項目では、現場から残土を搬出する場合や、その搬出先が許可された残土処分場の場合に、建設会社が留意・実施すべき事項を斜体字で記載する。

(注2) 着色した★1は、残土条例での土砂の搬出・搬入に係る事項ではなく、残土条例での土壌汚染対策法の扱いに係る事項である。具体的には、建設会社が土壌汚染対策法にて区域指定された土地で措置を行う際に、その規模が残土条例に該当する場合、許可の手続きが必要か否か等について斜体字で記載する。

自治体条例のリスト

No.	自治体名	条 例 名 称
1	青森県	青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領
2	茨城県	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
3	水戸市	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
4	つくば市	つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する条例
5	群馬県	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例
6	前橋市	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
7	高崎市	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例
8	栃木県	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
9	宇都宮市	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
10	埼玉県	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
11	さいたま市	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
12	川越市	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例
13	所沢市	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例
14	春日部市	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例
15	越谷市	越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例
16	熊谷市	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例
17	千葉県	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
18	千葉市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
19	市原市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
20	船橋市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
21	柏市	柏市土砂等埋立て等規制条例
22	市川市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
23	相模原市	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
24	長岡市	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例
25	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例
26	富士市	富士市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例
27	春日井市	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例
28	岐阜県	岐阜県埋立て等の規制に関する条例
29	大津市	大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
30	和歌山県	産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例
31	京都府	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
32	大阪府	大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例
33	高槻市	高槻市土砂埋め立て等の規制に関する条例
34	兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
35	徳島県	徳島県生活環境保全条例
36	香川県	香川県みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例
37	高知県	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
38	愛媛県	愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
39	佐賀市	佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例
40	大分県	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

(注)個別調査票の自治体名の記載欄では、市の条例については、市名に加えて【】書きにて府県名を追記した。

例：水戸市の場合 ⇒ 水戸市【茨城県】、春日井市の場合 ⇒ 春日井市【愛知県】

項目		No.1 青森県
条例の名称	青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例のうち、青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領	
最新改正施行日	平成 17 年 1 月 1 日	
管轄部署	環境生活部 環境保全課	
URL	http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/files/kengairidosya.pdf	
条例の概要	目的	県外土砂の埋立て等の処分による土壌の汚染等を防止し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする【要領第 1】
	条例の対象者	県外に所在する事業場において生じた土砂の県内での処分のための搬入に係る事業者【要領第 1、2】
	対象となる埋立て等の種類	県外土砂の埋立て等【要領第 1】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	その県外土砂を県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、その事業場ごとに、県外土砂搬入事前協議書により知事に協議を申し出ることとする【要領第 2】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外に所在する事業場において生じた土砂【要領第 1】 ・ 土砂を化学的な処理(セメント等の固化剤を使用するなど)をしているものについては、搬入を認めていない【要領留意事項の 4】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	搬入予定量 5,000 m ³ 毎【要領留意事項の 10】
	調査項目	土壌汚染対策法施行令第 1 条に規定する特定有害物質について、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査により計量した結果【管轄部署の問い合わせへの回答】
	分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(環境省告示第 18 号) ・ 土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(環境省告示第 19 号)
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	県外土砂搬入(変更)事前協議書(地質分析(濃度)結果証明書等を含む)	
留意事項	なし	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【要領】：青森県県外土砂の搬入に係る事前協議等に関する事務処理要領 	
備考	なし	

項目	No.2 茨城県	
条例の名称	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成27年3月26日(規則:平成29年4月1日)	
管轄部署	生活環境部 廃棄物対策課	
URL	http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/haitai/fuho/zandozvorei/zando.html	
条例の概要	目的	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。 【条例第1条】
	条例の対象者	県【条例第3条】、土地の埋立て等を行う者【条例第4条】、土砂等を発生させる者等(土砂等を発生させる者、土地の所有者)【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂とは砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいい、岩石や化石など自然物を含めて土砂等という。【解説】 埋立て、盛土及びたい積の3種類。【解説】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 当該埋立て等の区域の面積が5,000㎡以上について許可制(許可申請を行う前に、茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づく事前協議手続きが必要)。【条例について】 埋立て等を行う土砂について、発生させる者を特定するとともに、土壌の基準を設けて、基準を満たさない土砂による埋立て等の行為を禁止(建設汚泥を中間処理したいちゆる改良土やストックヤードに堆積した土砂等による埋立て等は禁止。土砂等を発生させる者(建設工事の元請業者)の証明が必要)。【条例について】 搬入土砂の定期的な検査義務付け。埋立て等を行う場所の標識掲示、埋立て等の行為を周辺住民に周知。【条例について】 違反者には罰則の適用、汚染土壌等の撤去義務。【条例について】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土、水素イオン濃度指数が4以上9未満のもの。【規則第7条】具体的には建設発生土(改良等をしていないものに限る)、山砂、岩ズリ、浚渫土。【解説】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 形質変更時要届出区域において行う汚染の除去等の措置として行う埋立て等、要措置区域内で任意の措置として行う汚染の除去等の措置として行う埋立て等については条例の適用となる。【解説】 汚染土壌処理施設における汚染土壌の埋立て処理については条例の適用除外となる。【解説】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の発生場所を3,000㎡以内の区域に等分して行う。【規則6条4】 1区域5地点混合の1試料。【規則6条4】
	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 土壌溶出量基準25物質(水銀は総水銀とアルキル水銀)+銅含有(農用地(田)の場合)。【規則別表第1】(H29.4.1より土壌調査項目に「クロロエチレン」「1,4-ジオキサン」追加【改正について】) 水素イオン濃度指数(4以上9未満)。【規則別表第1の2】
	分析方法	土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)によること。【規則別表第1備考】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	許可申請書の添付書類として【規則6条3】 土砂等発生元証明書(様式4号)、土砂等の発生から処分までのフローシート(様式4号2)、土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書、土量計算書、ボーリング試験を実施した場合には土質柱状図、調査試料採取位置図面、現場写真、試料毎の土壌調査試料採取報告書(様式第5号)、地質分析結果証明書(様式第6号)。	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 建設汚泥を中間処理した改良土及び、第4種建設発生土等を石灰等で処理した土砂等を埋立て等に用いることはできない。【留意事項】 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元証明書、土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書は、発生場所ごとに必要。【留意事項】 土砂等の発生場所については、県の担当職員が現地確認を行うので、許可申請をする場合や、土砂の発生場所を変更する許可の申請をする場合は、現地確認の日程等の調整をすること。【留意事項】 ストックヤード等に既に堆積した土砂等による埋立て等については許可しない。土砂等の仮置きが必要な場合、条例の基準に適合した積替え又は保管でない限り認められないので、事前に県の担当職員に相談すること。【留意事項】 	
参考資料 (パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【解説】:茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の解説 【条例について】:茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について 【留意事項】:土地の埋立て等を実施する方への留意事項 【改正について】:県残土条例施行規則の改正について(土壌調査項目の追加など) 	
備考	なし	

項目	No.3 水戸市（茨城県）	
条例の名称	水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成29年1月1日（規則：平成29年4月1日）	
管轄部署	生活環境部 ごみ対策課	
URL	http://www.city.mito.lg.jp/001133/001186/p000692.html	
条例の概要	目的	土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積について必要な規制を定めることにより、土壌の汚染及び土砂等の流出等による災害の防止を図り、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	土地の埋立て等を行う者【条例第4条】、土砂等を発生させる者【条例第5条】、土地の所有者【条例第6条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で廃棄物以外のものをいう。【条例第2条】 土地の埋立て、盛土及び堆積。【リーフレット Q&A A2】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、埋立て等区域の面積が500㎡以上5,000㎡未満のものについて適用する。【条例第3条】 土地の埋立て等を行うおとする者は、市長の許可（申請書の提出）が必要。【条例第7条】（申請書記載事項：住所、氏名、埋立の目的、位置、面積、期間、用いる土砂等を発生させる者、発生場所、数量等） 許可申請を行う前に事前協議が必要（事前協議書の提出・審査）。【チラシ】 着手等の届け出（10日以内）：埋立て等に着手、埋立て等を完了、埋立て等を廃止し、又は休止、再開。【条例第12条】 3月ごとの実績について報告書で報告。【条例第16号2】 埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について、3月ごとに1回調査。【条例第17号】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土（土にセメント又は石灰を混合し、安定処理をしたものを除く。）で、水素イオン濃度指数が4以上9未満（別表第1）に定める基準に適合する土砂等であること【規則第4条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法第22条第1項（汚染土壌処理業）の規定による許可に係る埋立には適用しない【規則第2条】 土壌汚染対策法第7条（汚染の除去等の措置）第3項に規定する指示措置等として行う土地の埋立て等には適用しない【規則第2条3】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	条例に該当する場合、埋立て等に使用する土砂等についても土壌調査を義務付け。いくつかの工事現場からの土砂等を搬入し埋立て等を行う場合には、それぞれの工事現場での土壌調査を行い、土砂等による土地の埋立て等許可申請の際に、土壌調査試料採取調査書、地質分析結果証明書、土砂等を採取した地点の位置図及び写真が必要となる。【リーフレット Q&A A5】
	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度指数（4以上9未満）。【規則第4条 別表第1】 土壌溶出量基準29項目（水銀は総水銀とアルキル水銀）、銅（農用地（田）の場合）（pHを過度に変化させる物質）。【規則第4条、11条 別表第1の2】（「クロロエチレン」「1,4-ジオキサン」追加【リーフレット】）
	分析方法	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）。【規則別表第1の2】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書の添付書類として【規則第3条3】 土砂等発生場所等証明書（様式第2号）（土砂等を発生させる者が記載したものに限り）、土砂等の搬入経路図、土砂等発生場所の位置図、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書、ボーリング試験を実施した場合は、土質柱状図、および土壌調査試料採取調査書（様式第5号）、イ 地質分析結果証明書（様式6号）、ウ 土砂等を採取した地点の位置図及び写真。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 市外から搬入する土砂等を条例に従い市内で埋立て等を行うことは認められる。【リーフレット Q&A A8】 ストックヤード（仮置きしている場合も含む）や資材置き場を経由した土砂等については、他の場所から発生した土砂等が混入する恐れがあり、土砂発生元の責任が不明確であるため、持ち込みはできない。【リーフレット Q&A A13】 	
参考資料（パンフレット等）	<ul style="list-style-type: none"> 【チラシ】：水戸市内で土地の埋立て等を計画している皆さまへ 【リーフレット】：一事業者等の皆様へ 土地の埋立て等を行うときに許可が必要です 	
備考	なし	

項目	No.4 つくば市 (茨城県)	
条例の名称	つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成28年7月1日 (規則:平成28年7月1日)	
管轄部署	生活環境部 廃棄物対策課	
URL	http://www.city.tsukuba.lg.jp/jigvosh/shigoto/umetate/index.html	
条例の概要	目的	土砂等による土地の埋立て、盛土又は堆積について必要な規制を行うことにより、良好な生活環境の確保及び災害の防止を目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	事業者等 (土地所有者又は事業を施行する者及び事業に係る工事を施工する者) 【条例第4条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂、砂利その他の土地の埋立て、盛土又は堆積の用に供する物であつて、廃棄物以外のものをいう。【条例第2条】 土砂等による土地の埋立て、盛土又は堆積をいう。【条例第2条】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等 (ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域 (事業を施行する土地の区域) の面積が5,000 m²未満の事業に適用する。【条例第3条1項】 埋立て等に関する事前協議書 (様式第1号) を市長に提出する必要がある。【指導要綱3】 事業の施行期間は6月以内。【規則 別表 1一般基準 (1)】 事業の施行時間は午前9時から午後5時まで。【規則 別表1一般基準 (2)】 現場責任者は、工事の施工中は事業区域に常駐すること。【規則 別表1一般基準 (3)】 事業期間中に市長が必要と認める時 (以下の場合) に検査を行わせることができる。【条例15条】 【指導要綱10 (1)】 ア. 色、臭い、粘性等が通常の建設発生土と異なっていると認められたとき イ. 廃棄物等の混入が疑われたとき ウ. フェノールフタレイン試薬が反応し、変色したとき エ. 事業期間が6月以上を経過したとき オ. 周辺の排水等の水質に異常が認められるとき 試料採取は、職員の立会いのもと、職員の指定する土砂を5地点混合試料として採取する。【指導要綱10 (2)】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 事業に用いる土砂等は、茨城県内から発生したものであること。【規則 別表1一般基準 (7)】 堆積事業の搬入土砂等にあつては、あらかじめ搬出先が定まっていること。【規則 別表1一般基準 (7)】 事業に用いる土砂等は、汚染の状態が環境基準等に適合しているものであること。【規則 別表1一般基準 (7)】 建設現場から発生した搬入土砂等の性質については第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当していること。【規則 別表1一般基準 (7)】
	土壌汚染対策法の措置での許可の可否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の施行の許可を受けようとするとき、土砂等証明書 (土壌検査表並びに土壌採取位置を示す図面と写真 (要日付))。【規則第4条】 事前協議書の提出があつた場合、市長が必要とした場合、土砂等の発生場所及び埋立て区域に計画している土地の必要な調査をさせる。【指導要綱4】
	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 水素イオン濃度指数(pH)。【条例第6条 別表第1】 土壌の汚染に係る環境基準について (平成3年環境庁告示第46号)。【条例第6条】
	分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 土壌の汚染に係る環境基準について (平成3年環境庁告示第46号)。【条例第6条】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て等事業許可申請書 (様式第1号) の添付資料として必要なもの。【規則第4条】 土砂等の搬入経路図、土砂等の搬入計画書 (様式第1号の2)、土砂等発生処分フローシート (様式第2号)、土砂等証明書 (様式第3号)、土壌検査表、土砂等を採取した場所の位置を示す図面及び写真 (日付があるものに限る)。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 面積5,000 m²未満の事業すべて許可申請が必要。下限値を撤廃【条例第3条】 「居住地内において行う庭の造成または管理行為 (家庭菜園の管理、駐車場の修繕等) のために行う事業」など、いくつかの条例の適用除外になる事業がある。 事業に用いる土砂等は、茨城県内から発生したものであること。【規則別表1一般基準 (7)】 	
参考資料 (パンフレット等)	【指導要綱】: つくば市土砂等の埋立て等の規則に関する指導要綱	
備考	なし	

項目	No.5 群馬県	
条例の名称	群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成26年10月17日(規則:平成26年10月17日)	
管轄部署	環境森林部 廃棄物・リサイクル課	
URL	http://www.pref.gunma.jp/04/e1600095.html	
条例の概要	目的	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び県民の安全に資することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	県【条例第3条】、土砂等による埋立て等を行う者【条例第4条】、土砂等を排出する者等(土砂等が発生させる者、土地の所有者)【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等…土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く)。【条例第2条(1)】 埋立て等…土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く)。【条例第2条(2)】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等の禁止。【条例第7条】 なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な29項目の物質の濃度の基準。 当該埋立て等の区域の面積が3,000㎡以上の場合、知事の許可が必要。【リーフレット】 3,000㎡未満の場合は、知事の許可は不要。市町村の条例により、市町村長の許可または市町村長への届出を要する場合がある。【リーフレット】 土砂等を搬入する際は、①排出場所ごとに、および②同一の排出場所から搬入する量が5,000㎥を超えるごとに、搬入しようとする日の10日前までに知事に届け出る。届出には土砂等の排出元証明書および土壌検査証明書を添付する。【リーフレット】 搬入した土砂等の量などを毎日帳簿に記載し、3か月ごとに知事に報告する。【リーフレット】 6か月ごとに、または搬入された土砂等の量が5,000㎥を超えるごとに土壌検査を実施し、排水がある場合はその水質検査も実施し、検査実施後1か月以内に知事に結果を報告する(検体試料の採取には県の担当職員が立ち会う)。【リーフレット】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土(これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く)に該当する性状であるものとする。【施行規則第11条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	土砂等を搬入する際は、①排出場所ごとに、および②同一の排出場所から搬入する量が5,000㎥を超えるごとに、搬入しようとする日の10日前までに知事に届け出る。届出には土砂等の搬出元証明書および土壌検査証明書を添付する。【リーフレット】
	調査項目	土壌溶出量基準29物質【施行規則別表第1】(銅は農用地利用のみ)
	分析方法	土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)。【施行規則別表第3】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	土砂等を搬入する際は、①排出場所ごとに、および②同一の排出場所から搬入する量が5,000㎥を超えるごとに、土砂等の排出元証明書(別記様式第9号)および搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書(別記様式第10号)並びに土壌検査証明書(別記様式第11号)を添付する。【施行規則第10条】	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止【リーフレット】 面積が3,000㎡以上の土砂等の埋立て等を行おうとするときは、原則として知事の許可が必要【リーフレット】 (埋立て許可に関する除外規定) 他の法令又は条例(以下「法令等」)の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの。【条例第8条】 この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等については許可が不要。【条例第8条】 	
参考資料 (パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【概要】:群馬県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の概要 【リーフレット】:群馬県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例のあらまし 	
備考	なし	

項目	No.6 前橋市(群馬県)	
条例の名称	前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成26年7月1日(規則:平成29年4月1日)	
管轄部署	環境部 廃棄物対策課 指導係	
URL	http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyou/sya/376/009/p012817.html	
条例の概要	目的	土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等による埋立て等の適正化を図り、もって生活環境の保全及び市民の安全に資することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	・市【条例第3条】、土砂等による埋立て等を行う者【条例第4条】、土砂等を排出する者等【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	・土砂等…土砂及び土砂に混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く)。【条例第2条(1)】 ・埋立て等…土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く)。【条例第2条(2)】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	・土壌基準に適合していない土砂等による埋立て等の禁止(面積によらず)。【リーフレット】 なお、「土壌基準」とは、環境基本法で定められている土壌の汚染に係る環境基準であり、有害な27項目の物質の濃度の基準。 ・1,000m ² 以上の土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可(申請書の提出)が必要。【リーフレット】 ・土砂等の搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出る(排出場所ごと、及び同一の排出場所からの搬入量が5,000m ³ を超えるごと。排出元証明書及び土壌検査証明書を添付する)。【施行規則第10条】 ・6か月ごとに、又は搬入された土砂等の量が5,000m ³ を超えるごとに土壌検査を実施し、排水がある場合はその水質検査も実施し、検査実施後1か月以内に市長に結果を報告する(検体試料の採取には市の担当職員が立ち会う)。【施行規則第15条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	・埋立て等に用いることのできる土砂等の性状は、第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土(これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く)に該当する性状であるもの。【施行規則第11条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	・土砂等の排出の場所ごと又は市規則で定める土砂等の量(5,000m ³)を超えるごとに、市規則で定めるところ(土砂等搬入届出書)により、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。【条例第11条】
	調査項目	土壌溶出量基準29物質(水銀は総水銀とアルキル水銀)+銅(農用地(田)の場合)。【規則別表第1】
	分析方法	土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)。【規則別表3】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	土砂等を搬入する際①排出場所ごとに、および②同一の排出場所から搬入する量が5,000m ³ を超えるごとに、土砂等の排出元証明書および土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書並びに土壌検査証明書を添付する。【施行規則第10条】	
留意事項	・有害な物質で汚染されている土砂等による埋立て等を禁止(埋立て等の面積は問わない)。【リーフレット】 ・土砂等による埋立て等を行う場合は、その土砂等が崩落、飛散又は流出しないようにしなければならない(埋立て等の面積は問わない)。【リーフレット】 ・面積が1,000m ² 以上の土砂等の埋立て等を行う場合は、市長の許可が必要。【リーフレット】(埋立て許可に関する除外規定) ・他の法令又は条例(以下「法令等」)の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの。【条例第8条】 ・この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等については許可が不要。【条例第8条】	
参考資料 (パンフレット等)	・【申請手引き】: 許可申請等の手引き ・【リーフレット】: 前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例のあらまし	
備考	なし	

項目	No.7 高崎市(群馬県)	
条例の名称	高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成26年1月1日(規則:平成28年4月1日)	
管轄部署	建設部 開発指導課	
URL	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014012200035/	
条例の概要	目的	土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、災害の発生及び土壌の汚染を防止し、もって住民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	市【条例第3条】、事業者(主体的に土砂等の堆積を行う者)【条例第4条】、土地所有者(土砂等の堆積が行われる土地の所有者、占有者又は管理者)【条例第5条】、発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。))の注文者)【条例第6条】、元請負人(発注者から直接建設工事を請け負った者及び請負契約によらないで自ら建設工事を行う者)【条例第7条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等…土砂、岩石及びこれらに混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く)。【条例第2条(1)】 土砂等の堆積…埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く)。【条例第2条(2)】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の堆積に係る土地の区域面積が500㎡以上のときは、土砂等の堆積に関する計画(事業計画)を定め、市長の許可を受けなければならない。なお、複数の堆積を単に分けて行う場合は、それぞれの堆積に係る土地の区域の面積を合算する。【手引き】 許可を申請しようとする事業者は、あらかじめ、事業計画の周知を図るため、事業計画予定地に標識を設置し、近隣住民等との協議(説明会開催等)及び市長との事前協議をしなければならない。【手引き】 着手日から3か月ごと、汚染調査結果届出書(様式第26号)による提出。【規則第27条2項】 採取地点は3,000㎡ごとに1地点以上の割合で均等に選定する。【規則第27条(2)】(採取方法は5地点混合法【手引き】)
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等…土砂、岩石及びこれらに混入し、又は付着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除く)。【条例第2条(1)】 鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める有害物質が規則で定める基準(以下「土壌基準」という。)に適合しない土砂等を土砂等の堆積に使用してはならない。【条例第8条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> 着手時、あらかじめ、当該土砂等の採取場所ごとに、必要な書面で当該土砂等が土壌基準に適合していること等を市長に届け出なければならない。【条例18条】 1枚の発生元証明書に記載する土砂等の量は3,000㎥以内【施行規則第24条(様式第20号)】 着手に当たり、当該土砂等を展開して、廃棄物その他土壌の汚染のおそれがある物の混入又は付着の有無について目視による検査を行い、当該着手した日から起算して10日以内に当該検査結果を市長に届け出なければならない(写真を添付)。【規則第25条】
	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 重金属類9項目の土壌含有量及び土壌溶出量(必須事項)。【手引き】 第一種及び第三種、ダイオキシン類のうち搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者に通知したもの。【規則第27条(1)】
	分析方法	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項に規定する測定の方法並びにダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)に規定する測定の方法の例により行わなければならない。【規則第24条4】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請-審議後許可書が交付され、標識の掲示後に着手届出書を提出。 着手届出書に①土砂等発生元証明書(様式第20号)②検査試料採取調書(様式第21号)③地質分析結果証明書(様式第22号)④標識の写真の添付が必要。【手引き】 展開検査結果届出書(写真を添付)。【規則第25条】 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 着手日から10日以内に「展開検査結果届出書(要写真)」の提出が義務付。【手引き】(埋立て許可に関する除外規定) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積。【条例第10条】 施行規則第11条各号及びこれに準じるものとして市長が認めたもの。【規則第11条】 	
参考資料(パンフレット等)	【手引き】:高崎市土砂等の堆積の規制に関する条例について	
備考	なし	

項目	No.8 栃木県	
条例の名称	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	
最新改正施行日	平成24年4月1日（規則：平成29年4月1日）	
管轄部署	環境森林部 廃棄物対策課	
URL	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/dosya.html	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	土砂埋立てを行う事業者、建設工事等に土砂等を排出する者、土砂等を運搬する事業者【条例第3条】、土地所有者【条例第4条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等の埋立て等土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造、加工のための原材料のたい積、汚染土壌処理施設における土砂等のたい積は対象外）【条例第2条の1】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000 m²以上の埋め立て（特定事業）には許可が必要【条例第2条の2】 ・ 土砂等の安全基準の遵守【条例第8条、安全基準：規則別表1】 ・ 埋立てに係る構造基準の遵守【条例第13条、構造基準：規則別表2、3、4】 ・ 特定事業区域での定期水質検査（水質検査が行えないときは土壌質検査）の実施【条例第18条】 ・ 許可の内容の周辺住民その他の利害関係者への周知【条例第18条の2】 ・ 土砂等運搬車両への表示【条例第20条の2】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条】 ・ 碎石、砂利、汚泥を改良したもの、不溶化処理又は混合希釈した汚染土壌は対象外【特定事業を実施する方への留意事項】
	土壌汚染対策法の措置での許可の可否	<p>特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。</p> <p>(4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業【条例第10条】</p>
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取場所毎、かつ5,000 m³毎【条例第16条】 ・ 土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取する【規則第2条の2】
	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌溶出量（28項目：平成29年4月1日からクロロエチレン及び1,4-ジオキサンが追加） ・ 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量【条例第8条、安全基準：規則別表1】
	分析方法	土壌溶出量及び含有量調査：土壌の汚染に係る環境基準について（環境庁告示46号）【規則別表1】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等発生元証明書【規則第9条別記様式8号】 ・ 検査試料採取調書【規則第9条別記様式9号】 ・ 計量証明書 <p>上記は原則として一時たい積場に持ち込む前のおおもとの採取場所で作成されたもの【特定事業を実施する方への留意事項】</p>	
留意事項	3,000 m ² 未満の埋立て事業（小規模特定事業）については、各市町の条例が適用となる。また、県条例除外市町村が定められている。	
参考資料 (パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【リーフレット】：土砂等の適正な埋立てのために ・ 【資料】：県内市町における「土砂条例」の制定状況 ・ 【資料】：本条例における許可制度の概要 ・ 【資料】：特定事業を実施する方への留意事項 	
備考	なし	

項目	No.9 宇都宮市（栃木県）	
条例の名称	宇都宮市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
最新改正施行日	平成24年4月1日（規則：平成29年4月1日）	
管轄部署	環境部 廃棄物対策課	
URL	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gomi/haikibutsu/1005055.html	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 土砂埋立てを行う者、建設工事等に土砂等を排出する者、土砂等を運搬する事業者【条例第3条】 土地所有者【条例第4条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積（製品の製造、加工のための原材料のたい積、汚染土壌処理施設における土砂等のたい積は対象外）【条例第2条の1】 採石法に規定する岩石の採取跡地において土砂等の埋戻しを行うもの【条例第2条の2】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 500㎡以上の埋め立て（特定事業）には許可が必要【条例第2条の1、第10条】 土砂等の安全基準の遵守【条例第7条、安全基準：規則第2条】 埋立てに係る構造基準の遵守【条例第14条の2、構造基準：規則別表1】 特定事業区域での定期水質検査（水質検査が行えないときは土地質検査）の実施【条例第20条】 許可の内容の周辺住民その他の利害関係者への周知【条例第21条】 土砂等運搬車両への表示【条例第24条の2】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業及び特殊事業（以下「特定・特殊事業」という。）を行おうとする者は、特定・特殊事業に供する区域（「特定・特殊事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定・特殊事業については、この限りでない。 （4）土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定・特殊事業【条例第10条】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の量が5,000㎡までごとに土砂等搬入届を提出して行わなければならない【規則第14条】 土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする【条例第7条の1、規則第2条】
	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 土壌溶出量（28項目：平成29年4月1日からクロロエチレン及び1,4-ジオキサンが追加） 埋立等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量【条例第8条、安全基準：規則別表1】
	分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に定める土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定めるとおりとする【条例第7条の1、規則第2条】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂発生元証明書【条例第17条、規則第14条】 検査試料採取調書【条例第17条、規則第14条】 	
留意事項	なし	
参考資料 （パンフレット等）	<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】：許可申請の手引き 	
備考	なし	

項目	No.10 埼玉県	
条例の名称	埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成14年10月15日(規則：平成28年9月27日)	
管轄部署	環境部 産業廃棄物指導課 審査担当	
URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpairzando.html	
条例の概要	目的	無秩序な土砂の堆積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	発注者【条例第4条】、元請負人【条例第5条】、たい積を行う者【条例第7条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう【条例第2条第4号】 山間部の谷地への埋立て、農地改良等、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行う行為、ストックヤード等土砂を堆積している行為は対象【条例についてP1】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 500m³以上の土砂を排出(県内外を問わず)する場合、土砂の搬出届出が必要(建設工事の場合には20日前まで、ストックヤード等から排出する場合は10日前まで)【条例6条第1項、手続きについてP1】 3,000m²以上の面積に土砂をたい積する場合、許可が必要【条例16条第1項、手続きについてP1】 同一事業所内で分けて堆積する場合でも3,000m²を超えた場合は対象。一時的な堆積も含まれる【手続きについてP1】 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用【条例第38条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 全体として土砂とみなせるかどうかで判断。有価物か無価物かは問わない【手引き:P1】【QA:Q1-1】 産廃である汚泥やコンクリートガラは対象外【QA:Q1-1】
	土壤汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 条例第16条第1項第6号の規定が適用されれば不要(法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積) 上記が適用されない場合は3,000m²以上の場合、許可が必要【条例第16条第1項第1号】 区域内の土壤で埋戻す場合は許可不要【条例第16条第1項第2号】
土壤調査	試料採取及び調査頻度	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施</p> <p>① 試料採取【規則第31条第1項第4号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質：土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査の例 ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準の例（土壤の汚染に係る基準に限る）による測定方法の例 <p>② 調査頻度【条例第26条、規則第31条第1項第3号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 900m²毎に1地点以上（6ヶ月毎に実施（埋立期間が6ヶ月に満たない場合は完了又は廃止時））
	調査項目	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第31条第1項第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素 その他の特定有害物質及びダイオキシン類については、搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者に通知した場合は実施
	分析方法	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第31条第1項第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム～ほう素：土壤含有量調査（知事が許可事業者に通知した場合は、土壤溶出量調査） その他の物質：知事が許可事業者に通知した調査
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 500m³以上の搬出の場合、土砂の排出の届出書・計画を排出の20日前までに提出（建設工事の名称、発注者の氏名等、土地の所在地・面積、発生土砂量、発生土砂の利用等計画、排出土砂量の合計、排出期間、排出先、排出先条例等の許可処分状況、排出先の土地の位置図など）【条例第6条、規則第1条】 土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類【条例第25条第2項】 	
留意事項	なし	
参考資料 (パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 条例規則二段表 【手続きについて】：埼玉県土砂条例に基づく手続きについて 【QA】：条例に関するQ&A 【手引き】：条例に関する手引き 【技術指針】：条例及び施行規則に関する技術指針 【処分基準等】：土砂の排出及びたい積に対する不利益処分に係る処分基準等 	
備考	なし	

項目	No.11 さいたま市 (埼玉県)	
条例の名称	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成14年12月26日(規則:平成29年3月31日)	
管轄部署	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係	
URL	http://www.city.saitama.jp/005/002/003/p043391.html	
条例の概要	目的	無秩序な土砂のたい積を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	発注者【条例第4条】、元請負人【条例第5条】、土地所有者等【条例第6条】、たい積を行う者【条例第7条】
	対象となる埋立て等の種類	埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう【条例第2条第4号】。
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 500 m²以上になる土砂たい積を行う場合、許可が必要(公共事業、開発など他法令で規制される事業及び製品を除く)【条例第9条第1号、パンフP1】 たい積を行う者は6月ごとに汚染状況について調査し市長に届出【条例第19条】 条例の規定に違反した場合、罰則(最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が適用【条例第29条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったもの【パンフP1】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 条例第9条第6号の規定が適用されれば不要(法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積) 上記が適用されない場合は500 m²以上の場合、許可が必要【条例第9条第1項及び施行規則第6条】 区域内の土壌で埋戻す場合は許可不要【条例第9条第1項第2号】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施</p> <p>① 試料採取【規則第20条第1項第4号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質:土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例 ダイオキシン類:ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準の例(土壌の汚染に係る基準に限る)による測定方法の例 <p>② 調査頻度【条例第19条第1項、第2項、規則第20条第1項第3号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 900 m²毎に1地点以上で均等混合
	調査項目	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第20条第1項第1号、2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素(土壌含有量。市長が通知した場合には土壌溶出量) その他の特定有害物質及びダイオキシン類については、市長が許可事業者に通知した調査を実施
	分析方法	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第20条第1項第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム～ほう素:土壌含有量調査(市長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査) その他の物質:市長が許可事業者に通知した調査
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類【条例第18条第2項】	
留意事項	なし	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 条例 (Word) 施行規則 (Word) 【パンフ】:パンフレット 	
備考	なし	

項目	No.12 川越市（埼玉県）	
条例の名称	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成14年12月24日(規則：平成22年3月11日)	
管轄部署	環境部 産業廃棄物指導課	
URL	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/kakukanogoannai/kankyobu/sangvohaikibutsu.html	
条例の概要	目的	無秩序な土砂のたい積を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	発注者【条例第4条】、元請負人【条例第5条】、土地所有者等【条例第6条】、たい積を行う者【条例第7条】
	対象となる埋立て等の種類	埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう【条例第2条第4号】。
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 500 m²以上になる土砂たい積を行う場合、許可が必要（公共事業、開発など他法令で規制される事業及び製品を除く）【条例第9条】 たい積を行う者は6月ごとに汚染状況について調査し市長に届出【条例第19条】 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用【条例第29条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	記載なし
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 条例第9条第6号の規定が適用されれば不要（法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積） 上記が適用されない場合は500 m²以上の場合、許可が必要【条例第9条第1項及び施行規則第6条】 区域内の土壌で埋戻す場合は許可不要【条例第9条第1項第2号】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施</p> <p>① 試料採取【規則第19条第1項第6号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質：土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例 ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準の例（土壌の汚染に係る基準に限る）による測定方法の例 <p>② 調査頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> 3,000 m²未満の場合：2地点以上で均等に選定【規則第19条第1項第4号】 3,000 m²以上の場合：900 m²毎【規則第19条第1項第3号】 上記いずれも6ヶ月毎に実施（埋立期間が6ヶ月に満たない場合は完了又は廃止時）【条例第19条】
	調査項目	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第19条第1項第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素 その他の特定有害物質及びダイオキシン類については、搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者に通知した場合は実施
	分析方法	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第19条第1項第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム～ほう素：土壌含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査） その他の物質：市長が許可事業者に通知した調査
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類【条例第18条第2項】	
留意事項	なし	
参考資料 (パンフレット等)	なし	
備考	なし	

項目	No.13 所沢市（埼玉県）	
条例の名称	所沢市土砂のたい積の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成15年3月13日(規則：平成29年2月28日)	
管轄部署	環境クリーン部 環境対策課	
URL	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/dl/kankyohozen/dosya_taiseki/index.html	
条例の概要	目的	無秩序な土砂のたい積を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	土砂のたい積を行う者【条例第4条】
	対象となる埋立て等の種類	埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう【条例第2条第1号】。
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 500～3,000m²になる土砂たい積を行う場合、許可が必要（公共事業、開発など他法令で規制される事業及び製品を除く）【条例第5条】 たい積を行う者は500～900m²の土砂のたい積の場合には完了又は廃止時に、900～3,000m²の土砂のたい積の場合には6月ごとに汚染状況について調査し市長に届出【規則第20条】 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用【条例第23条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	記載なし
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 条例第5条第1項第6号の規定が適用されれば不要（法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積） 上記が適用されない場合は500～3,000m²の場合、許可が必要【条例第9条第1項及び施行規則第6条】 区域内の土壌で埋戻す場合は許可不要【条例第5条第1項第2号】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施</p> <p>① 試料採取【規則第20条第1項第4号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質：土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例 ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準の例（土壌の汚染に係る基準に限る）による測定方法の例 <p>② 調査頻度【規則第20条第1項第3号及び別表第2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 500～900m²未満の場合：完了又は廃止時に1地点以上 900～3,000m²未満の場合：6ヶ月毎に900m²に1地点以上
	調査項目	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第20条第1項第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素 その他の特定有害物質及びダイオキシン類については、搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者に通知した場合は実施
	分析方法	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第20条第1項第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム～ほう素：土壌含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査） その他の物質：市長が許可事業者に通知した調査
	搬出土砂に係る土質試験	記載なし
主な作成書類等	土砂の採取場所を証明する書類【条例第15条第4号】	
留意事項	なし	
参考資料(パンフレット等)	なし	
備考	なし	

項目	No.14 春日部市 (埼玉県)	
条例の名称	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成17年10月1日(規則：平成28年3月23日)	
管轄部署	環境経済部 環境政策課	
URL	https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kankyou/kougai/dosha.html	
条例の概要	目的	無秩序な土砂のたい積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	土砂のたい積を行う者【条例第4条】、土地の所有者、管理者又は占有者【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂のたい積：埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう【条例第2条第2号】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 500～3,000m²になる土砂のたい積を行う場合、許可が必要（公共事業、開発など他法令で規制される事業及び製品を除く）【条例第6条第1項第1号】 たい積を行う者は500～900m²の土砂のたい積の場合には完了又は廃止時に、900～3,000m²の土砂のたい積の場合には6月ごとに汚染状況について調査し市長に届出【規則第22条】 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用【条例第24条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂及びこれに混入し、又はこれに付着したものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの【条例第2条第1号】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 条例第6条第1項第6号の規定が適用されれば不要（法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積） 上記が適用されない場合は500～3,000m²の場合、許可が必要【条例第6条第1項第1号】 区域内の土壌で埋戻す場合は許可不要【条例第6条第1項第2号】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施</p> <p>① 試料採取【規則第22条第1項第4号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質：土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例 ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準の例（土壌の汚染に係る基準に限る）による測定方法の例 <p>② 調査頻度【規則第22条第1項第3号及び別表第2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 500～900m²未満の場合：完了又は廃止時に1地点以上 900～3,000m²未満の場合：6ヶ月毎に900m²に1地点以上
	調査項目	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第22条第1項第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素 その他の特定有害物質及びダイオキシン類については、搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者に通知した場合は実施
	分析方法	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第22条第1項第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム～ほう素：土壌含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査） その他の物質：市長が許可事業者に通知した調査
	搬出土砂に係る土質試験	記載なし
主な作成書類等	土砂の採取場所を証明する書類【条例第15条第2項】	
留意事項	なし	
参考資料（パンフレット等）	<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】：条例の概要・許可申請等の手引き 【流れ】：申請の流れ 【適用除外】：春日部市土砂のたい積の規制に関する条例の適用が除外されるたい積行為について 	
備考	なし	

項目		No.15 越谷市（埼玉県）
条例の名称		越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例
最新改正施行日		平成26年12月22日(規則：平成27年3月31日)
管轄部署		環境経済部 産業廃棄物指導課
URL		http://www.city.koshigava.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/gomi_recycle/jgvosvo_gomi/doshanotai_seki/koshigava_contents_20150703.html
条例の概要	目的	無秩序な土砂のたい積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	発注者【条例第4条】、元請負人【第5条】、土地所有者等【条例第6条】、土砂の堆積を行う者【条例第7条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂の堆積 埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう【条例第2条第4号】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 500 m²以上になる土砂たい積を行う場合、許可が必要（公共事業、開発など他法令で規制される事業及び製品を除く）【条例第9条第1項第1号】 たい積を行う者は6月ごとに汚染状況について調査し市長に届出【条例第19条】 条例の規定に違反した場合、罰則（最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用【条例第29条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	建設工事などにより発生した土、砂、礫及びこれらが集まったもの【パンフP1】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 条例第9条第1項第6号の規定が適用されれば不要（法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積） 上記が適用されない場合は500 m²以上の場合、許可が必要【条例第9条第1項第1号】 区域内の土壌で埋戻す場合は許可不要【条例第9条第1項第2号】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施</p> <p>① 試料採取【規則第19条第1項第3号、第4号】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質：土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例 ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準の例（土壌の汚染に係る基準に限る）による測定方法の例 <p>② 調査頻度【規則第22条第1項第3号及び別表第2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3,000 m²未満の場合：2地点以上で均等に選定 3,000 m²以上の場合：6ヶ月毎に900 m²に1地点以上
	調査項目	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第19条第1項第1号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素、ほう素 その他の特定有害物質及びダイオキシン類については、搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者に通知した場合は実施
	分析方法	<p>搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第19条第1項第2号】</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム～ほう素：土壌含有量調査（市長が許可事業者に通知した場合は、土壌溶出量調査） その他の物質：市長が許可事業者に通知した調査
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		土砂の採取場所を証明する書類【条例第15条第2項】
留意事項		なし
参考資料（パンフレット等）		<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】：条例の概要及び許可申請等の手引き 【パンフ】：越谷市土砂の堆積等の規制に関する条例パンフレット
備考		なし

項目		No.16 熊谷市 (埼玉県)
条例の名称		熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例
最新改正施行日		平成19年3月23日(規則:平成28年3月31日)
管轄部署		環境部 環境推進課
URL		http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/kankyo/kankyosuishin/kituendosya/shinndosvajourei.html
条例の概要	目的	無秩序な土砂のたい積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	土砂のたい積を行う者【条例第4条】、土地の所有者、管理者又は占有者【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。) 【条例第2条第2号】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 500~3,000m²になる土砂たい積を行う場合、許可が必要(公共事業、開発など他法令で規制される事業及び製品を除く)【条例第7条第1項第1号】 たい積を行う者は500~900m²の土砂のたい積の場合には完了又は廃止時に、900~3,000m²の土砂のたい積の場合には6月ごとに汚染状況について調査し市長に届出【規則第22条第2項】 条例の規定に違反した場合、罰則(最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が適用【条例第24条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂、岩石その他の土地のたい積に供される物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のもの【条例第2条第1号】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<ul style="list-style-type: none"> 条例第7条第3項第6号の規定が適用されれば不要(法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂のたい積) 上記が適用されない場合は500~3,000m²の場合、許可が必要【条例第7条第1項第1号】 区域内の土壌で埋戻す場合は許可不要【条例第7条第3項第1号】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施 ① 試料採取【規則第22条第1項第4号】 <ul style="list-style-type: none"> 特定有害物質:土壌汚染対策法第2条第2項に規定する土壌汚染状況調査の例 ダイオキシン類:ダイオキシン類対策特別措置法第7条の基準の例(土壌の汚染に係る基準に限る)による測定方法の例 ② 調査頻度【規則第22条第1項第3号及び別表第2】 <ul style="list-style-type: none"> 500~900m²未満の場合:完了又は廃止時に1地点以上 900~3,000m²未満の場合:6ヶ月毎に900m²に1地点以上
	調査項目	搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第22条第1項第1号】 <ul style="list-style-type: none"> カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素 その他の特定有害物質及びダイオキシン類については、搬入した土砂の採取場所等から特に調査が必要と認められる物質で市長が許可事業者へ通知した場合は実施
	分析方法	搬出側として実施する必要はないが、たい積をする者が以下を実施【規則第22条第1号第2号】 <ul style="list-style-type: none"> カドミウム~ほう素:土壌含有量調査(市長が許可事業者へ通知した場合は、土壌溶出量調査) その他の物質:市長が許可事業者へ通知した調査
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		土砂の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類【条例第15条第2項】
留意事項		なし
参考資料(パンフレット等)		<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】:土砂条例の概要及び許可申請等の手引き 【チェックリスト】:土砂申請書類チェックリスト
備考		なし

項目	No.17 千葉県	
条例の名称	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
最新改正施行日	平成25年4月1日(規則:平成29年7月1日)	
管轄部署	環境生活部 廃棄物指導課 残土対策班	
URL	http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/zando/index.html	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民の生活環境を保全することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	事業者(土砂等の埋立て等の事業者、建設工事やしゅんせつ工事等の事業者、土砂等の運搬事業者)【条例第3条】、土地所有者【条例第4条】、県【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為【条例第2条第1項】 公有水面の埋立て、宅地造成事業、ゴルフ場の造成などでの事業区域内の切土盛土は対象外
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 3,000m²以上の土砂埋立て等の事業(特定事業)は許可が必要【条例第10条第1項】 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う事業(一時たい積特定事業)についても許可が必要【条例第11条第2項】 特定事業(一時たい積特定事業を除く。)の期間は3年以内【手引きp.5】 許可取得には事前の周辺住民への説明会開催と報告書作成が必要【指導指針第3条、第6条】 事業許可申請時、事業開始後4月ごと(一時たい積事業は3月ごと)、事業完了・廃止・中止又は終了時に埋立て場所の地質検査が必要【条例第11条、第17条、第20条、第21条、第21条の2】 搬入土砂に汚染がないことの確認【条例第15条】、排水の水質検査の実施【第17条第1項】が必要 条例違反は罰則(最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第33条～36条】両罰規定 1,000m²以上の一時たい積事業は粉塵発生施設に該当し、大気汚染防止法の届出が必要【手引きp.2】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条】 第4種建設発生土、泥土及び汚泥、建設汚泥を中間処理した改良土は搬入禁止【手引きp.2】 第4種建設発生土を石灰処理で調整して第3種改良土以上になったものは搬入可能【手引きp.2】 周辺環境への影響のおそれがある油分等を含む土砂等は、原則、搬入禁止【手引きp.3】 搬入路の路盤材としての砕石や砕石などは対象外だが、事業完了等の際には撤去が必要【手引きp.2】
	土壌汚染対策法の措置での許可の可否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業場に土砂等を搬入する発生元で実施する事項が規定【条例第15条】 ② 調査頻度は以下のとおり【規則第8条、手引きp.39】 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 搬入する土砂等の発生場所ごと(土量の多少は問わず)に1回 (イ) 同一発生場所でも5,000m³に1回 ③ 試料採取は「地質試料採取についての注意事項」に従って実施
	調査項目	<ol style="list-style-type: none"> ① 安全基準に適合すること【条例第15条】 ② 具体的な項目は下記のとおり【規則第2条】 <ul style="list-style-type: none"> (i) 土壌環境基準の物質(クロロエチレンと1,4-ジオキサンも対象)【規則別表第1】 (ii) 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量調査も実施【規則別表第1】
	分析方法	H3年8月23日環境庁告示第46号の付表に定める方法【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生元証明書(☆運搬事業者名も記載)【規則第8条第2項:様式第9号】 検査試料採取調書【規則第8条第3項:様式第3号】 地質分析(濃度)結果証明書【規則第8条第3項:様式第4号】 土砂等発生場所位置図【手引きp.40】 証明書対象地域及び採取位置が確認できる図面(平面図・断面図)【手引きp.40】 土砂等の発生場所の現場写真、採取状況写真【手引きp.40】 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生元証明書の取扱と地質試料採取に関して、独自の資料が存在 土砂等の搬入で、知事が土壌汚染のおそれがないと認めた場合、土砂等発生元証明書等の作成は不要【条例第15条ただし書き】 	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【パンフ】:「土地の埋立てなどの規制が変わりました」(平成22年10月) 【手引き】:申請の手引き(平成26年10月改訂) 「土砂等発生元証明書」の取扱いについて 地質試料採取についての注意事項 【指導指針】:土砂等の埋立て等に関する指導指針(最新改正施行日:平成23年11月1日) 	
備考	3,000m ² 未満で事業場が位置する市町村に残土条例が有る場合は、当該条例に従って手続き実施	

項目	No.18 千葉県 (千葉県)	
条例の名称	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
最新改正施行日	平成29年7月1日(規則:平成29年7月1日)	
管轄部署	資源循環部 産業廃棄物指導課	
URL	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangvohaikibutsu/28doshajoureikaiser1.html	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	事業者(土砂等の埋立て等の事業者、建設工事やしゅんせつ工事等の事業者、土砂等の運搬事業者)【条例第3条】、土地所有者【条例第4条】、市【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為【条例第2条第1項】 宅地造成その他事業で、事業区域から発生・採取した土砂等のみを当該事業で使用する場合は対象外
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 面積300㎡以上の土砂埋立て等の事業(特定事業)は許可が必要【条例第9条第1項】 特定事業のうち、他の場所に土砂等を搬出することを目的として当該土砂等のたい積を行うもの(一時たい積特定事業)についても許可が必要【条例第10条第2項】 特定事業(一時たい積特定事業を除く。)の期間の上限は3年【手引きp.16】 別途、面積300㎡以上3,000㎡未満であるものを小規模埋立て等と定義し【条例第2条】、許可申請時の記載事項を緩和【条例第10条第3項】(3,000㎡以上は小規模以外) 許可取得には事前の周辺地域の住民への説明会開催が必要【指導要綱第5条】 事業許可申請時、事業開始後6月ごと(一時たい積特定事業は3月ごと)、事業完了・廃止・休止又は終了時に埋立て等の実施場所の地質検査が必要【条例第10条、第16条、第19条～第20条の2】 搬入土砂に汚染がないことの確認【条例第14条】、排水の水質検査の実施【第16条第1項】が必要 条例違反は、罰則(最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第30条～33条】両罰規定
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条】 搬入路の路盤材としての鉱滓や碎石などは対象外だが事業完了等の際には撤去が必要【手引きp.3】
	土壌汚染対策法の措置での許可の可否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ol style="list-style-type: none"> 事業場に土砂等を搬入する発生元で実施する事項が規定【条例第14条】 調査頻度は以下のとおり【規則第10条、手引きp.36】 <ol style="list-style-type: none"> 搬入する土砂等の発生場所ごと(土量の多少は問わず)に1回 同一発生場所でも5,000㎡に1回 試料採取は「搬入しようとする土砂の発生場所における試料採取について」に従って実施
	調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 安全基準に適合すること【条例第14条】 具体的な項目は下記のとおり【規則第2条】 <ol style="list-style-type: none"> 土壌環境基準の物質(クロロエチレンと1,4-ジオキサンも対象)【規則別表第1】 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量調査も実施【規則別表第1】
	分析方法	H3年8月23日環境庁告示第46号の付表に定める方法【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生元証明書(☆運搬事業者名も記載)【規則第10条第2項:様式第12号】 検査試料採取調書【規則第10条第3項:様式第4号】 地質分析(濃度)結果証明書【規則第10条第3項:様式第5号】 検体採取場所の位置図【手引きp.36】・検体採取場所の現場写真【手引きp.36】 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生元証明書の取扱と地質試料採取に関して、独自の資料が存在 土砂等の搬入にて、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めた場合、土砂等発生元証明書等の作成は不要【条例第14条ただし書き】 	
参考資料 (パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【パンフ】:「土砂等の適正処理について」(平成27年4月1日) 【手引き】:申請及び届出並びに事業に関する手引き(平成29年7月)・土地所有者のみなさんへ 特定事業の許可申請・届出を行う前の留意事項 搬入しようとする土砂の発生場所における試料採取について・「土砂等発生元証明書」等について 【指導要綱】:土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する指導要綱(最新改正施行日:平成23年4月1日) 	
備考	規制の内容は千葉県の条例にほぼ準拠	

項目		No.19 市原市 (千葉県)
条例の名称	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成16年10月1日(規則:平成29年4月1日)	
管轄部署	環境部 不法投棄対策・残土指導課	
URL	https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/kankyoryokuka/kankyo/download/zanndoiyoureit-down.html	
条例の概要	目的	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について、環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な規制を行うことにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	埋立主【条例第3条】、土地所有者【条例第4条】、市【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物)による土地の埋立て、盛土又はたい積行為【条例第2条】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 300 m²以上 3,000 m²未満の土砂埋立て等は許可が必要【条例第6条】 ・ 他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う埋立て等(一時たい積行為)についても許可が必要【条例第8条第2項】 ・ 埋立て等の期間の上限は2年、一時たい積行為の期間の上限は1年【条例第9条】 ・ 2,000 m²以上では、事前の地域住民への説明会開催と報告書作成が必要【指導指針第3、第6】 ・ 埋立て等許可申請時、開始後6月ごと(一時たい積行為は3月ごと)、埋立て等の完了・廃止・中止又は終了時に実施場所の地質検査が必要【条例第8条、第16条、第19条～21条】 ・ 定期的な地質検査は、市職員立会いの下で試料採取【規則第11条】 ・ 搬入土砂に汚染がないことの確認【条例第14条】、排水の水質検査の実施【第16条第1項】が必要 ・ 条例違反は、罰則(最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第34条～37条】両罰規定
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条】 ・ 第1種～第4種建設発生土【規則第4条第3項第1号】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ol style="list-style-type: none"> ① 埋立区域に土砂等を搬入する発生元で実施する事項が規定【条例第14条】 ② 調査頻度は以下のとおり【規則第8条第1項】 <ol style="list-style-type: none"> (i) 搬入する土砂等の発生場所ごと(土量の多少は問わず)に1回 (ii) 同一発生場所でも5,000 m³に1回
	調査項目	千葉県の条例と同様【規則第8条第4項】
	分析方法	千葉県の条例と同様【規則第8条第4項】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等発生元証明書(☆運搬事業者名も記載)【規則第8条第2項:様式第11号】 ・ 検査試料採取調書【規則第8条第3項:様式第4号】 ・ 地質分析(濃度)結果証明書【規則第8条第3項:様式第5号】 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制の内容は千葉県の条例にほぼ準拠 ・ 土砂等の搬入にて、市長が必要ないと認めた場合、土砂等発生元証明書等の作成は不要【条例第14条ただし書き】 	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【指導指針】:市原市土砂等による土地の埋立て等に関する指導指針 	
備考	規制の内容は千葉県の条例にほぼ準拠	

項目		No.20 船橋市 (千葉県)
条例の名称		船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
最新改正施行日		平成28年4月1日(規則:平成29年9月1日)
管轄部署		環境部 廃棄物指導課
URL		http://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/haikibutsu/005/p001188.html
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	市【条例第3条】、事業者(土砂等の埋立て等の事業者、建設工事やしゅんせつ工事等の事業者、土砂等の運搬事業者)【条例第4条】、土地所有者【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)を行う行為【条例第2条】 山砂等の購入土を、販売を目的として一時堆積する場合は埋立て等に非該当【手引きp.2】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 面積500m²以上又は埋立容積500m³以上の土砂埋立て等の事業(特定事業)は許可が必要【条例第9条第1項】 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う事業(一時堆積事業)についても許可が必要【条例第12条第2項】 特定事業の期間の上限は3年【条例第13条第1項】、一時堆積事業は5年【条例第13条第2項】 許可取得には事前の周辺地域の住民への説明会開催と報告書の作成が必要【指導要綱第5条】 事業許可申請時、事業開始後6月ごと(一時たい積事業は3月ごと)、事業完了・廃止・休止時に埋立て等の実施場所の地質検査が必要【条例第12条、第21条、第23条、第24条】 搬入土砂に汚染がないことの確認【条例第19条】、排水の水質検査の実施【第21条第1項】が必要 条例違反は罰則(最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第40条～43条】両罰規定
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条】 再生土・改良土等は、廃棄物該当性の判断により廃棄物でないと認められるものに限る、土砂等として扱う。【手引きp.2】
	土壌汚染対策法の措置での許可の可否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ol style="list-style-type: none"> 埋立区域に土砂等を搬入する発生源で実施する事項が規定【条例第19条】 調査頻度は以下のとおり【規則第18条第1項】 <ol style="list-style-type: none"> 搬入する土砂等の発生場所ごと(土量の多少は問わず)に1回 同一発生場所でも5,000m³に1回 特定事業の事前協議書の提出に際しても、搬入予定の土砂等について地質検査が必要【手引きp.7】
	調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 安全基準に適合すること【条例第19条】 具体的な項目は下記のとおり【規則第2条】 <ol style="list-style-type: none"> 土壌環境基準の物質(クロロエチレンと1,4-ジオキサンも対象)【規則別表第1】 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量調査も実施【規則別表第1】
	分析方法	H3年8月23日環境庁告示第46号の付表に定める方法【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生源証明書(☆運搬事業者名も記載)【規則第18条第2項:様式第26号】 検査試料採取調書【規則第18条第3項:様式第13号】 地質分析(濃度)結果証明書【規則第18条第3項:様式第14号】 土砂等発生場所位置図、平面図、土地利用図【規則第18条第2項、手引きp.6】 土砂等発生場所の現場写真【規則第18条第2項、手引きp.6】
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 農地での埋立て等でも条例適用の対象となる旨が明記 土砂等の搬入にて、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めた場合、土砂等発生源証明書等の作成は不要【条例第19条ただし書き】
参考資料(パンフレット等)		<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】:申請及び事業に関する手引き(平成29年9月改訂版) 【パンフ】:「農地の埋立て等について」 【指導要綱】:土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する指導要綱(最新改正施行日:平成28年4月1日)
備考		規制の内容は千葉県の条例にほぼ準拠

項目	No.21 柏市 (千葉県)	
条例の名称	柏市土砂等埋立て等規制条例	
最新改正施行日	平成27年10月1日(規則:平成29年4月1日)	
管轄部署	環境部 産業廃棄物対策課	
URL	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080700/p013355.html	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	事業者(土砂等の埋立て等の事業者、建設工事やしゅんせつ工事等の事業者、土砂等の運搬事業者)【条例第3条】、土地所有者【条例第4条】、市【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)を行う行為【条例第2条】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 面積300㎡以上の土砂埋立て等の事業(埋立事業)は許可が必要【条例第9条第1項】 埋立事業のうち、他の場所に土砂等を搬出することを目的として当該土砂等の堆積を行うもの(一時堆積事業)についても許可が必要【条例第12条第2項】 埋立事業の期間の上限は3年【手引p.19】 許可取得には事前の周辺地域の住民への説明会開催が必要【指導等要綱第9条】 事業許可申請時、事業開始後6月ごと(一時たい積事業は3月ごと)、事業完了・廃止・休止又は終了時に埋立て等の実施場所の地質検査が必要【条例第12条第1項、第21条第1項、第25条第1項、第26条第1項】 定期的な地質検査、完了時等の地質検査は、市職員立会いの下で試料採取【手引p.51】 搬入土砂に汚染がないことの確認【条例第19条】、排水の水質検査の実施【第21条第1項】が必要 条例違反は罰則(最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第39条～42条】両罰規定
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂及びこれに混入し、又は吸着したもの【条例第2条】 建設残土、川砂・山砂等の掘削自然土、土壌改良プラントで改良された改良土(改良前が自然土であったもの)等【手引p.6】 廃棄物または廃棄物を加工したものは、土砂等に似た外見・性状を有していても使用不可【手引p.6】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	土壌汚染対策法関係で下記は適用除外【施行規則第3条第10号】 『土対法で規定する指示措置等として行う事業(施行方法が土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第6に規定する土壌汚染の除去、土壌入換え若しくは盛土であるものに限る。)又は形質変更時要届出区域について届出をした者が当該届出に係る土地の形質の変更として行う事業(施行方法が同令別表第6に規定する土壌汚染の除去、土壌入換え若しくは盛土であるものに限る。)]』
土壌調査	試料採取及び調査頻度	① 埋立区域に土砂等を搬入する発生元で実施する事項が規定【条例第19条】 ② 調査頻度は以下のとおり【規則第16条第2項】 (i) 搬入する土砂等の発生場所ごと(土量の多少は問わず)に1回 (ii) 同一発生場所でも5,000㎡に1回
	調査項目	① 安全基準に適合すること【条例第19条】 ② 具体的な項目は下記のとおり【規則第2条】 (i) 土壌環境基準の物質(クロロエチレンと1,4-ジオキサンも対象)【規則別表第1】 (ii) 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量調査も実施【規則別表第1】
	分析方法	H3年8月23日環境庁告示第46号の付表に定める方法【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生元証明書(☆運搬事業者名も記載)【規則第16条第3項:様式集p.60】 検査試料採取調査書【規則第16条第4項:様式集p.61】 地質分析(濃度)結果証明書【規則第16条第4項:様式集p.62】 検査試料採取場所の位置図【規則第16条第4項、手引p.50】 検査試料の採取状況写真【規則第16条第4項、手引p.50】 	
留意事項	土砂等の搬入にて、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めた場合、土砂等発生元証明書等の作成は不要【条例第19条ただし書き】	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【パンフ】:柏市土砂等埋立て等規制条例 【手引】:条例の手引(平成28年12月改訂版:ver.4.2) 【指導等要綱】:埋立事業事前協議指導等要綱(平成20年4月1日施行) 	
備考	規制の内容は千葉県の条例にほぼ準拠	

項目	No.22 市川市 (千葉県)	
条例の名称	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例	
最新改正施行日	平成16年1月1日 (規則:平成29年4月1日)	
管轄部署	環境部 環境保全課	
URL	http://www.cityichikawa.lg.jp/env06/1111000002.html?print=true	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	事業者 (土砂等の埋立て等の事業者、建設工事やしゅんせつ工事等の事業者、土砂等の運搬事業者)【条例第3条】、土地所有者【条例第4条】、市【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為【条例第2条】 下記の行為は許可の対象外【手引き p.2】 <p>① ゴルフ場のバンカーに砂を入れる行為 (入れ換えを含む) ② 植栽のために、樹木と一緒に土砂を搬入する行為 ③ 廃棄物処理場の覆土行為</p>
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等 (ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 300㎡以上3,000㎡未満の土砂埋立て等 (特定事業) は許可が必要【条例第9条】 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業 (一時たい積特定事業) についても許可が必要【条例第11条第2項】 特定事業の期間の上限は3年【条例第12条第1項】 許可取得には事前の周辺地域の住民への説明会開催が必要【指導要綱第4条】 事業許可申請時、事業開始後6月ごと (一時たい積特定事業は3月ごと)、事業完了・廃止・中止又は終了時に埋立て場所の地質検査が必要【条例第11条第1項、第19条第1項他】 搬入土砂に汚染がないことの確認【条例第17条】、排水の水質検査の実施【第19条第2項】が必要 条例違反は罰則 (最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第38条～42条】両罰規定
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条】 第4種建設発生土、泥土及び汚泥は搬入禁止、建設汚泥を中間処理した改良土も搬入禁止【手引き p.2】 第4種建設発生土を石灰処理で調整して第3種改良土以上になったものは搬入可能【手引き p.2】 周辺環境への影響のおそれがある油分等を含む土砂等は、原則、搬入禁止【手引き p.2】 搬入路の路盤材としての鉱滓や砕石などは条例対象外だが、事業完了時は撤去が必要【手引き p.2】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	① 埋立区域に土砂等を搬入する発生元で実施する事項が規定【条例第17条】 ② 調査頻度は以下のとおり【規則第11条第1項】(i) 搬入する土砂等の発生場所ごと (土量の多少は問わず) に1回 (ii) 同一発生場所でも2,000㎡に1回
	調査項目	① 安全基準に適合すること【条例第17条】 ② 具体的な項目は下記のとおり【規則第3条】 (i) 土壌環境基準の物質 (クロロエチレンと1,4-ジオキサンも対象)【規則別表第1】 (ii) 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量調査も実施【規則別表第1】
	分析方法	H3年8月23日環境庁告示第46号の付表に定める方法、及び平成11年環境庁告示第68号別表の方法
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生元証明書 (☆運搬事業者名も記載)【規則第11条第2項:様式第16号】 検査試料採取調書【規則第11条第3項:様式第8号】 地質分析 (濃度) 結果証明書【規則第11条第3項:様式第9号】 土砂等発生場所位置図【手引き p.26】 ・土砂等の発生場所の現場写真【手引き p.26】 土砂等発生場所の平面図 (発生又は採取位置を記載したもの)【手引き p.26】 	
留意事項	土砂等の搬入にて、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めた場合、土砂等発生元証明書等の作成は不要【条例第17条ただし書き】	
参考資料 (パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】: 申請の手引き (平成29年4月1日改訂版) 【指導要綱】: 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例に規定する特定事業を施工しようとする者に対する指導に関する要綱 (最新改正施行日:平成28年1月1日) 	
備考	規制の内容は千葉県の条例にほぼ準拠	

項目	No.23 相模原市 (神奈川県)	
条例の名称	相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成29年7月1日(規則:平成29年7月1日)	
管轄部署	環境共生部 環境保全課	
URL	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/1008132.html	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	市【条例第3条】、事業主等(土砂等の埋立て等の事業主及び事業施工者、土砂等発生者)【条例第4条】、土地所有者【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等(土砂、砂利、岩石その他の土地の堆積に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物以外のもの)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積又は切土を行う行為【条例第2条】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 面積500m²以上(土砂等の埋立て等の高さは1m以上)又は埋立て等の高さ1m以上かつ搬入土量500m³以上の土砂埋立て等の事業は許可が必要【条例第8条第1項】 他の法令等の許可等を受けた土砂等の埋立て等で、面積3,000m²以上で、かつ、高さが1m以上のもの(「特定埋立て等」)は届出が必要【条例第8条の2】 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う事業(一時堆積事業)についても許可が必要 事業(一時堆積事業を除く。)の期間の上限は3年【条例第14条】 許可取得には事前の近隣住民等への説明会開催と報告書の作成が必要【条例第10条】 面積3,000m²以上の事業の場合は、事業許可申請時、事業開始後6月ごとに埋立て等の実施場所の土壌検査が必要【条例第13条、第20条】 搬入土砂に汚染がないことの確認が必要【条例第18条】 条例違反は罰則(最高2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第43条~47条】両罰規定
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂、砂利、岩石その他の土地の堆積に供するもので、廃棄物以外のもの【条例第2条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	土壌汚染対策法関係で下記は適用除外【規則第6条第3項第2号】 『土壌汚染対策法で指定を受けた区域又は汚染土壌処理施設において行われるもの』
	土壌調査	試料採取及び調査頻度
調査項目		① 安全基準に適合すること【条例第18条】 ② 具体的な項目は下記のとおり【規則第3条】 (i) 土壌環境基準の物質(クロロエチレンと1,4-ジオキサンも対象)【規則別表第1】 (ii) 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は、砒素と銅の含有量調査も実施【規則別表第1】
分析方法		H3年8月23日環境庁告示第46号の付表に定める方法【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等発生元証明書(☆運搬事業者名も記載)【規則第15条第2項:様式第16号】 検査試料採取調書【規則第15条第3項:様式第6号】 計量証明書【規則第15条第3項】 試料採取場所の位置図【手引きp.25】 試料採取場所の現場写真(採取地点と採取状況が分かるもの)【手引きp.25】 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 面積3,000m²未満の事業の場合は、事業許可申請時、事業開始後の埋立て等の実施場所の土壌検査、排水の水質検査は免除 土砂等の搬入にて、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めた場合、土砂等発生元証明書等の作成は不要【条例第18条ただし書き】 	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【パンフ】:「土砂等が適切に処理されるために」 【手引き】:申請事務の手引き(平成29年7月1日改正) 【技術基準】:一時堆積事業 技術基準(施行日:平成29年7月1日) 	
備考	なし	

項目		No.24 長岡市 (新潟県)
条例の名称	長岡市小国地域における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する措置を定める条例	
最新改正施行日	平成 17 年 4 月 1 日	
管轄部署	環境部 環境政策課	
URL	http://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate10/syori.html	
条例の概要	目的	小国町の編入に伴い、小国町における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 14 年小国町条例第 33 号）に基づき編入前の小国町が行っていた措置を承継する【条例第 1 条】
	条例の対象者	小国町において、土砂等や残土の埋立て等を行う事業を行おうとするもの【条例第 6 条】
	対象となる埋立て等の種類	小国町における土砂等の埋立て等。ただし、次に掲げる事業については、適用しない【条例第 3 条】 <ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体が行う事業 他の法令の許可、認可等を受けた事業であって、編入前の小国町の区域外の土砂等及び残土（を用いないで行うもの 天災その他緊急の場合又は公共事業に関連する場合において市長が必要であると認めた事業であって、区域外土砂等を用いないで行うもの
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 小国地域内の土砂等及び残土の埋立て等を行う事業 300m²以上で届出が、1,000m²以上で許可が必要 区域外土砂等の埋立て等を行うすべての事業で、許可が必要【条例第 6 条】 事業主等は、土壌環境基準を超え、かつ、土壌安全基準を超えない土砂等又は残土を事業に用いるときは、遮水工による措置を講じなければならない【条例第 4 条】 事業主等は、編入前の小国町の区域事業を行おうとするときは、以下の者に対し当該事業の内容について事前に説明し、その同意を得よう努めなければならない【条例第 5 条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	小国町を埋め立てる土砂等及び残土【条例第 6 条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	記載なし
	調査項目	土壌環境基準
	分析方法	記載なし
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土質の検査の証明書 土砂又は土砂等及び残土の運搬経路図 土砂又は土砂等及び残土運搬車両一覧表 	
留意事項	なし	
参考資料 (パンフレット等)	なし	
備考	なし	

項目		No.25 石川県
条例の名称		ふるさと石川の環境を守り育てる条例
最新改正施行日		平成24年4月1日（規則：平成29年4月1日）
管轄部署		生活環境部 環境政策課
URL		http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html
条例の概要	目的	生活環境、自然環境、地球環境などすべての環境の保全について、次に掲げる事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に寄与することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	土砂埋立等を行うすべての者【条例第114条の1】
	対象となる埋立等の種類	土砂埋立等。ただし、製品の製造又は加工のための原材料としての堆たい積及び当該事業区域において採取された土砂等を用いて行う土地の造成その他の事業を除く【条例第114条の1】
	土砂埋立等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、土砂埋立等により土壌基準に適合しない土砂等が使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、埋立等事業者等に対し、直ちに当該土砂埋立等を停止し、速やかに当該土砂埋立等で使用された土砂等を撤去し、又は土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる【条例第114条の2】 知事は、勧告を受けた埋立等事業者等が当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び住所を公表することができる【条例第114条の3】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第114条の1】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	記載なし
	調査項目	土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準【規則54、55条】
	分析方法	記載なし
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		なし
留意事項		なし
参考資料（パンフレット等）		<ul style="list-style-type: none"> 【しおり】：土砂埋立等における特定有害物質規制のしおり
備考		なし

項目		No.26 富士市（静岡県）
条例の名称		富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
最新改正施行日		平成23年1月1日（規則：平成28年4月1日）
管轄部署		都市整備部 土地対策課
URL		http://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1801/fmervo0000008d8b.html
条例の概要	目的	土砂等による土地の埋立て、盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全の図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全並びに良好な生活環境を確保することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主：自ら土地の埋立て等を行う土地の所有者又は土地の埋立て等を行う権限を有する者【条例第4条】 ・ 土地所有者等 土地の埋め立て等を行う土地の所有者、占有者又は管理者【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等による土地の埋立て又は盛土をする行為。および一団の土地の区域において、一連の行為として行われる切土、床掘その他土地の掘削をする行為
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	以下の事業には許可が必要【条例第7条】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域の面積が500㎡以上の土地の埋立 ・ 当該事業区域の一団と認められる区域が過去3年以内に土地の埋立て等が行われた場合はその面積の合計が500㎡以上となる土地の埋立て等 ・ 土砂等の量が500㎥以上となる埋立 ・ 当該埋立て又は盛土を行うことにより土地の部分の高さが1m以上となる埋立
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土地の埋立又は盛土の用に供する土、砂利、岩石等で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物以外のものをいう【条例第2条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂の発生場所の面積3,000㎡に1か所、3,000㎡以下の場合でも2か所以上 ・ 採取地点は市との協議により定める。ただし、シールド工法の場合は掘削断面付近から採取する【規則第4条の4別表1】
	調査項目	検査基準は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号の第1の1に規定する環境基準とする【規則第4条の4別表1】
	分析方法	平成3年環境庁告示第46号に規定する測定方法【規則第4条の4別表1】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等の搬入経路図 ・ 土壌検査報告書 ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画書
留意事項		なし
参考資料（パンフレット等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 【パンフ】：富士市土砂等の埋立て等に関する条例パンフレット
備考		なし

項目		No.27 春日井市 (愛知県)
条例の名称		春日井市土砂等の埋立て等に関する条例
最新改正施行日		平成22年10月1日(規則:平成29年4月1日)
管轄部署		環境部 環境保全課
URL		http://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/kankyo/1002761/dosyajyourei.html
条例の概要	目的	この条例は、土砂等の埋立て等について必要な事項を定めることにより、土壌の汚染を未然に防止し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	土砂埋立て等を行う者【条例第3条】、土地所有者【条例第4条】、市【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為【条例第2条(1)】 ※土地の造成その他の事業の区域内において行うたい積行為で、当該事業を行う区域から発生した土砂等のみを使用するものを除く
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡以上である土砂埋立て等は市の許可(特定事業許可)が必要【条例第2条(2)】 許可の申請前に、土地所有者の同意及び住民説明会の開催が必要【条例第11条】 特定事業着手の日から2年以内に完了すること(特定事業の終了時に完了届を提出)【条例第16条】 土砂等の搬入届出(同一の採取場所から搬入する土砂等の量が5,000㎡に達するごとに届出)【条例第13条、規則第10条】 土砂等の採取場所における汚染状況調査の実施【条例第13条、規則第10条】 土砂等管理台帳の作成(土砂等の発生場所、搬入量等を施工期間中毎日記録)【条例第10条第2項】 条例の規定に違反した場合(土砂等の埋立て等に有害物質の基準に適合しない土砂等による埋立て)、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が適用される【条例第24条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例第2条(1)】、【広報パンフ】 建設発生土を使用する場合は再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)に従い、利用の用途にあったものとする【事業者向けパンフP7】
	土壌汚染対策法の措置での許可の可否	記載なし ※留意事項参照
土壌調査	試料採取及び調査頻度	搬入された土砂等について当該土砂等の発生場所における汚染の状況の調査【規則別表第4】、【事業者向けパンフP6】 ① 土砂等の採取場所における地歴調査 ② 土砂調査: 搬入された土砂等に対する発生場所ごとに、搬入しようとする土砂等が5,000㎡に達するまでごとに1回(5地点混合)
	調査項目	① 土壌溶出量(市長が指示した場合は土壌含有量も調査) 使用履歴のないこと(農業は農地及びゴルフ場としての使用履歴がない)が確認された以下の物質については省略可 ② (i) 揮発性有機化合物 (ii) ポリ塩化ビフェニル (iii) シアン化合物 (iv) 農薬(ポリ塩化ビフェニルを除く)【規則別表第4】、【事業者向けパンフP6】
	分析方法	土壌溶出量: 環境省告示第18号、土壌含有量: 環境省告示第19号【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験		試験の実施については記載はないが、土質については以下の指定あり <ul style="list-style-type: none"> 特定事業に使用する土砂等には、汚泥等を含まない良質土を用いること 建設発生土を利用する場合にあつては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)に従うこと
主な作成書類等		土砂等の採取場所における土地の履歴調査報告書、試料採取調査書、有害物質分析結果証明書等
留意事項		(土砂埋立て等の許可の除外規定) 災害のために必要な応急措置、通常の管理行為、農地改良、一時的たいせき行為【事業者向けパンフ】
参考資料(パンフレット等)		<ul style="list-style-type: none"> 【土地所有者向けパンフ】: 土地所有者の皆さんへ(パンフレット) 【事業者向けパンフ】: 事業者の皆さんへ(パンフレット) 【広報パンフ】: 広報パンフレット(土砂等の埋立て等に関する条例を制定しました)
備考		なし

項目	No.28 岐阜県	
条例の名称	岐阜県埋立て等の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成26年4月1日(規則:平成29年4月1日)	
管轄部署	環境生活部 環境管理課	
URL	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/ume-gaiyo.html	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全し、県民の生活の安全を確保することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	事業者(土砂等の埋立て等の事業者、土砂等の運搬事業者)【条例第3条】、土地所有者等(土地の所有者、占有者又は管理者)【条例第4条】、県【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の埋立て、盛土その他土地への堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)(【条例第2条第1項】) ・ 下記の行為は埋立て等に非該当【解説p.2、手引きp.4】 ① 土砂等による埋立て等を行った後、表面をアスファルトやコンクリートなどを用いる舗装行為 ② 碎石又は再生碎石を使用して下記の構造物を設置する行為(道路舗装及びその他の路盤材料、土木構造物の裏込材及び基礎材、建築物の基礎材) ③ 事業の前に確保してあった耕作土(表土)で覆う行為 ④ 地盤を安定させる目的で使用するセメント及びセメント系固化材を、公共事業、民間事業に関わらず国土交通省からの指針(平成12年3月24日付け建設省技調発第49号、建設省営建発第10号)に基づき適切に使用する行為、生石灰及び石灰系固化材を地盤の安定を目的で使用する行為
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000㎡以上の土砂埋立て等の事業(特定事業)は許可が必要【条例第10条】 ・ 搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物(「製造物等」)を含むときは、当該土砂等に汚染がないことの確認が必要【条例第16条第2項】 ・ 特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等を確認したときは、知事に報告【条例第17条】 ・ 事業に「製造物等」を含む土砂等を供した場合、事業完了・廃止時に埋立て等の実施場所の土壌検査が必要【条例第23条第2項】 ・ 条例違反は罰則(最高1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)【条例第33条～36条】両罰規定 ・ 1,000㎡以上の一時堆積は粉塵発生施設に該当し、大気汚染防止法の届出が必要【手引きp.4】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立て等に供される「一切の物」【条例第2条第2項】 ・ 「一切の物」とは、土砂、岩石、化石などの自然物の他、埋戻し材なども該当【解説p.3、手引きp.45】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<p>区域指定された中で汚染の除去等の措置として行う事業等は許可不要【規則第4条第3項】</p> <p>『土壌汚染対策法で指定された土地の区域内で汚染の除去等の措置として行う埋立て等、汚染土壌を運搬基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積又は汚染土壌処理施設において行う埋立て等』</p>
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<p>① 特定事業区域に土砂等を搬入する発生元で実施する事項が規定【条例第16条】</p> <p>② 以下の頻度で実施(調査は、搬入する土砂等に「製造物等」を含む場合に限る。)</p> <p>(i) 搬入する土砂等の発生場所ごと(土量の多少は問わず)に1回</p> <p>(ii) 同一発生場所でも5,000㎡に1回</p>
	調査項目	<p>① 環境基準に適合すること【条例第16条第1項】</p> <p>② 具体的な項目は下記のとおり【規則第12条第4項】</p> <p>(i) 土壌環境基準の物質(クロロエチレンと1,4-ジオキサンも対象)【規則別表第1】</p> <p>(ii) 埋立て等の場所の土地利用目的が田である場合は砒素と銅の含有量調査も実施【規則別表第1】</p>
	分析方法	H3年8月23日環境庁告示第46号の付表に定める方法
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等採取元証明書(☆運搬事業者名も記載)【規則第12条第2項:様式第8号】 ・ 検査試料採取調書【規則第12条第3項:様式第9号】 ・ 土壌分析(濃度)結果証明書【〃】 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌検査結果の提出は、提出日時時点で、試料採取日から6か月以内【手引きp.48】 ・ 自然的原因での汚染土壌が埋立てられた場合の扱いを規定【解説p.9】 ・ 埋立て等に汚染土壌が供されていることを確認したときの公表等の取扱いを規定 	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【解説】: 条例の解説(平成28年4月1日) ・ 【手引き】: 申請の手引き(平成28年4月) ・ 条例における公表の扱いについて(最新改正:平成27年4月1日) ・ 【要綱】: 環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱(施行日:平成26年4月1日) ・ 【発生土管理基準】: 岐阜県建設発生土管理基準(最新改正施行日:平成26年4月1日) 	
備考	土壌汚染対策法での措置に準じて生活環境の保全上必要な措置や知事が認める措置が講じられている場合に限り、国等の公共による汚染土壌の埋立てを容認【条例第8条第1項ただし書き】	

項目		No.29 大津市 (滋賀県)
条例の名称		大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
最新改正施行日		平成26年7月1日(規則:平成29年4月1日)
管轄部署		環境部 不法投棄対策課
URL		http://www.cityotsu.lg.jp/machi/eco/sampai/1389227282469.html
条例の概要	目的	この条例は、埋立て等に併せて廃棄物が不法投棄される事例が後を絶たない実態に鑑み、埋立て等について必要な規制を行うことにより、良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止し、もって市民の生活の安全を確保することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	事業者(建設工事その他を行う者、土砂等の運搬を行う者、埋立て等を行う者)【条例第3条】、土地所有者等【条例第4条】、市【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く)を行う行為【条例第2条】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業となる、1,000 m²以上の土砂等の埋立ては許可が必要(事業地が、公共事業や他法令の許可を受けた事業、公共団体等が実施する事業などは除外される場合あり)【条例第2条(4)】 事前の検査:発生土は量に限らず、発生場所の証明と土壌安全基準に適合しているか、検査が必要【条例第8条】 (罰則) <ul style="list-style-type: none"> 両罰規定:法人や個人の業務を、その代理人や使用人、従業員が違反した場合でも、行為者も両方処罰される【条例第51条】 違反した場合、中止命令、措置命令の行政処分(違反者には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金等【条例第47~50条】)
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土、砂、破砕石又はこれらに類するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう【条例第2条(2)】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	土砂を搬入しようとする7日前までに、当該土砂の発生場所ごとに、かつ4,000 m ³ ごとに土壌検査【規則第24条】
	調査項目	土壌安全基準:土壌環境基準(溶出量のみ)【規則別表第1】 ※クロロエチレン、1,4-ジオキサンを含む
	分析方法	土壌の汚染に係る環境基準(溶出量調査):平成3年環境庁告示第46号【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> 当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面(規則第24条の3、様式第22号) 添付すべき当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面は土壌の汚染状況についての検査のために採取した試料毎の検査試料採取調査(様式第23号)及び当該検査の結果を証する計量証明書とする(規則第24条の4) ※土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面の添付を省略可
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 土壌安全基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等の禁止の例外規定 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けて設置された一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物処理施設において行われる埋立て等 ② 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等 山間部のくぼ地を含む一団と認められる「1,000 m³以上の土砂等で高さ2 mを超える場合」は500 m²以上で特定事業許可が必要 事業区域の表土の土壌調査(事業者が実施)
参考資料(パンフレット等)		【リーフレット】:大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例改正点
備考		なし

項目		No.30 和歌山県
条例の名称		産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例
最新改正施行日		平成23年4月1日（規則：平成29年4月1日）
管轄部署		環境生活部 環境政策局 循環型社会推進課 廃棄物指導室
URL		https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/032200/haitaihp/index.html
条例の概要	目的	この条例は、県民の生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は災害を発生させるおそれのある産業廃棄物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	事業者（産廃保管及び土砂等による土地の埋め立てを行う者）【条例第3条第1項】、特定事業の施工業者【条例第3条第2項】、土地所有者等【条例第4条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。）による埋立て、盛土その他土地へのたい積を行う行為（埋立て等）をいう。【条例第2条第2項】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌基準に適合しない埋立て等の禁止【条例第17条】 ・ 土砂等の埋立て等による崩落等の防止【条例第18条】 ・ 土砂等の埋立て等の区域の面積が3,000㎡以上のものは許可が必要（特定事業）【条例第19条】 ・ 完了、廃止又は土砂搬入等の各種届出
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂及びこれに混入した物をいう【条例第2条第2項】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし ※留意事項参照
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等の搬入前に、土砂等の採取場所ごと、かつ、4,000㎡ごとに土壌検査 ・ 区域ごとに任意に5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を混合 ・ 試料採取の深さは、土壌汚染対策法に準拠するが、第1種特定有害物質（1,4-ジオキサン含む）にあつては代表的な地点1地点において深さ50cmまでのできるだけ深い位置で採取 ・ 試料採取は計量証明事業者の計量管理下にあること（持込み試料は無効）【留意点4.(2)】
	調査項目	土壌基準28項目：土壌環境基準（溶出量のみ）【規則別表第1】
	分析方法	土壌の汚染に係る環境基準（溶出量調査）：平成3年環境庁告示第46号【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第26条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面（土砂等発生元証明書）【第12号様式】 ・ 同条の当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面（土壌の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調査及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限り））
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等の埋め立て行為の例外規定 ① 製品の製造又は加工のために原材料のたい積を行う行為 ② 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第17条の汚染土壌の運搬に関する基準に従って積替えのために汚染土壌のたい積を行う行為 ③ 土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行われる埋立て等 ・ 土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる【条例第26条】
参考資料 （パンフレット等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 【手引き】：土砂等搬入届出について（説明資料／注意事項、和歌山市以外） ・ 【手引き】：条例の手引き ・ 【留意点】：水質検査・土壌検査における留意点（平成29年4月1日より施行）
備考		なし

項目		No.31 京都府
条例の名称		京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
最新改正施行日		平成23年3月25日(規則:平成27年3月31日)
管轄部署		環境部 循環型社会推進課
URL		http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1254731283875.html
条例の概要	目的	この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、土地の埋立て等を行う者、府等の責務を明らかにするとともに、不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	土地の埋立て等を行う者【条例第3条】、土砂等を発生させる者【条例第4条】、土地所有者等【条例第5条】、京都府【条例第6条】、京都府民(協力)【条例第7条】
	対象となる埋立て等の種類	土地の埋立て、盛土等の他、土地における容器を用いた土砂等の保管を含む【条例第2条第2項】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土砂による埋立て等について二重の規制(埋立基準に適合しない土砂等による埋め立て禁止及び3,000m²以上の大規模埋立ての許可制度)を実施【条例第9条、10条】 住民への計画の周知【条例第13条】 展開検査の義務付け【条例第16条】 土壌調査の義務付け【条例第17条】 容器を用いた汚染土砂の保管の規制(※試験研究のための保管は除く)【条例第2条第1項】 停止命令・除去命令違反の場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金【条例第35条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂そのものと土砂に混入した物又は土砂に付着した物(廃棄物を除く)【条例第2条第1項】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし ※留意事項参照
土壌調査	試料採取及び調査頻度	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において、土壌の調査の試料として土砂等生場所3,000m ² の区域毎に1回の頻度かつ区域の中心点+当該中心から5~10mまでの地点を採取し、等量混合【規則第7条第4項】
	調査項目	埋立て基準(=土壌環境基準)の28項目(ただし、溶出量のみ)
	分析方法	土壌の汚染に係る環境基準(溶出量調査):平成3年環境庁告示第46号【規則別表第1】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書【別記第3号様式】 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図 土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面 現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書【別記第4号様式】 計量士のうち濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書面(土壌分析結果証明書)
留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 搬入した土砂等については、毎回、展開検査し、不適正な土砂等を埋立て等に供してはならない 条例第2条第2項に規定する規則で定める土砂等の保管とは、試験研究のために行う土砂等の保管 埋立て等区域内の土壌については、3月ごとに埋立基準への適合状況の調査を義務付け 展開検査及び土壌調査の結果を3月ごとに知事に報告 基準不適合土壌の埋立てに関する例外規定有り(条例施行規則第3条の(2)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定による許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等) その他許可不要な除外規定有り:法令又は他の法令等の規定に基づく許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの【条例第9条(2)】
参考資料(パンフレット等)		<ul style="list-style-type: none"> 【概要】:京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の概要 【リーフレット】:京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例リーフレット 埋立基準(ひ素、水銀等による汚染の状況の基準)
備考		なし

項目		No.32 大阪府
条例の名称		大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例
最新改正施行日		平成27年7月1日（規則：平成29年5月1日）
管轄部署		環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 保全指導グループ
URL		http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/dosvajiourei/
条例の概要	目的	土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする【条例第1条】
	条例の対象者	土砂埋立てを行う者【条例第4条】、土砂を発生させる者（工事発注者、請負者）【条例第2条第3項】、土地所有者【条例第6条】
	対象となる埋立て等の種類	埋立て、盛土、堆積（一時保管含む）【パンフP2】 ※切土のみは対象外
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,000㎡以上の土砂埋立て等には許可が必要【条例第7条の1】 ・ 事前の周辺地域の住民への説明会開催が必要【条例第4条】 ・ 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要【条例第11条】 ・ 搬入土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認及び排水の水質検査の実施が必要【条例第15条、第18条】 ・ 土地所有者は埋立て等の施行状況を定期的に確認することが必要【条例第26条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったもの ・ 有価物が無価物かは問わない（改良土も本条例の対象） ・ ただし、再生砕石、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは非該当【パンフP2】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年条例第6号）第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等（規則第5条の5）は対象外【規則第5条の5】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<p>① 「汚染のおそれがない土砂である。」ことが土壌汚染対策法等の調査結果または土地の利用状況及び有害物質使用特定施設の届出がない事実等から、搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票を提出できる場合は土壌調査が不要【冊子】</p> <p>② 上記①以外の場合は、(i) 土砂900m³（工場又は産業廃棄物処理場であった場合）に1回、(ii) (i)以外は2,500m³に1回の頻度で土壌採取（5か所の表層土砂を採取し、等量混合）【冊子】</p>
	調査項目	<p>① 有害物質の使用履歴で判明した物質（使用有害物質項目）のみを調査（うち、第2種特定有害物質は土壌含有量調査も実施）【冊子】</p> <p>② 使用有害物質が判明しなかった場合は土壌汚染対策法特定有害物質26項目（うち、第2種特定有害物質は土壌含有量調査も実施）【冊子】</p>
	分析方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（環境省告示第18号）【冊子】 ・ 土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（環境省告示第19号）【冊子】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂発生元証明書【様式第8号（第15条関係）】 ・ 搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票（大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例手引き）【様式第5号その1】
留意事項		土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等【条例第7条の6】
参考資料（パンフレット等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 【パンフ】：大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例パンフレット ・ 【冊子】：土砂を発生させる方（発注者、請負者）向け冊子 ・ 【QA】：大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例Q&A
備考		なし

項目		No.33 高槻市 (大阪府)
条例の名称		高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例
最新改正施行日		平成28年4月1日
管轄部署		産業環境部 環境保全課
URL		http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/kankyoubh/gyomuannai/dosya/1450335217565.html
条例の概要	目的	土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする（大阪府条例に同じ）【条例第1条】
	条例の対象者	土砂埋立てを行う者【条例第4条】、土砂を発生させる者（工事発注者、請負者）【条例第5条】、土地所有者【条例第6条】、市【条例第3条】
	対象となる埋立て等の種類	土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂（混入し、又は付着している物を含む。以下同じ。）の堆積（一時的な保管も対象）を行う行為【条例第2条第1項】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> 500 m²以上3,000 m²未満かつ高さ1 m以上である土砂埋立て等は市の許可が必要（3,000 m²上の場合は、大阪府の許可が必要）【条例第8条(1)及び(2)】 許可の申請前には、市との事前協議【条例第9条】、土地所有者の同意【条例第10条】及び住民説明会【条例第11条第1項】の開催が必要 災害の防止と生活環境の保全のための措置が必要【条例第4条第2項】 搬入する土砂の発生場所及び汚染のおそれがないことの確認・報告を行う【条例第17条】 土砂管理台帳を作成する【条例第18条】 土地所有者の方は、埋立て等の施工状況を確認する【条例第27条】 土砂埋立ての完了届出の提出【条例第22条】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったもの 有価物か無価物かは問わない（改良土も本条例の対象） ただし、再生砕石、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラは非該当【リーフレット】
土壌汚染対策法の措置での許可の要否	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の8第1項若しくは第81条の12第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等（規則第4条(4)）は対象外	
土壌調査	試料採取及び調査頻度	当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第3条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による調査の結果を記載した書面で判断する
	調査項目	土壌汚染対策法特定有害物質（26物質）、大阪府生活環境の保全等に関する条例（ダイオキシン類）
	分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 土壌溶出量調査：環境省告示第18号 土壌含有量調査：環境省告示第19号 ダイオキシン類：平成11年環境庁告示第68号
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の採取を行った者が発行する土砂等採取場所証明書（様式第14号）【規則第15条第1項】 当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第3条第1項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による調査の結果を記載した書面 その他の同法又は同条例の規定による手続に係る書面
留意事項		（土砂埋立て等の許可の例外） 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等【条例第8条第2項の(5)】
参考資料（パンフレット等）		【リーフレット】：高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例の概要
備考		なし

項目		No.34 兵庫県
条例の名称	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	
最新改正施行日	平成 19 年 3 月 16 日条例第 18 号（規則：平成 22 年 3 月 31 日規則第 20 号）	
管轄部署	農政環境部 環境管理局 環境整備課	
URL	https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk25/hw25_000000013.html	
条例の概要	目的	産業廃棄物等（土砂を含む）の不適正な処理の未然防止を図り、県民の生活環境の保全及び県民の生活の安全を確保することを目的とする【条例第 1 条】
	条例の対象者	事業者【条例第 3 条】、土地所有者等【条例第 4 条】、県民【条例第 5 条】、県【条例第 6 条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料のたい積を行う行為を除く。）をいう。【条例第 2 条第 4 項】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止【条例第 22 条】 ・ 特定事業の許可：一定規模以上の土砂等の埋立てについては許可を要する（土砂埋立て等の区域の面積が 1,000 m² 以上で、埋立て前の地盤の最も低い地点と埋立後の最も高い地点との垂直距離が 1 m を超えるもの（特定事業））【条例第 23 条】 ・ 土砂等を搬入しようとするときは、土砂等採取場所証明書を添付した搬入届の提出（事業者が、土砂等の採取場所である土地の利用状況の調査を行い、工場跡地等の汚染土壌が存在するおそれがある区域から採取する場合は、土壌安全基準に適合していることを証する書面（検査結果の添付）が必要
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂及びこれに混入した物をいう【条例第 2 条第 4 項】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	<p>以下の規定が適用される場合は許可不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 7 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項の規定により実施する汚染の除去等の措置として行う土砂埋立て等【規則第 15 条(3)】 ・ 土壌汚染対策法第 12 条第 1 項の規定による届出に基づき行う土地の形質の変更として行う土砂埋立て等【規則第 15 条(4)】
土壌調査	試料採取及び調査頻度	<ol style="list-style-type: none"> ① 別表第 1 に掲げる物質を使用し、製造し、又は処理する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域 ② ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる施設を設置する事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域 ③ なめし革製造業に係る事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域 ④ 金属鉱業、製造業、運輸業、自動車整備業又は機械等修理業に係る事業場が現に設置され、又は設置されていたことがある土地の区域【規則別表第 3】
	調査項目	上記①：土壌汚染対策法に定める 26 種類の有害物質の内、使用され、製造され、又は処理されたことがある物質、上記②：ダイオキシン類、上記③：六価クロム化合物、上記④：鉛およびその他化合物、砒素およびその他化合物【規則別表第 3】
	分析方法	溶出量の測定方法：環告第 18 号、含有量の測定方法：環告第 19 号、ダイオキシン類の土砂等に含まれる物質の量に係る測定方法：平成 11 年 12 月 27 日付け環境庁告示第 68 号【要綱】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等の採取を行った者が発行する土砂等採取場所証明書（様式第 14 号）、又は土砂等の売買、処分の委託その他の取引に係る契約書 ・ 指定調査機関又は濃度計量証明事業者が発行した土砂等に係る検査の結果を証明する書類 	
留意事項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係わる土砂等の埋め立て行為の除外規定あり【規則第 15 条】	
参考資料（パンフレット等）	【要綱】：産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則別表第 1 に規定する知事が定める測定方法を定める要綱	
備考	なし	

項目	No.35 徳島県	
条例の名称	徳島県生活環境保全条例「土砂等の埋立て等に関する環境保全」(第2章第5節)規定	
最新改正施行日	平成29年4月1日(規則:平成29年4月1日)	
管轄部署	県民環境部 環境管理課	
URL	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/2006040300047	
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに県民の生活の安全を確保する。【HP概要】
	条例の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の埋立て等を行う者 土砂等の埋立て等に供する土地の所有者等 特定事業(3,000m²以上の土砂等の埋立て等)を行う者【HP概要】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等の埋立て等:土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為で埋立て等の面積は問わない。【パンフレット】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等(ダイジェスト)	<ul style="list-style-type: none"> 土壌基準(※1)に適合しない土砂等による埋立て等の禁止 土砂等の埋立て等による崩落等の防止 特定事業である場合の規制 ※1:土壌基準 生活環境保全条例施行規則第35条別表第5(P5-12) 土砂等の汚染状態の基準。人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして、化学的検査を根拠とし、『環境基本法』に基づく“土壌の汚染に係る環境基準”に準拠した基準値を定めている。【HP概要】
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂:地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土、砂、礫、砂利が集まったもの。岩石等が混入されていても全体として土砂とみなすことができる場合には、条例を適用。 土砂等:土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【手引き】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	搬入する土砂等の採取場所ごと、かつ4,000m ³ ごと【手引き】
	調査項目	「土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」に規定された29項目【規則別表第2(第28条、第30条関係)】
	分析方法	「土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)」付表の方法【規則別表第5(第35条、第39条、第44条、第48条関係)】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の搬入の届出 土砂等発生元証明書 検査試料採取調書 検査結果を証明する書面 他【手引き】 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業完了時に土壌検査を実施(たい積をする者が実施) 土壌検査及び水質検査の試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行われていること。土壌調査を持ち込みサンプルで実施した場合(証明事業者が試料の採取に関知していない場合)や試料の採取を受注した者が適切な計量管理を行っていないと認められる場合などに、検査結果を証する書面が提出されてもそれが無効となる可能性がある。【手引き】 	
参考資料(パンフレット等)	<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】:特定事業の許可申請の手引き(平成23年5月改訂) 【パンフ】:徳島県生活環境保全条例 土砂等の埋立て等に関するパンフレット 	
備考	土砂の受入れを行っている特定事業場(残土処分場等)、許可地一覧をHPに掲載	

項目		No.36 香川県
条例の名称		香川県みどり豊かであるおいのある県土づくり条例
最新改正施行日		平成15年4月1日（規則：平成29年4月1日）
管轄部署		環境森林部 みどり保全課 ほか
URL		http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/midori/midori_jorei/kaisetsu.htm
条例の概要	目的	県民の参加と協働の下、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を積極的に進め、みどり豊かであるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的とする。【条例】
	条例の対象者	県【条例第3条】 県民及び事業者【条例第4条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等の埋立て等：土砂及びこれに混入し、又は吸着した物による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為【条例】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	土地開発行為を自らがおこない、又は他のものにおこなわせるものが、一定規模以上の土地開発行為を行う場合、知事との事前協議を義務付ける規制 土地開発行為の事前協議等【条例第16条～第24条】 ・ 事業者は一定規模（森林は0.1ha、その他は1ha）以上の土地開発行為を行う場合には、あらかじめ、知事に協議しなければならないことについて規定 ・ 知事は、必要と認める場合には、事業者と開発区域のみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定を締結することについて規定 ・ 事前協議制度の実効性を高めるために命令、公表、立入検査等について規定
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂等：土砂及びこれに混入し、又は吸着したもの【手引き】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	記載なし
	調査項目	記載なし
	分析方法	記載なし
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等埋立計画書【条例、規則等：添付様式第1号】 ・ 土砂等埋立事業状況報告書【条例、規則等：報告様式第1】 ・ 土砂等採取場所証明書【条例、規則等：報告様式第3号】
留意事項		以下のいずれかに該当する土地開発を行う場合に、開発跡地の緑化を確実にを行うことを保証するために、あらかじめ知事と土地開発協議者が「みどりの保全協定」を結ぶ必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土石の採取又は鉋物の掘採行為 ・ 法高20m以上又は法面積2,000m²以上の法面が形成される土地開発行為 ・ その他知事が特に開発区域の緑化が必要と認める土地開発行為
参考資料 (パンフレット等)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 【手引き】：事前協議の手引き ・ 【パンフ】：土地開発行為を行おうとするみなさんへ ・ 【条例、規則等】第5部 条例、規則等（香川県HP情報） ・ 香川県みどりの基本計画（平成27年12月）
備考		なし

項目		No.37 高知県
条例の名称		高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例【条例】
最新改正施行日		平成21年6月1日（規則：平成27年1月18日）
管轄部署		林業振興・環境部 環境対策課
URL		http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/dosha-index.html
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県【条例第3条】 ・ 土砂等のたい積行為を行う事業者【条例第4条】 ・ 土地の所有者、管理者又は占有者【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<p>「土砂等の埋立て等」とは、土砂等による埋立て、盛土、その他土地へのたい積等をする行為。ただし、次の場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の製造等のための原材料のたい積、検査等のための試料のたい積 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において土砂を埋立て等する行為 ・ 鉱山保安法による許可又は届出をした施設での土砂等の埋立て等【資料（条例案詳細）】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<p><一律適用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法を参考に設定した埋立て土砂に対する土砂基準※1等 ・ 土砂の埋立場に対する立入検査や不適正土砂に対する措置命令等の設定など <p><許可制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模（埋立面積 3,000 m²）以上の埋立事業場には環境影響を未然に防止するための事前許可制を設定 ・ 一定規模以上の埋立事業場には管理義務（定期報告・検査・措置命令等）を設定 ・ 許可制からの適用除外（※2：留意事項欄に詳述）【資料（条例案概要）】 <p>※1：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが必要な環境上の基準として、土砂基準及び水質基準を設定する。基準値は、土壌汚染対策法の基準を参考にする。【資料（条例案概要）】</p>
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂等：土砂及びこれに混入し、又は吸着したもの【条例】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
	試料採取及び調査頻度	記載なし
土壌調査	調査項目	記載なし
	分析方法	記載なし
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		なし
留意事項		<p>※2 一定規模以上の埋立事業場のうち、次のような安全性の確認が容易なものについては、許可制から除外して一律に適用する規定のみとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や地方公共団体等が行う埋立て ・ 砕石法や砂利採取法により認可された埋立て ・ 土砂の発生場所から 50 km 以内の近距離での埋立て（但し、船舶離送分を除く）【資料（条例案概要）】
参考資料（パンフレット等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 【資料（条例案概要）】：高知県公害防止条例の改正予定について（概要） ・ 【資料（条例案詳細）】：高知県公害防止条例の改正予定について（詳細）
備考		なし

項目		No.38 愛媛県
条例の名称		愛媛県土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生に関する条例
最新改正施行日		平成17年1月16日（規則：平成29年3月31日）
管轄部署		地方局本局及び支局の環境保全課
URL		https://www.pref.ehime.jp/h15700/dosyajourei.html
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。【条例】
	条例の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者【条例第3条】 県【条例第4条】
	対象となる埋立て等の種類	土砂等の埋立て等：土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為埋立てに限らず、土地へたい積する行為すべてが該当する。「土地」への埋立て等であるため、公有水面については対象外。なお、水面であっても不動産登記の対象となる「ため池」等は対象となる。【条例】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	「土砂等の埋立て等」のうち、埋立て等の区域外の土砂を使用して埋立て等を行う区域の面積が3,000㎡以上の場合（条例では「特定事業」という）は、事前に知事の許可を受ける必要がある。ただし、たとえ小規模な土砂の埋立て等でも「土砂基準※」に適合しない土砂等による埋立て等の禁止（条例第7条）や災害発生防止措置義務（条例第8条）規定は適用され、措置命令の対象となる。【手引き】 ※土砂基準：条例施行規則別表第1
	土砂等の定義 使用可能な土砂	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等：土砂及びこれに混入し、又は吸着した物【条例】 土砂：地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土や砂（石や砂利が混入しているものを含む）。コンクリートを破碎したものやスラグなどは土砂には該当しない。【手引き】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	搬入使用する土砂等の土壌検査（採取場所ごと、かつ5,000㎡ごとに必要な土砂等搬入届に検査結果証明書添付する。）
	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」に規定された29項目【条例施行規則別表第1（土砂基準）】 埋立て等の目的が「田」の場合、「砒素」「銅」の項目についての含有試験も行う必要がある。【手引き】
	分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 採取方法：土壌汚染対策法施行規則第6条の方法による 保存処理方法：土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月24日環境庁告示第46号）による【手引き】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の搬入に係る事前の届出（土砂搬入前：採取場所ごと、かつ5,000㎡ごと。） 採取場所を証する書面 搬入土砂等の検査結果証明書 検査試料採取調書 ほか【手引き】
留意事項		<ol style="list-style-type: none"> 特定事業者（たい積を行う者）が行う土壌調査 <ul style="list-style-type: none"> 特定事業申請前及び完了（廃止時）の表土検査（1ha以内の区域に等分した区域毎に実施） 条例第9条に規定された許可適用外行為 <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体が行うもの（公共事業による土砂等の埋立て等） 採石法、砂利採取法等の許認可を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的にたい積するもの 採石法又は砂利採取法等の認可がなされた採取計画に従って行うもの 非常災害のために必要な応急措置として行うもの 通常の管理行為、軽易な行為として規則で定めるもの【手引き】
参考資料（パンフレット等）		<ul style="list-style-type: none"> 【手引き】：愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の申請の手引き
備考		なし

項目		No.39 佐賀市 (佐賀県)
条例の名称		佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例
最新改正施行日		平成 19 年 10 月 1 日 (規則: 平成 27 年 4 月 1 日)
管轄部署		建設部 建築指導課
URL		【条例】 http://www1.g-reiki.net/city.saga/reiki_honbun/r276RG00000494.html 【規則】 http://www1.g-reiki.net/city.saga/reiki_honbun/r276RG00000495.html
条例の概要	目的	土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染を未然に防止するために必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保するとともに市民の生活環境を保全することを目的とする。【条例第 1 条】
	条例の対象者	・ 事業主及び事業施行者【条例第 4 条】 ・ 土地の所有者、管理者又は占有者【条例第 5 条】
	対象となる埋立て等の種類	・ 埋立て等 : 土地の埋立て、盛土及びたい積行為 ・ 事業 : 土砂等による埋立て等【条例第 2 条】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等 (ダイジェスト)	・ 適用は、次のいずれかに該当する事業【条例第 3 条】 ① 業区域における現況の地盤高 (事業区域の全部又は一部が当該事業に着手しようとする日から過去 3 年以内に行った別の事業に係る事業区域と重複するときは、当該別の事業を行う前の地盤高) からの高さ 1 m 以上となる事業 ② 事業区域の面積 (事業区域が当該事業に着手しようとする日から過去 3 年以内に行った別の事業に係る事業区域に隣接するときは、当該隣接する別の事業に係る事業区域の面積と合算した面積) が 500 m ² 以上となる事業 ・ 事業を行うに当たり、災害の発生及び土壌の汚染を未然に防止する責務を有する。【条例第 4 条】 ・ 災害の発生に関しては、土砂等の崩落、飛散、流出等が生じないよう必要な措置を講じなければならず【条例第 6 条】、土壌汚染の未然防止に関しては、規則で定める土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)を満足する必要がある【条例第 7 条】。
	土砂等の定義 使用可能な土砂	土砂等 : 土砂、岩石その他埋立て等の用に供する物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 2 条第 1 項に規定する廃棄物に属さないすべてのもの 【条例第 2 条】
	土壌汚染対策法の措置での許可の要否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	記載なし
	調査項目	土壌溶出量 : 特定有害物質 25 項目、土壌含有量 : 特定有害物質 9 項目、ダイオキシン類【規則別表第 2】
	分析方法	特定有害物質の量の測定方法は、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 5 条第 3 項第 4 号の環境大臣が定める方法に準ずる。【規則別表第 2】
搬出土砂に係る土質試験		記載なし
主な作成書類等		・ 事業内容説明書【規則】
留意事項		① 埋立て等に使用される土砂等の安全基準は、土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)第 18 条に規定する基準及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に規定する環境基準に準じて、規則で定める。【条例第 7 条】 ② 次の各号のいずれかに該当する事業は、この条例の規定を適用しない。 【条例第 3 条】 (i) 国又は地方公共団体が行う事業 (ii) 国又は地方公共団体が法令に基づき設立した法人が行う事業 (iii) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業 (iv) 法令に基づき官公署の許可を受けて行う事業その他規則で定める事業 (v) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めた事業
参考資料 (パンフレット等)		・ 【条例】 : 佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例 ・ 【規則】 : 佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例施行規則
備考		なし

項目	No.40 大分県	
条例の名称	大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	
最新改正施行日	平成18年11月1日（規則：平成29年4月1日）	
管轄部署	生活環境部 環境保全課	
URL	http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/dosya.html	
条例の概要	目的	土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するための規制に関し必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保することを目的とする。【条例第1条】
	条例の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県【条例第3条】 ・ 土砂等のたい積行為を行う事業者【条例第4条】 ・ 土地の所有者、管理者又は占有者【条例第5条】
	対象となる埋立て等の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等：土砂及びこれに混入し、又は吸着した物 ・ たい積行為：埋立て、盛土その他の土地（公有水面以外の水面を含む。）への土砂等のたい積を行う行為【条例第2条】 ・ 土砂等のたい積行為：埋立て、盛土その他の土地への堆積行為すべて。不動産登記の対象となる「ため池」等は対象。公有水面については対象外。【QA】
	土砂埋立て等の実施者への主な規制項目等（ダイジェスト）	<ol style="list-style-type: none"> ① 安全基準（注1）に適合しない土砂等を使用したたい積行為を禁止 ② 知事は、安全基準に適合しないたい積行為を行っている者に対し、たい積行為の停止、現状保全のため必要な措置等の措置命令を发出することができる。 ③ たい積行為を行う者は、崩落等の防止措置を講じなければならない。 注1：土砂等の安全基準 安全基準は、環境基本法の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定めることとし、カドミウム、シアン等の物質について基準値を設定している。
	土砂等の定義 使用可能な土砂	地表、地盤、海底等を掘削するなどして採取された土や砂（石や砂利が混入しているものを含む。）。ヘドロ（浚渫土砂）や、石灰処理をした土も「土砂」となる。【QA】
	土壌汚染対策法の措置での許可の可否	記載なし
土壌調査	試料採取及び調査頻度	搬入使用する土砂等の土壌検査（採取場所ごと、かつ5,000m ³ ごとに必要な土砂等搬入届に安全基準適合証明書を添付する。）【QA】
	調査項目	「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」に規定された28項目（1-4 ジオキサンのみ除外）【別表】
	分析方法	「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」付表の方法【別表】
搬出土砂に係る土質試験	記載なし	
主な作成書類等	土砂等の搬入の届出（採取場所毎かつ、5,000m ³ 毎に、土砂等の採取場所を証する書面及び環境基準に適合していることを証する書面を添付）	
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 大規模な埋立に係るもの（面積3,000m²以上とする。）について、県の条例による規制の対象とし、規模の小さいものについては市町村条例の対象とするよう関係市町と協議して作成。【HP】 ② 許可不要行為 【条例第9条】 <ol style="list-style-type: none"> (i) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。） (ii) 採石法（昭和25年法律第291号）及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を一時的にたい積し、又は採取跡に埋め戻す事業 (iii) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業 (iv) 通常管理行為として行う事業その他の事業で規則で定めるもの ③ 特定事業者（土砂をたい積する者）が行う土壌調査として、特定事業申請前及び完了（廃止時）の表土検査（1ha以内の区域に等分した区域毎に実施）がある 	
参考資料（パンフレット等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂等条例の全体図 ・ 条例施行規則二段対照表 ・ 【別表】：規則別表 ・ 【QA】：条例に係るQ&A 	
備考	なし	

巻末資料 2

個別調査結果の取りまとめ一覧表
(40 自治体の調査結果ダイジェスト版)

No	自治体名	特定事業許可基準 (たい積に関する事項)	条例等の対象となる 土砂の制限	土対法の措置での 除外規定	受入時の土壌調査			留意事項	
					頻度	項目	土壌調査の免除 の規定		
1	東北 青森県	事前協議による	有(改良土は禁止)	無	5,000m ³	土対法指定基準項目	無	条例ではなく、事前協議による運用 県外で発生した土砂を県内に搬入場合に適用される	
2	関東	茨城県	5,000m ² 以上	有(改良土は禁止)	有	3,000m ²	土壌環境基準項目+pH	無	土壌調査は3,000m ² 毎に実施。 指示措置に対しては除外。 形質変更時要届出区域での措置及び指示措置以外の措置については適用。
3		水戸市	500m ² 以上、5,000m ² 未満	有(改良土は禁止)	有	記載なし	土壌環境基準項目+pH	無	ストックヤード(仮置きしている場合も含む)や資材置き場を経由した土砂等については、土砂発生元の責任が不明確であるため、持ち込みはできない 5,000m ² 以上の埋立ては茨城県の条例が適用される
4		つくば市	0m ² ~5,000m ² 未満	有(県内の発生土に限定)	無 (法令等義務の履行は除外)	事前協議書 提出時	土壌環境基準項目+pH	無	事業に用いる土砂等は、茨城県内から発生したものであること 5,000m ² 以上の埋立ては茨城県の条例が適用される 面積要件の下限値がない
5		群馬県	3,000m ² 以上	有(改良土は禁止)	無 (法令等義務の履行は除外)	5,000m ³	土壌環境基準項目	無	特になし
6		前橋市	1,000m ² 以上	有(改良土は禁止)	無 (法令等義務の履行は除外)	5,000m ³	土壌環境基準項目	無	搬入しようとする10日前までに市長に届け出
7		高崎市	500m ² 以上	無	無 (法令等義務の履行は除外)	許可申請後、着 手届提出時	土対法指定基準項目	無	・重金属9項目の土壌含有量・土壌溶出量を調査すること ・市長の通知により第1種、第3種、ダイオキシン類の追加が有り得る ・展開検査(要写真)が必要
8		栃木県	3,000m ² 以上	有(改良土は要事前協議)	有	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (知事が認める場合)	10m以上のたい積を行う場合は使用土砂等予定量計算書、構造安定計算書の提出が求められる。
9		宇都宮市	500m ² 以上	無	有	記載なし	土壌環境基準項目	無	特になし
10		埼玉県	3,000m ² 以上(搬出500m ³ 以上)	無	無 (法令等義務の履行は除外)		なし(たい積を行う者がたい積後に実施)		・500m ³ 以上の土砂を排出(県内外を問わず)する場合、土砂の搬出届出が必要(発生元が提出) ・土壌調査項目は土壌含有量(9項目)+知事が通知したもの ・区域内の土壌で埋戻す場合は許可は不要
11		さいたま市	500m ² 以上	無	無 (法令等義務の履行は除外)		なし(たい積を行う者がたい積後に実施)		・土壌調査項目は土壌含有量(9項目)+市長が通知したもの ・区域内の土壌で埋戻す場合は許可は不要
12		川越市	500m ² 以上	無	無 (法令等義務の履行は除外)		なし(たい積を行う者がたい積後に実施)		・土壌調査項目は土壌含有量(9項目)+市長が通知したもの ・区域内の土壌で埋戻す場合は許可は不要
13		所沢市	500m ² ~3,000m ²	無	無 (法令等義務の履行は除外)		なし(たい積を行う者がたい積後に実施)		・土壌調査項目は土壌含有量(9項目)+市長が通知したもの ・区域内の土壌で埋戻す場合は許可は不要
14		春日部市	500m ² ~3,000m ²	無	無 (法令等義務の履行は除外)		なし(たい積を行う者がたい積後に実施)		・土壌調査項目は土壌含有量(9項目)+市長が通知したもの ・区域内の土壌で埋戻す場合は許可は不要
15		越谷市	500m ² 以上	無	無 (法令等義務の履行は除外)		なし(たい積を行う者がたい積後に実施)		・土壌調査項目は土壌含有量(9項目)+市長が通知したもの ・区域内の土壌で埋戻す場合は許可は不要
16		熊谷市	500m ² ~3,000m ²	無	無 (法令等義務の履行は除外)		なし(たい積を行う者がたい積後に実施)		・土壌調査項目は土壌含有量(9項目)+市長が通知したもの ・区域内の土壌で埋戻す場合は許可は不要
17		千葉県	3,000m ² 以上	有 (第4種建設発生土、泥土、中間処理改良土、油含有土は禁止)	無	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (知事が認める場合)	・土砂等発生元証明書の取扱と地質試料採取に関して、独自の資料を作成 ・第4種建設発生土を石灰処理で調整して第3種改良土以上になったものは搬入可能
18	千葉市	300m ² 以上	有 (搬入路の路盤材(砕石等)は事業完了後に全撤去)	無 (法令等義務の履行は除外)	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (市長が認める場合)	・土砂等発生元証明書の取扱と地質試料採取に関して、独自の資料を作成 ・規制の内容は千葉県条例にほぼ同じ	
19	市原市	300m ² ~3,000m ²	有 (コンガラなどの混入物に注意)	無	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (市長が認める場合)	・規制の内容は千葉県条例にほぼ同じ ・3,000m ² 以上の土砂埋立て等は千葉県の残土条例が適用	
20	船橋市	面積500m ² 以上又は埋立容積500m ³ 以上	無	無 (法令等義務の履行は除外)	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (市長が認める場合)	・規制の内容は千葉県条例にほぼ同じ ・再生土、改良土等も、廃棄物に該当しないと判断される場合は土砂等として扱い可能	
21	柏市	300m ² 以上	有 (改良土は改良前が自然土であったものに限る)	有	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (市長が認める場合)	・規制の内容は千葉県条例にほぼ同じ ・廃棄物、又は廃棄物を加工したものは、外見や性状が土砂等に似ていても使用不可	
22	市川市	300m ² ~3,000m ²	有 (第4種建設発生土、泥土、中間処理改良土、油含有土は禁止)	無	2,000m ³	土壌環境基準項目+ダイオキシン類	有 (市長が認める場合)	・規制の内容は千葉県条例にほぼ同じ ・第4種建設発生土を石灰処理で調整して第3種改良土以上になったものは搬入可能 ・3,000m ² 以上の土砂埋立て等は千葉県の残土条例が適用	
23	相模原市	500m ² 以上 又は500m ³ 以上 (埋立て高さ1m以上)	無	有	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (市長が認める場合)	・面積3,000m ² 未満の事業の場合は、事業許可申請時、事業開始後の埋立て等の実施場所の土壌検査、排水の水質検査は免除	

No	自治体名	特定事業許可基準 (たい積に関する事項)	条例等の対象となる 土砂の制限	土対法の措置での 除外規定	受入時の土壌調査			留意事項	
					頻度	項目	土壌調査の免除 の規定		
24	北陸	長岡市	300m ² 以上:届出 1000m ² 以上:許可	有 (小国町を埋め立てる土砂等及び残土)	無	記載なし	土壌環境基準項目	無	長岡市内の小国地域のみ条例が適用される
25		石川県	無	無	無	無	土対法指定溶出基準項目	無	土砂埋立等を行うすべての者が条例の対象
26	東海	富士市	500m ² 以上	無	無	3,000m ²	土壌環境基準項目	無	・採取地点は市との協議により定める ・シールド工法の場合は掘削断面付近から採取する ・土壌調査は3,000平方m毎に実施
27		春日井市	1,000m ² 以上	有 (良質土であること、再生資源の利用に 関する判断基準に従うこと)	無	5,000m ³	・土砂採取場所の地歴調査 ・土対法指定基準項目	有 (使用履歴等がない場合)	建設発生土を使用する場合は再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に従い、利用の用途にあったものとする
28		岐阜県	3,000m ² 以上	無	有	5,000m ³	土壌環境基準項目	有 (製造物、加工物が含ま れない土砂の場合)	・土対法の措置以外に、国交省マニュアル(自然由来マニュアル)に基づく措置及び知事が認める措置の場合も埋立て等の除外規定が適用される
29	近畿	大津市	1,000m ² 以上	無	無	4,000m ³	土壌環境基準項目(溶出量のみ)	有 (規則で定める場合)	・土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面の添付を省略可 ・山間部のくぼ地を含む一団と認められる「1,000 m ³ 以上の土砂等で高さ2 mを超える場合」は500 m ² 以上で特定事業許可が必要
30		和歌山県	3,000m ² 以上	無	無	4,000m ³	土壌環境基準項目(溶出量のみ)	有 (規則で定める場合)	・土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面の添付を省略可 ・試料採取は計量証明事業者の計量管理下にあること(持込み試料は無効)
31		京都府	3,000m ² 以上	無	無 (法令等義務の履行は除外)	3,000m ²	土壌環境基準項目(溶出量のみ)	無	・土砂埋立て時の展開検査(特定事業者の義務) ・容器を用いた土砂等の保管の規制
32		大阪府	3,000m ² 以上	無	有	900m ³ 又は 2,500m ³	土対法指定基準項目 (使用履歴のある物質のみ実施)	有 (使用履歴がない場合)	・土壌調査結果には土対法等の既存調査報告書の結果を利用できる ・使用履歴のある物質のみが調査対象項目となる
33		高槻市	500 m ² 以上3,000 m ² 未満 かつ高さ1m以上	無	有	土砂の発生場所毎に、土対法又は府条例に基づく土壌汚染調査結果等を記載した書面で汚染の恐れの有無を判断		有 (使用履歴がない場合)	・汚染の恐れの有無の判断には土対法等の既存調査報告書の結果を使用する ・3,000m ² 以上は大阪府条例に従う
34		兵庫県	1,000m ² 以上 かつ 埋立て前後の高さ1m以上	無	有	土砂等の採取場所である土地の利用状況の調査を行い、工場跡地等の汚染のおそれがある場合は、基準に適合していることを証する書面(検査結果)を添付		有 (使用履歴がない場合)	・土壌調査結果には土対法等の既存調査報告書の結果を利用できる ・使用履歴のある物質のみが調査対象項目となる(ダイオキシン類の調査も必要)
35	四国	徳島県	3,000m ² 以上	無	無	4,000m ³	土壌環境基準項目	無	土壌試料が持込みの場合は検査結果を証する書面が提出されてもそれが無効となる可能性がある
36		香川県	一定規模(森林は0.1ha、その他は1ha)以上の開発行為	無	無	記載なし			知事は、必要と認める場合には、事業者と開発区域のみどりの保全を図るために必要な事項を内容とする協定(みどりの保全協定)を締結することについて規定
37		高知県	3,000m ² 以上	無	無	記載なし	土対法指定基準項目	無	一定規模以上の埋立事業場のうち、次のような安全性の確認が容易なものについては、許可制から除外して一律に適用する規定のみとする ・国や地方公共団体等が行う埋立て ・砕石法や砂利採取法により認可された埋立て ・土砂の発生場所から50km 以内の近距離での埋立て(但し、船舶輸送分を除く)
38		愛媛県	3,000m ² 以上	無	無	5,000m ³	土壌環境基準項目	無	土壌の調査項目・分析方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」による。土壌の採取方法は、土壌汚染対策法施行規則第6条の方法による
39	九州	佐賀市	500m ² 以上または 高さ1m以上の埋立(盛土)	無	無	記載なし	土対法指定基準項目+ダイオキシン類	無	特になし
40		大分県	3,000m ² 以上	無	無	5,000m ³	土壌環境基準項目(1,4-ジオキサン除く)	無	ヘドロ(浚渫土砂)や、石灰処理をした土も「土砂」となる

委員名簿

青木あすなろ建設（株）	●阿部 美紀也
（株）安藤・間	神原 賢一郎
（株）大林組	光本 純（旧委員：藤井 治彦）
（株）奥村組	長 千佳（旧委員：今井 亮介）
（公財）産業廃棄物処理事業振興財団	○佐伯 悌
清水建設（株）	齋藤 諒平
大成建設（株）	島田 曜輔
（株）竹中土木	◎長澤 太郎
東亜建設工業（株）	●富田 尚道
西松建設（株）	浅井 靖史
（株）フジタ	塩尻 大輔
前田建設工業（株）	○野田 兼司
三井住友建設（株）	戸村 豪治
りんかい日産建設（株）	釜土 則幸

（◎：委員長 ○：副委員長 ●：ワーキングリーダー）

